

○医療・介護のイノベーションに向けたDXの推進

➢保健医療介護情報の活用促進のための情報の標準化の推進と全国医療情報プラットフォーム・介護関連データ利活用のための基盤等の整備

高度医療情報普及推進事業

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室（内線2683）

令和6年度概算要求額 83百万円（83百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」において、電子カルテ情報の標準化等の取組を進めることができが明記されており、診療の際に必要となる医療用語の標準マスター等について、厚生労働省標準規格を整備することにより医療情報の標準化の促進及び共有を進め、もって医療DXの推進に寄与することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 現在、委託事業により維持管理している標準マスターは以下の7つ。
1 標準病名マスター 2 手術・処置マスター 3 臨床検査マスター
4 医薬品HOTコードマスター 5 看護実践用語標準マスター 6 歯科病名マスター
7 歯科手術・処置マスター
- 各マスターの充実及び電子カルテ情報標準化に伴う、医療機関等からの標準コード実装にあたっての相談対応を行う。



3 実施主体等

委託：公募等により決定する事業者

4 事業実績

◆ 利用状況：57,322件（65,803件）

※ 令和4年度医療用語等の標準マスターのダウンロード件数、括弧は令和3年度分

拡充

推進枠

保健医療情報拡充システム開発事業

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室（内線4053）

令和6年度概算要求額 4.6億円（7百万円）※()内は前年度当初予算額

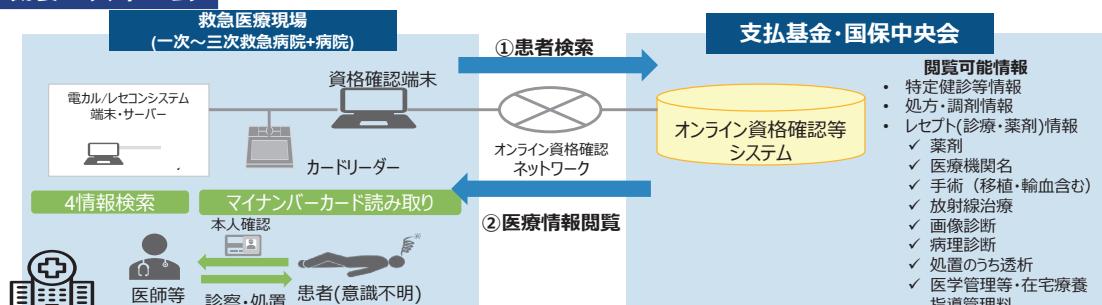
1 事業の目的

患者の保健医療情報を受診医療機関等に提供することにより、迅速かつ的確な診断・治療とともに、事故防止につなげて医療等の質を向上させ、緊急事態においてもより適切な医療を提供できる等、保健医療情報を電子的に確認できる仕組みを構築することで、広く医療従事者の負担軽減（働き方改革）や患者・国民の負担軽減を図るとともに、利便性の向上に繋げるため、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報等が閲覧可能となる取組みを順次開始している。

一方で、現行システムでは、意識障害等で患者の意思確認ができない状態の場合、本人確認・同意取得が困難となるため、全国で医療情報を確認できる仕組みが活用できないが、救急現場の医師等が患者の医療情報を確認することは、患者の生命および身体の保護の観点からも極めて重要なユースケースと想定される。

そのため、本事業では、上記の課題を解決すべく、医療機関に救急搬送された意識障害等の患者の医療情報を、医師等が閲覧可能とする仕組みを構築する。

2 事業の概要・スキーム



本仕組みの実現によって、生命に関わる救急医療において、より適切で迅速な検査、診断、治療等の実施に寄与することが期待される。

3 実施主体等

実施主体：社会保険診療報酬支払基金

拡充**推進枠**

介護関連データ利活用に係る基盤構築事業

老健局老人保健課（内線3944）

令和6年度概算要求額 25億円（12億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」において、「医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォームの取組を行政と関係業界が一丸となって進める」とされた。
- この実現に向けて、介護情報を共有できるよう、システム開発や基盤整備を行う。
- また、介護関連のデータ利活用を可能とする基盤構築により、保険者機能強化を実現する。

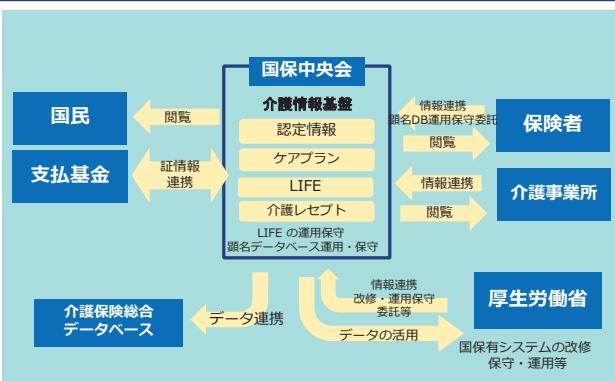
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- レセプト情報、認定情報、ケアプラン、LIFE情報（顔名情報）が市町村等で適切に活用できるよう、国保中央会・支払基金・市町村等のシステムの必要な改修を実施することで、介護予防・重度化防止を推進するための基盤を構築するとともに、市町村の保険者機能を強化する。

（主な改修事項）

- ①介護情報基盤構築のための拠点整備・運用、②令和7年度に実施する介護情報基盤構築のための複数システムにかかるシステム要件定義、③資格情報確認のための仕組み構築、④介護事業者からのLIFEデータ提出をより安全かつ簡単に実施するためのシステム運用、⑤ケアプランの顔名データ蓄積、⑥市町村等が提出する医療被保険者番号等の送受信に係る自治体システム整備支援

- 事業スキーム



- 実施主体：市町村、国保中央会、診療報酬支払基金
- 事業実績：令和4年度は同目的の事業を市町村、国保中央会、国立研究開発法人長寿医療研究センターにおいて実施

▶電子処方箋の全国的な普及拡大や機能向上の推進

新規**推進枠**

電子処方箋の有効活用のための環境整備事業

医薬・生活衛生局総務課（内線2195）

令和6年度概算要求額 2.2億円（-）※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 31億円

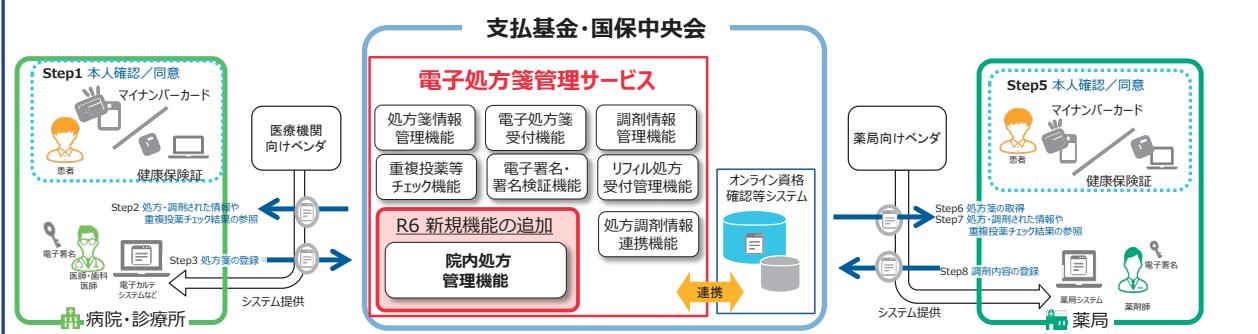
1 事業の目的

- 電子処方箋は令和5年1月から運用開始し普及拡大を進めている。電子処方箋管理サービスの機能を拡充する（例：院内処方等の管理機能追加）ことで同サービスの活用機会が増加し、医療機関・薬局への導入数や国民の利用数増加に繋がり、国民医療の質向上への貢献が期待できる。このため、同サービスの機能拡充に向けた改修を行う。

2 事業の概要・スキーム

○システム構築事業

- 電子処方箋管理サービスに、院内処方・退院時処方に係るデータを登録・管理・医療機関や薬局での閲覧を可能にする改修を行う。
- 令和6年度以降の院内処方等管理機能の実装に向けて、要件定義・設計・開発・他機能との連携テストを実施。



3 実施主体等

実施主体：社会保険診療報酬支払基金 補助率：定額(10/10)

新規

推進枠

電子処方箋の普及拡大事業

医薬・生活衛生局総務課（内線2195）

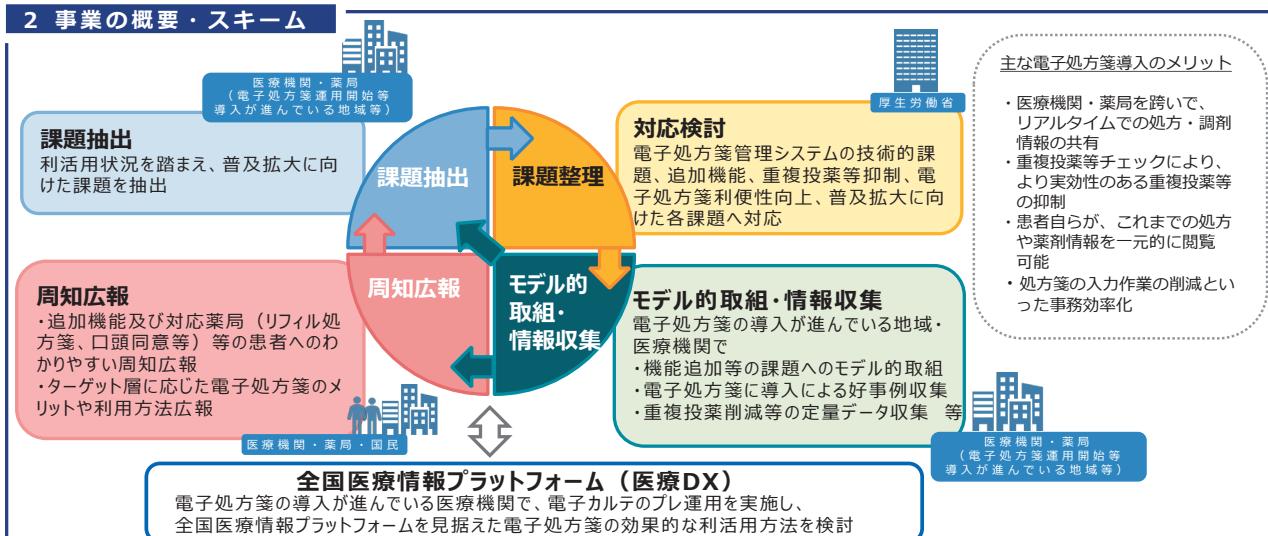
令和6年度概算要求額 94 百万円（－）※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 3.8億円

1 事業の目的

以下により、電子処方箋の国民の利用率向上、未導入層への導入拡大を図る。

- モデル地域や拠点地域を始めとした導入が進んでいる地域から、課題・好事例等を収集、普及拡大策の改善。
- 全国医療情報プラットフォーム、特に院内処方をはじめとした電子処方箋の追加機能の利便性を訴求した周知広報。更なる国民の利用向上を図るとともに、電子処方箋の導入施設拡大の加速化。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：民間団体等

▷ 診療報酬改定DXの取組の推進

新規

推進枠

診療報酬改定DX（施設基準の届出の電子化推進）

保険局医療課（内線3275）

令和6年度概算要求額 5.1億円（－）※（）内は前年度当初予算額

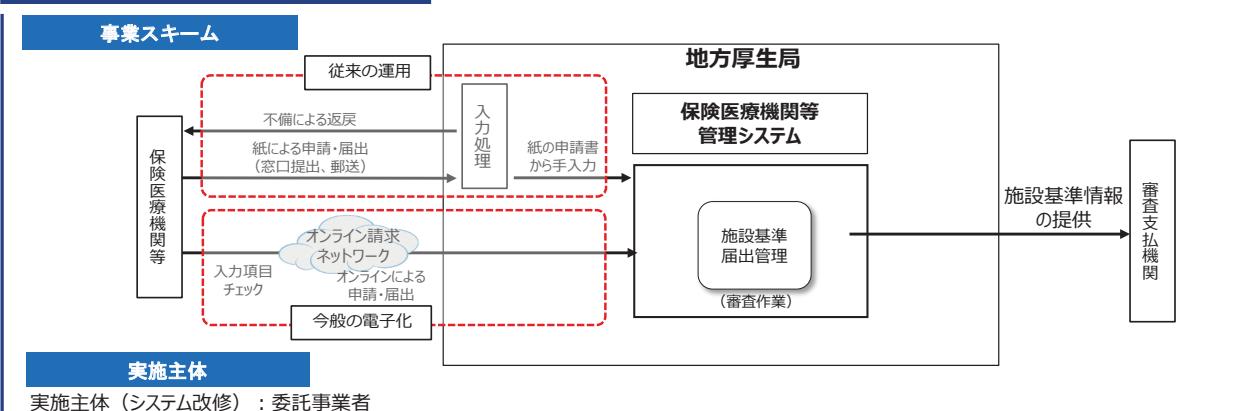
1 事業の目的

診療報酬DXにおける共通算定モジュールの導入や共通算定マスターの整備といった電子システムの運用にあわせて、現在は主に紙（窓口提出、郵送）により行われている保険医療機関等による施設基準等の届出の電子化を推進することにより、保険医療機関等の作業の軽減及び効率化を図る。

2 事業概要

保険医療機関等による施設基準等の届出をオンラインで行うことができるよう、保険医療機関等管理システムの改修を行う。

3 事業スキーム・実施主体等



科学的介護推進のためのデータベースの機能拡充

老健局老人保健課（内線3944）

科学的介護データ提供用データベース構築等事業

令和6年度概算要求額 5.6億円 (6.1億円) ※()内は前年度当初予算額

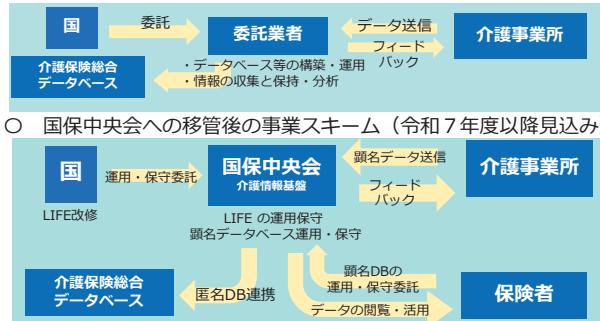
1 事業の目的

- 令和3年度から運用を開始した科学的介護情報システム（LIFE）の運用により、介護サービス事業所の質向上に活用できるよう、取得したデータの解析結果等について、介護事業所に提供を行う。
- 顔名データベースの構築のため、令和7年内にLIFEシステムの運用・保守業務を国から国民健康保険中央会に委託を行うため、顔名データ収集用LIFEの開発を行う。また、自治体がLIFEデータを閲覧できるしくみの構築を行う。
- 令和7年度に委託業者が変更となった場合でも運用・保守業務を遂行するため、令和6年度においては引き継ぎ期間と位置づける。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 介護事業所がLIFEに高齢者の状態・ケアの内容等の情報を提出し、そのデータを解析した結果として、事業所にフィードバックを行うことなどにより、介護サービスの質の向上に資する取組を推進する。

主な改修事項		
令和4年度	令和5年度	令和6年度
○システム基盤の統合	令和6年度報酬改定・制度改正に伴う改修： ・フィードバック項目の修正等の機能改修 ・介護記録ソフトとの連携機能の強化	
○認証機能等の見直し		
データヘルス改革工程表関連：顔名情報の収集に向けた機能改修		
主な改修事項		
令和6年度	令和7年度	令和8年度
○調達・運用準備	○自治体が閲覧する仕組みの構築 ■顔名LIFEへのデータ移行 ■中央会移管に向けたLIFE改修	■顔名LIFEへのデータ移行 ■中央会運用用LIFEへの移行



- 実施主体：株式会社等
- 事業実績：令和4年度は同目的の事業を入札により落札した2者（※）において実施
(※)開発・運用保守と工程管理で別の事業者が実施

介護分野へのテクノロジーの導入等による生産性向上の取組を通じた介護サービスの質の向上

拡充 介護テクノロジー導入支援事業（仮称）

老健局高齢者支援課（内線3876、3969）

（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））〔“介護ロボット導入支援事業・ICT導入支援事業”の発展的見直し〕

令和6年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の137億円の内数（137億円の内数）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進める事により、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 「介護ロボット導入支援事業」「ICT導入支援事業」の統合・支援メニューの再構築（※）を行い、介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。（※）下線は令和6年度拡充分

2 拠点対象

【介護ロボット】

- 移乗支援・移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット
- 【ICT】
 - 介護ソフト、タブレット端末、スマートフォン、インカム、クラウドサービス、他事業者からの照会経費 等
 - Wi-Fi機器の購入設置、業務効率化に資するバックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

- 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費 等

【その他】

- 上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費

3 拠点要件等

✓ 介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する取組の計画を提出すること。（必須要件）

【介護ロボット】	区分	補助額	補助率	補助台数
○移乗支援	上限100万円	3／4 (※)		
○入浴支援	上限30万円			
○上記以外				必要台数

【ICT】	補助額	補助率	補助台数
● 1～10人	100万円		
● 11～20人	160万円	3／4 (※)	
● 21～30人	200万円		
● 31人～	260万円		

※一定の要件を満たす場合は3/4、それ以外は1/2

補助要件	補助額・率
● 取組計画により、職場環境の改善（内容検討中）を図り、職員へ還元する事が明記されている事	上限 1,000 万円
●既に導入されている機器、または本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組である事	3／4 (※)
● プラットフォーム事業の相談窓口や都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センターを活用する事	3／4

4 実施主体・実績

■ ICT導入支援事業

実績	R1	R2	R3
実施都道府県数	15	40	47
補助事業所数	195	2,560	5,371

■ 介護ロボット導入支援事業

■ 介護ロボット導入支援事業

実施都道府県数	45都道府県 (令和3年度)
都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数	H27 H28 H29 H30 R1 R2 R3 58 364 505 1,153 813 2,297 2,720

※1施設で複数の導入計画を作成することがあります

5 その他

・都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定（令和5年度に介護保険法の一部を改正）

介護生産性向上推進総合事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

老健局高齢者支援課(内線3875)

令和6年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の137億円の内数(137億円の内数)※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

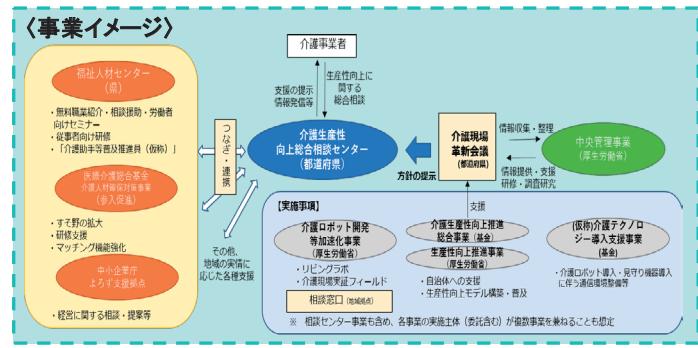
- 都道府県が主体となった介護現場の生産性向上を推進する取組の広がりは限定的であり、また、既存の生産性向上に係る事業は数多くあるものの、実施主体や事業がバラバラであり、一体的に実施する必要がある。
- このため、都道府県の主導のもと、介護人材の確保・待遇改善、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入、介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的・横断的に一括して取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ型の総合的な事業者への支援を可能とする「介護生産性向上推進総合事業」を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

- 都道府県が主体となり、「介護生産性向上総合相談センター」を設置。介護現場革新会議において策定する基本方針に基づき、介護ロボットやICT、その他生産性向上に関する取組を実施する他、人材確保に関する各種事業等とも連携の上、介護事業者に対し、ワンストップ型の支援を実施する。

【実施事項】((1)及び(2)の実施が要件)

- 介護現場革新会議の開催
- 介護生産性向上総合相談センターの設置
 - ①介護ロボット・ICT等生産性向上に係る相談窓口(必須)
 - ②人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携(必須)
 - ③その他
- 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援(コンサル経費の補助)



3 その他

- 都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定(令和5年度に介護保険法の一部を改正)

介護生産性向上推進総合事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

老健局高齢者支援課(内線3875)

令和6年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の内数(137億円の内数)※()内は前年度当初予算額

4 事業の内容

都道府県を主体とした生産性向上の取組を網羅的に支援する。

(1) 都道府県等による介護現場革新会議に係る必要と認められた経費の一部を助成(必須事業)

- 都道府県等による介護現場革新会議の設置に伴う必要な経費
- 介護事業所の取組(モデル的取組)に必要な経費
(例:第三者がその取組(タイムスタディ調査による業務の課題分析等)を支援するための費用、介護ロボットやICT機器等のハードウェア・ソフトウェアの導入費用(インカム機器、介護記録ソフトウェア、通信環境整備等)に係る費用を含む。)
- 都道府県等が取組む介護の魅力発信や職員の定着支援等に要する必要な経費

【補助額】②(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限500万円)、①③については必要な経費

(2) 介護生産性向上推進総合事業の実施に係る必要と認められた経費の一部を助成

- 介護生産性向上総合相談センターの運営に係る費用(必須事業)
〔総合相談センターの事業実施に係る費用〕(例)
 - 介護ロボット・ICT等に係る相談窓口業務(機器の体験展示、試用貸出、専門相談員、研修費用等)
 - 介護ロボット、ICT等の効果的な活用・普及に必要な経費(研修・伴走支援費用等)
 - その他人材確保、生産性向上に係る各種支援業務との連携
- 地域における介護事業所の見える化に関する事業(宣言・表彰等)に係る費用
- 介護テクノロジー導入支援事業(基金事業)の実施に係る費用
- その他介護現場の生産性向上に係る事業に要する費用

(3) 第三者が生産性向上の取組を支援するための費用の支援(コンサル経費の補助)

- 生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所に対して、第三者がその取組(タイムスケジュール調査による業務の課題分析等)を支援するための費用の一部を助成

【補助額】(1事業所あたり)対象経費の1/2以内(上限30万円)



介護ロボット開発等加速化事業

老健局高齢者支援課（内線3969）

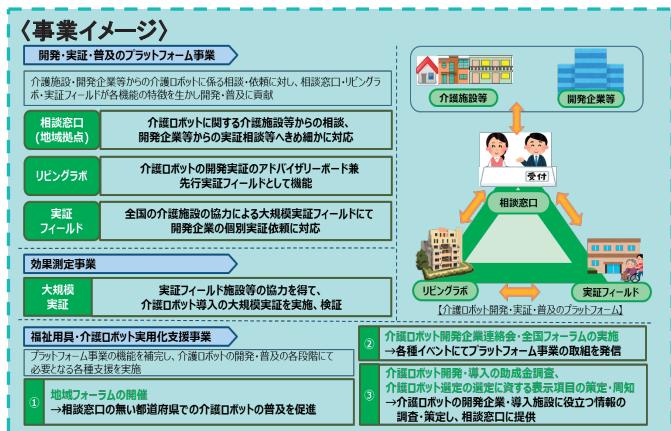
令和6年度概算要求額 8.9億円 (5.0億円) ※() 内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 3.9億円

1 事業の目的

- 介護現場の業務効率化を進めるため、テクノロジーの活用を推進しているところであるが、このためには、介護現場に対する導入資金の支援だけでなく、介護現場におけるテクノロジーへの理解を促進し、開発企業が介護ロボット市場に参入しやすい環境を整備する必要がある。
- 本事業では、①介護施設・開発企業双方からの相談窓口や開発実証を行なうリビングラボ等の「開発・実証・普及のプラットフォーム」を運営するとともに、②介護ロボット等の導入効果に係る大規模実証、③介護ロボットに関するフォーラム等による情報発信を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- (1) 介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業
 - 相談窓口の設置（全国15箇所）
 - リビングラボの設置（全国8箇所）
 - 地域における介護生産性向上総合相談センター（基金事業）の支援事業（中央管理事業）
 - 2025年大阪万博での効果的な取組の情報発信に係る好事例の収集及び普及方策の企画・検討（相談窓口等と連携）**
- (2) 効果測定事業
 - 生産性向上の取組に係る効果測定事業（実証施設数[100]施設程度）
- (3) 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業
 - 介護ロボット等に係る生産性向上の取組の情報発信等を行う。



【事業実績】 令和4年度 全相談窓口における相談件数 1,139件
(※) 下線は令和6年度拡充分

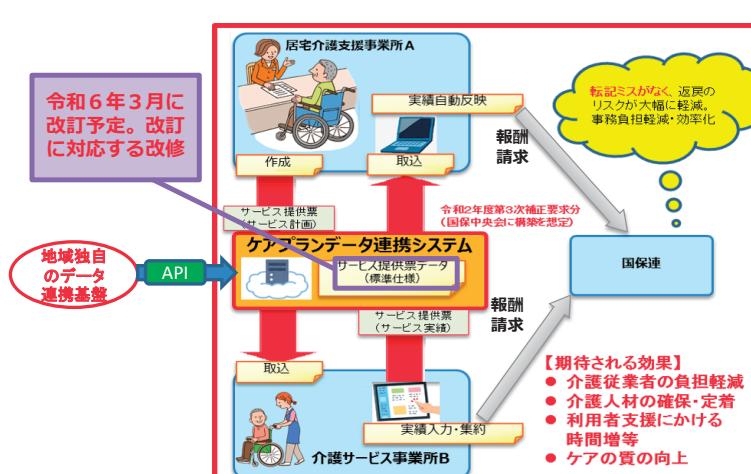
ケアプランデータ連携システム構築事業

老健局高齢者支援課（内線3876）

1 事業の目的

- 介護現場の負担軽減を加速化するため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携を実現するためのシステムを公益社団法人国民健康保険中央会に構築。
- 令和5年度から継続して、システム導入当初に運営基盤の安定化を図るために運用・保守のための費用を要求するとともに、**調査研究の結果を踏まえ、システム機能追加**のための費用を要求する。

2 事業の概要



3 実施主体等



【主なシステムの改修】

- R5年度に改訂する「標準仕様」に対応するための改修
- 既に地域で連携を行っているサービス等と連携するためのAPI開発
- その他、パイロット運用及び本格運用により顕在化した課題に対応するための改修

拡充

推進枠

介護事業所における生産性向上推進事業

老健局高齢者支援課（内線3876）

令和6年度概算要求額 1.7億円（1.7億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国として生産性向上ガイドラインやセミナーにより、自治体主導での介護現場革新・生産性向上の取組を推進しており、令和6年度は基金事業等で更なる自治体主導での取組の推進を図ることとしている。
- 介護職員へのスキルアップ研修や法人間の連携による生産性向上の取組に係る調査研究・実証を行い、ICTの導入・利活用促進を図る。
- 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」を踏まえ、職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上等に取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

2 事業の概要

①生産性向上に係るセミナー等の実施

介護事業所が主体的に生産性向上に取り組めるよう、生産性向上ガイドラインの理解促進、好事例の横展開等を目的としたセミナーや、生産性向上の機運を高めるためのフォーラムを開催し、生産性向上の取組の普及・加速化を図る。

②法人間の連携による生産性向上の取組や、介護職員へのスキルアップ、ICTの効果的取り組みの横展開に関する調査研究

- 令和5年度の調査研究事業の成果を踏まえ、法人間の連携による生産性向上の取組や、介護分野のテクノロジー活用に必要なICTスキル習得のための一連の学習プログラムを試行し、ポイントをまとめる。
- 2025年大阪万博での効果的な取組の情報発信に係る好事例の収集及び普及方策の企画・検討（データ連携の側面）

③「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」に係る事務局の設置

「介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰」について、都道府県との調整や情報の取りまとめ、選考委員会の運営などの事務局としての業務を行うとともに、表彰を通じた好事例集を作成する。

※下線は令和6年度拡充分

3 実施主体等



4 事業実績等

令和4年度 セミナー参加事業所（法人）数 487

▶ 整合的かつ効率的な審査支払機能の運用に向けた国保総合システムの改修

新規

推進枠

国保総合システムの最適化及び審査領域の共同利用に関するシステム開発

保険局 国民健康保険課（内線3259）
高齢者医療課（内線3229）

令和6年度概算要求額 25億円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○国保総合システムは、レセプトの審査支払を行う「審査支払系」と、資格管理や高額療養費算定、レセプト管理・二次点検等を行う「保険者共同処理系」に区分される。

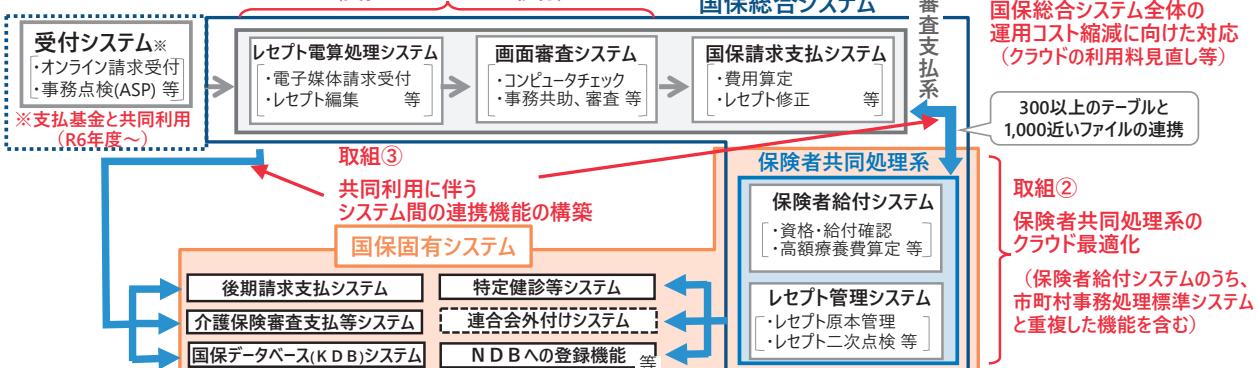
○今後、支払基金システムへの共同利用に移行するとともに、保険者共同処理系の最適化、市町村事務処理標準システムに重複機能を移行することにより、保守運用コストを縮減するためのシステム改修を行つ。

○取組事項：①国保総合システム全体の運用コスト削減に向けた対応、②保険者共同処理系のクラウド最適化、③共同利用に伴うシステム間の連携機能の構築

2 事業の概要・スキーム

共同利用の対象機能

【国保総合システム構成と連携イメージ】（支払基金システムに移行）



- 実施主体：国民健康保険中央会
- 補助率：国 10/10

➤医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の強化

医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
(内線4568)

拡充

推進枠

医療分野におけるサイバーセキュリティ対策調査事業

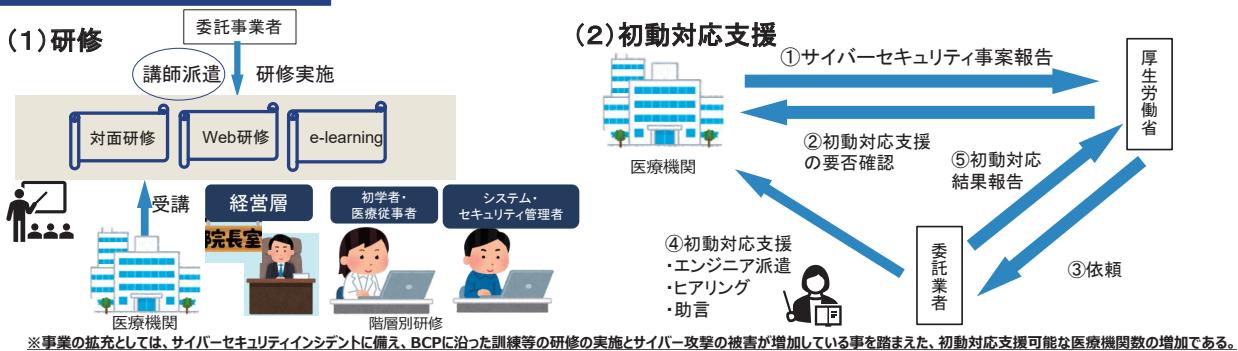
令和6年度概算要求額 1.1億円 (1.0億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療機関のセキュリティ対策は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき、各医療機関が自主的に取組を進めているところである。昨今のサイバー攻撃の増加やサイバー攻撃により長期に診療が停止する事案が発生したことから実施した緊急的な病院への調査では、自主的な取組だけでは不十分と考えられる結果であった。
- 医療機関の医療情報システムがランサムウェアに感染すると、保有するデータ等が暗号化され、電子カルテシステム等が利用できなくなることにより、診療を長時間休止せざるを得なくなることから、医療機関等におけるサイバーセキュリティ対策の充実は喫緊の課題となっている。
- 初動対応を迅速に行うことが、被害を最小限に抑えるために重要なことから、サイバー攻撃が増加しても対応できるよう初動対応支援の体制強化を図る必要がある。

※医療・福祉分野業者のランサムウェア被害は令和4年度で20件、1.6倍増加すると予測(令和4年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について (警察庁))

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

委託先：委託事業（民間事業者）

4 事業実績

- ◆ 研修受講者数：約3500人（約700人） ◆ 初動対応支援数：2件
- ※ 令和4年度実績
括弧は令和3年度
(令和4年度から開始)

新規

推進枠

医療機関におけるサイバーセキュリティ確保事業

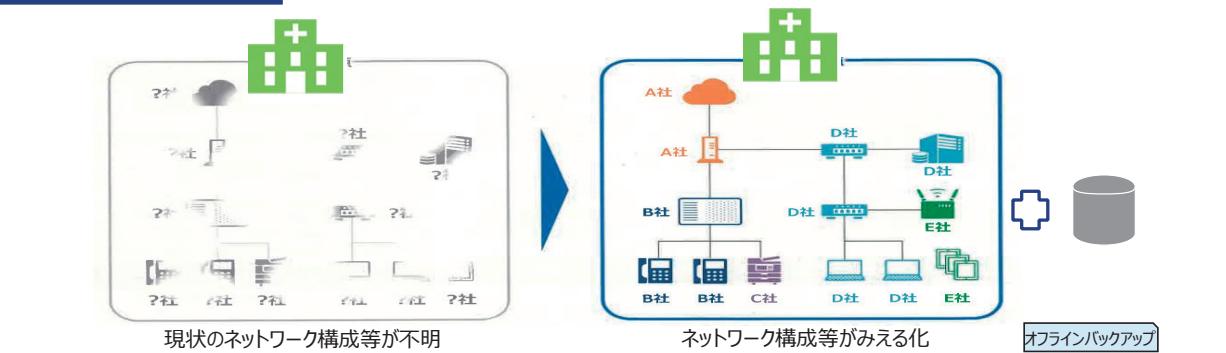
医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室
(内線4568)

令和6年度概算要求額 3.5億円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 厚生労働省では、医療機関に対して委託先事業者と連携し、全ての外部ネットワーク接続点を確認することを求めているところ
- 中・大規模病院は多数の部門システムで構成されているため、各システムを提供する事業者と個別に連携しても、全てのネットワーク接続を俯瞰的に把握することは困難である可能性がある
- ランサムウェア対策にはオンラインバックアップが有効であることを踏まえ、厚生労働省では、医療機関に対して、オンラインでのバックアップデータの保存を求めている
- 医療機関等におけるサイバーセキュリティの更なる確保のため、外部ネットワークとの接続の安全性の検証・検査や、オンライン・バックアップ体制の整備を支援する

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

補助先：専門機関等

○医薬品・医療機器等の実用化促進、安定供給、安全・信頼性の確保

➢希少疾病用・小児用等のドラッグラグ・ドラッグロスへの対応に向けた希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大、小児用薬の開発計画の策定等に向けた体制整備

新規

推進枠

PMDA「小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター」の設置

医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課
(内線2746)

令和6年度概算要求額 1.5億円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、欧米では承認されている医薬品が日本で開発が行われない、いわゆる「**ドラッグ・ロス**」の拡大が指摘されている。この背景には、日本の創薬力や市場性の低下のほか、国際的にも小規模な患者群を対象とした医薬品開発の割合が増加していること等の環境変化があり、特に、市場性の小さい希少疾病用・小児用等の医薬品で影響を受けやすい。
- このような環境変化に対応し、我が国にとって医療上必要な医薬品の導入を促進する観点から、下記の薬事上の対応を進めるために必要な**PMDAの体制確保（「小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター」の設置）**と、企業等がPMDAに支払う**手数料の補助**を行う。

- ① 希少疾病用医薬品指定の早期化・拡大
- ② 小児用薬の開発計画の策定を企業に促しPMDAが確認する対応の促進
- ③ 「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」（以下、未承認薬等検討会議）における評価の加速化
- ④ PMDA相談手数料の企業等への補助

増加する国内未承認薬



2 事業の概要・スキーム



小児・希少疾病用医薬品等薬事相談センター

①希少疾病用医薬品
指定・指定見直し
の相談・審査

②小児用医薬品
開発計画の確認・
進捗管理

③未承認薬検討会議
評価の加速(調査、
評価書作成等)

※疾患分野横断的な指定・評価基準の確立・運用による効率化を図るため、各審査部とは別のセンターとする。

PMDA相談手数料の補助

対象：上記①・②に関して企業が支払う相談手数料。未承認薬等検討会議での開発公募品や医師主導治験による開発品。

3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- ①、②の相談手数料の補助（企業、アカデミア等）
- 体制確保の人事費 補助率100／100
- 備品等

拡充

推進枠

医薬品国内開発伴走事業（バイオテック・コンシエルジュ事業の拡充）

医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
(内線2746、4224)

令和6年度概算要求額 66百万円 (9百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年、欧米では承認されている医薬品が日本で開発が行われない、いわゆる「**ドラッグ・ロス**」の拡大が指摘されている。この背景には、日本の創薬力や市場性の低下のほか、**革新的新薬のシーズを海外ベンチャーに依存するビジネスモデルへの転換**等の創薬環境の構造変化がある。
- このため、国内での中小企業への支援に留まらず、新たに、**海外の中小バイオ企業による日本での開発・薬事申請を促すため、米国等において、英語で、日本の薬事制度の情報発信、薬事の相談対応を無料で行う**。特に、「**未承認薬・適応外薬検討会議**」で開発公募された品目を重点的に対象とし、**日本での治験実施を含めた薬事相談に応じる**。
- また、相談・支援の窓口となる拠点として**PMDA米国事務所を設置する**（国際共同治験等で米国FDAとも連携）。

日本国内未着手の86品目内訳（2023年3月）

ベンチャーファンド

オーファン

小児

56 %
(48品目)

47 %
(40品目)

37 %
(32品目)

※86品目のうち、ベンチャー、オーファン、小児のいずれでもない品目は14品目（16%）

2 事業の概要・スキーム

「未承認薬・適応外薬検討会議」で開発公募された品目等

現地（商談会、学会等）にて
✓ 日本の薬事制度の発信
✓ 日本での開発について無料相談

英語資料のまま相談可能
(日本語への翻訳不要)

日本で開発・承認
を目指したい

日本で開発・薬事申請

3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- (運営費交付金)
 - ・人件費（伴走支援・広報）：補助率100／100
 - ・旅費・滞在費（米国、欧州）
 - ・翻訳・通訳費、相談ブース借料、広報費等（補助金）
 - ・PMDA米国事務所経費（家賃、人件費（現地採用職員）等）：補助率50／100

新規

推進枠

治験工コシステム導入推進事業

医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
(内線2746)

令和6年度概算要求額 27百万円 (一) ※()内は前年度当初予算額

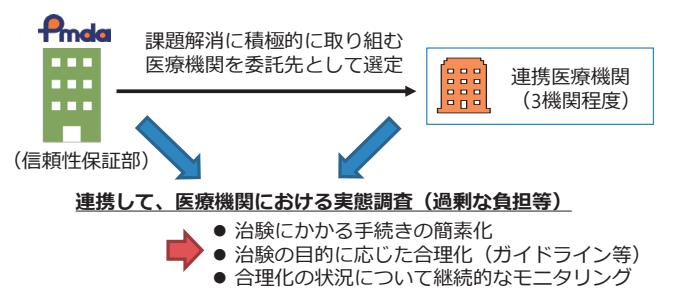
1 事業の目的

- 近年、欧米では承認されている医薬品が日本で開発が行われない、いわゆる「ドラッグ・ロス」の拡大が指摘されており、その要因の一つとして、国際共同治験において、日本人症例の組入れが遅い等の理由で日本を避ける傾向が指摘されている。
- 本事業では、国内で治験を実施しやすい環境作りのため、国内治験にかかるコストの削減や手続きの負担の解消（治験工コシステム）を進める観点から、
 - ① 医療機関における負担の実態調査

GCP規制（臨床試験の実施基準）への対応において医療機関の負担となっている課題を明らかにするため、医療機関と連携し、治験依頼者（企業）から医療機関への過剰な又は重複した要求等の負担の実態を調査するとともに、海外の状況との比較を行う。
 - ② 治験工コシステムの導入

①で確認された過剰や重複による負担を軽減するため、治験にかかる手続きの簡素化、治験の目的に応じた合理化（GCP対応の程度、データの品質等の求められる水準をガイドライン等で明確化）を進める、また、ガイドライン対応を含めた合理化の状況について、PMDAによる継続的なモニタリングを行い、必要な改善を図る。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- ・人件費：補助率50／100
- ・旅費
- ・研修会開催費等
- ・連携医療機関への委託費（実態調査等）

▶臨床開発・薬事規制調和に向けたアジア拠点の強化

拡充

推進枠

臨床研究・治験推進研究事業（アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築事業）

医政局研究開発政策課
(内線4165)

令和6年度概算要求額 7.0億円の内数（3.9億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- アジア諸国における国際的な技術水準を確保する治験実施拠点整備の必要性については、「アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン」（令和元年6月20日健康・医療戦略推進本部決定）においても言及されてきたところであるが、今般のCOVID-19拡大に伴い、迅速かつ質の高い、グローバルな臨床研究・治験体制構築の必要性が改めて明らかになった。
- これを受け、日本主導の国際共同治験の強化へつなげ、治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークの構築を進める。
- 具体的には、ソフト面（現地教育研修）及びハード面（現地拠点構築）の整備や、安定的に臨床研究・治験が実施可能な基盤の構築に当たっての持続性や実施体制の拡大を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 本事業において整備した基盤の持続性の確保及び更なる拠点の整備を推進するとともに、臨床研究中核病院を中心とした国内の臨床研究支援人材育成強化に取り組むことにより、日本主導のアジア地域における国際共同臨床研究・治験の実施体制の強化を図る。
- 特に、「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（令和3年6月1日閣議決定）において、日本発の国際共同治験が迅速に実施可能となるよう、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを充実させることとされている。
- 一方、ワクチン開発については、試験対象者が健康成人であることや、治療薬に比べて必要症例数が格段が多い（数千例から数万例規模）といった特殊性がある。
- こうしたことから、これまで感染症治療薬の領域で構築した基盤等を活用・発展させる必要があり、ワクチンに特化した研修の実施等により、円滑なワクチン開発に寄与する基盤へと充実を図る。



3 実施主体等

補助先：国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED） 補助率：定額 ※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定
事業実績：2課題採択（令和5年度）

拡充

推進枠

アジア医薬品・医療機器薬事トレーニングセンター事業

医薬・生活衛生局
総務課国際薬事規制室
(内線4224)

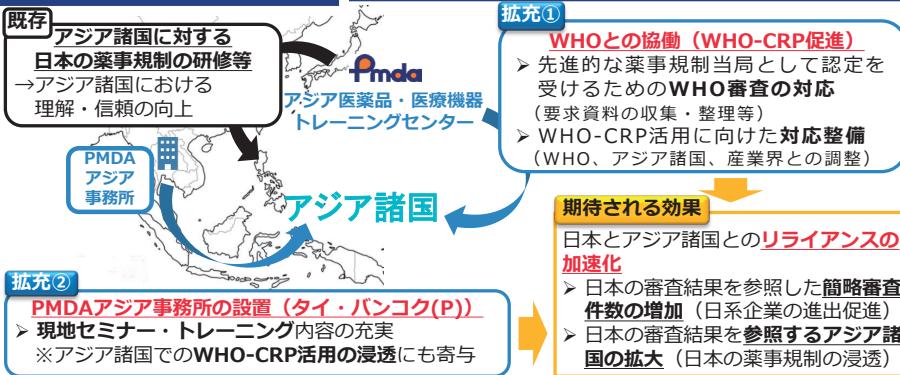
令和6年度概算要求額 2.5億円 (2.2億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 「『アジア医薬品・医療機器規制調和グランドデザイン』実行戦略」（令和2年7月14日健康・医療戦略推進本部決定）等に基づき、**アジア諸国との間で、薬事規制の調和、及びリライアンス**（日本の審査結果を参照した相手国での簡略審査）の**推進**が求められている。これまで、PMDAアジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局担当者に対する薬事規制制度に関するセミナー・研修を積極的に実施してきた（2016～2022年度に合計85回のセミナーを開催、67の国/地域及びWHOからのべ2,570人（うちアジア諸国から2,210人）の規制当局担当者が参加）。これにより日本の薬事規制に対する理解・信頼が向上し、日本の審査結果を参照する制度（簡略審査制度）を導入するアジア諸国が年毎に拡大している。
- WHOでは、世界的にリライアンスを推進するため、**途上国が先進国の審査結果を参考して簡略審査を行えるよう、個別製品毎にWHOがコーディネートするプログラム（WHO-CRP）**を実施中。日本の医薬品・医療機器へのアクセス推進により、アジア諸国におけるUHC達成に貢献するため、WHOと協働し、我が国がWHO-CRPの利活用を推進することを進める。
- WHO-CRPで日本の審査結果を活用するためには、**WHOより、我が国が先進的な薬事規制当局であると認定されていることが必要**。WHOは、令和4年（2022年）から、世界の全規制当局に対して、新たな認定を進めることを決定しており、日米欧を含む先進国の規制当局にあっても早期にWHOの審査を通じ認定を受けることが必要。（アジア地域では、シンガポール当局・韓国当局が既に「最高の規制当局水準」として認定済み）

- 目的**
- WHO-CRPの活用を**アジア諸国に普及させること**により、**アジア諸国とのリライアンスの加速化**を目指す。
 - WHO-CRPで日本の審査結果を活用させるため、WHOから**「先進的な薬事規制当局」**の認定を受ける。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- PMDA
 - WHO-CRPを通じた簡略審査を進めるための旅費、会議費、翻訳費等（100%国が補助）
 - PMDAアジア事務所の設置のための所要経費（事務所家賃、人件費（常勤・現地採用職員）、出張費、会議費等）
 - （国：PMDA = 1 : 1 で負担）

▶リアルワールドデータの薬事活用の推進

拡充

推進枠

リアルワールドデータ活用促進事業

医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
(内線2746)

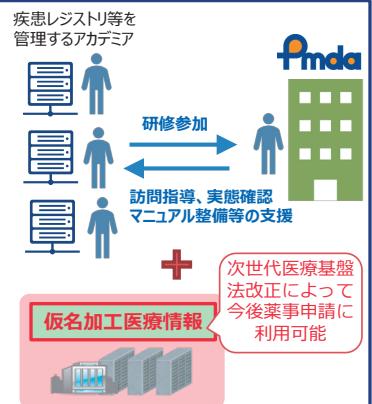
令和6年度概算要求額 48百万円 (33百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 疾患レジストリ、医療情報データベース等のリアルワールドデータ（RWD）を薬事申請で活用するには、それに依拠して有効性・安全性の評価ができるよう、**高い水準でのデータの信頼性確保**が求められる。しかし、現状では、疾患レジストリ等の保有者（アカデミア）における知識・経験の蓄積が十分とは言い難く、薬事申請に活用された事例は極めて少数に留まる。
- そのため、薬事活用に意欲のある疾患レジストリ等の保有者を選定し、**PMDAがデータの信頼性確保の取組を集中的に支援**することで、RWDの活用を促進する。

令和6年度は、以下の拡充を図る。

- 対象機関の拡大、過年度の対象機関のフォローアップ
- 次世代医療基盤法改正（令和5年5月成立）によって活用可能となる「仮名加工医療情報」について、信頼性確保のためのガイドラインの整備等により薬事申請等への活用を支援する。



2 事業の概要・スキーム

- 疾患レジストリ等を保有し、その薬事利用に積極的に取り組む機関（大学、NC等）を複数選定。
- 疾患レジストリ等の担当者が、PMDAと双方向の交流を行い、薬事水準の信頼性確保の方策等を学ぶ。
 - PMDA職員による研修会、訪問指導、レジストリ等の実態確認、マニュアル整備の支援等
- 次世代医療基盤法の「仮名加工医療情報」について、実態を踏まえ、信頼性確保のガイドライン等を整備。

3 実施主体等

- 疾患レジストリ等の保有者（5機関程度）
 - 人件費
 - マニュアル等の作成費用
- PMDA
 - 人件費：補助率50／100
 - 旅費（訪問指導等）
 - 研修会開催費等

▶ 医療系ベンチャーの成果創出支援

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線2530、2545）

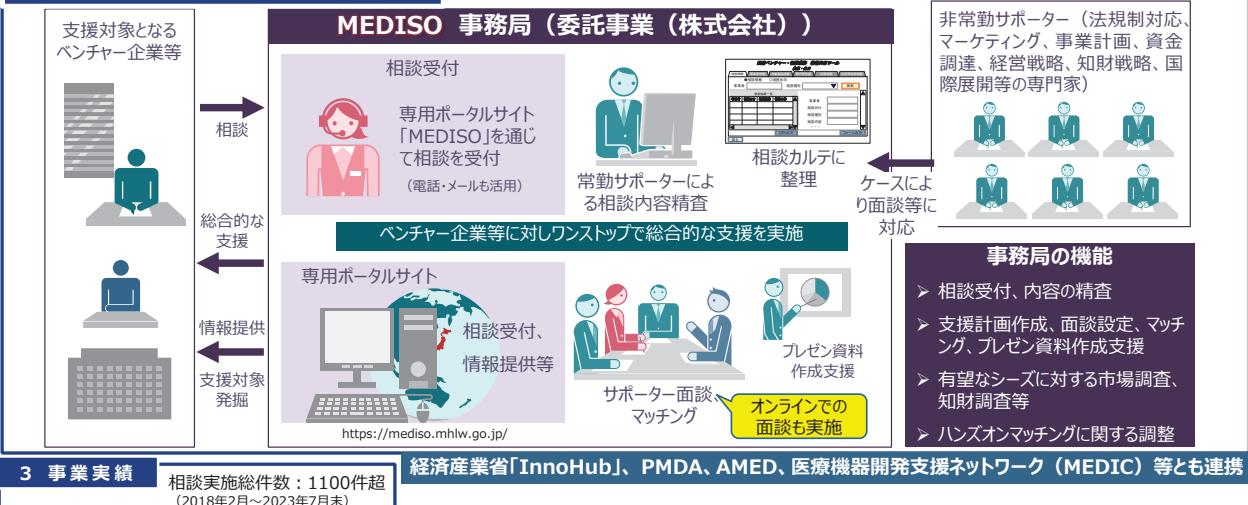
医療系ベンチャー育成支援事業

令和6年度概算要求額 4.4億円（4.4億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆ MEDISO（Medical Innovation Support Office）とは、医薬品・医療機器等について、アカデミアやベンチャー企業が有するシーズを実用化につなげるために、研究開発から上市に至るまでの各段階で生じた課題等に総合的な支援を行うための事業。
- ◆ 医療系ベンチャー企業等にアドバイスを行なうメンターとなる人材（以下、サポーターと称する）と各ベンチャー企業のニーズに応じたマッチングの推進には、ベンチャー育成のためのエコシステムの確立に向けて大変重要であり、MEDISOでは、多様な分野の専門家を「サポーター」として登録している。
- ◆ 相談案件は常勤サポートーが精査し、より専門性が高い相談については非常勤サポートーとの面談設定やマッチングを行い、支援計画作成、VC等へのプレゼン資料作成支援等、多様な相談に対してワンストップで支援を実施。
- ◆ さらに、有望なシーズに対しては、知財調査や市場性調査（フィジビリティスタディ）、大企業やアカデミアの人材をベンチャーに派遣するハンズオンマッチング等により、シーズの実用化を見据えた総合的な支援を実施。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等



▶ 後発医薬品の信頼確保のための体制・取組の強化

拡充

推進枠

後発医薬品の品質確保（GMP管理体制強化等事業）

医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
(内線2770)

令和6年度概算要求額 1.4億円（1.2億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度に、後発医薬品メーカーにおいて、製造工程における薬物混入などの重大な違反行為が発覚。健康被害の発生のほか、製品回収や業務停止処分による出荷停止が行われるなど、医療現場に大きな混乱が発生しており、医薬品の品質に対する信頼回復が急務となっている。現時点においても、行政処分事例が発生している。
- 当該事案では、二重帳簿の作成や品質試験結果のねつ造など、発見が困難な法令違反が行われており、現在の行政におけるGMP（医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準）の検査体制では十分対応できていない実態が明らかになっている。
- 当該行政処分事例に係る第三者委員会等による調査の結果、原因の一つとして、企業における製造管理及び品質管理に対する意識の低下が指摘されている。
- 国と都道府県の薬事監視の情報共有を含めた連携体制が必ずしも十分に整備されているとは言いがたい状況であることも指摘されている。
- 医薬品医療機器総合機構（PMDA）及び都道府県における調査員の教育及び情報共有などにより、調査能力の向上及び均一化を進め、巧妙な法令違反行為を発見できるようにする。
- 医薬品メーカーにおける製品品質確保やGMP適合性遵守に関するコンプライアンスを向上させる。
- 全国のGMP調査において判明した不備事項を収集・分析等する体制を構築し、更なる調査能力の向上やコンプライアンス意識の醸成等に繋げる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 国内のGMP査査能力を向上させるため、調査員の教育訓練や都道府県による査察への同行等による知識共有、製造管理等に係る最新技術の情報収集、海外規制当局との情報交換などを行うとともに、PMDAの調査員及び外部専門人材の確保を行う。
- 製造業者の役員、従業員に加え、製造業者を管理監督する製造販売業者や都道府県職員等、すべての関係者を対象とした、GMPに関する講習会の開催を増やす、更なる業界全体のレベルアップ及び意識向上を図る。【拡充】
- 国と都道府県の薬事監視の速やかな情報共有を含めた連携体制の整備を行い、薬事監視の質的な向上を図るために、PMDAにおいて、全国のGMP調査において判明した不備事項を収集・蓄積・共有・分析等を行う体制を検討・構築。

当該情報を活用し、都道府県のGMP調査水準の向上及び均一化を図るとともに、業界に対しては実践的な啓発活動を行う。【新規】

実施主体

事業実績

(独) 医薬品医療機器総合機構
(PMDA)

PMDAによる都道府県GMP調査体制への支援（令和4年度）
・都道府県GMP調査への同行：9件
・都道府県GMP調査員への研修機会の提供：延べ351人 等

厚生労働省

補助

PMDA

調査員・外部専門人材の確保
全国のGMP調査において判明した
不備事項の収集・蓄積・分析

情報交換
教育訓練、調査
の均一化等

都道府県等

情報の共有
法令遵守の啓発

製薬業界

拡充

推進枠

ジェネリック医薬品等の承認申請に係るデータの適合性調査の体制強化事業

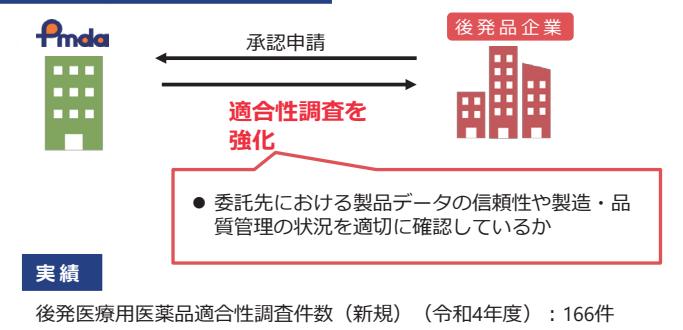
医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課
(内線2737)

令和6年度概算要求額 24百万円 (12百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 近年の医薬品の品質不良・供給不安については、後発品市場において、共同開発(※)や外部への製造委託などの導入・活用による多数企業の参入が進み、少量多品目生産構造が生じたことが一因と指摘されている。
(※) 製造販売申請に必要な品質試験等のデータについて、ある企業が取得したデータを他の複数企業間で共有し、同じデータを用いて各社が申請を行うこと。後発品については、平成17年の改正薬事法施行にあわせ、認められるようになった。ただし、委託元の企業自身が、委託先のデータの信頼性や製造・品質管理の体制について、十分に把握し、責任を負うことが必須。
- 本事業では、品質・供給問題の発生を未然に防止するため、後発品の承認審査に当たり、以下の確認を強化する。
 - ・適合性調査において、開発・製造を他社に委託する製品について、委託元(申請者)が委託先における製品データの信頼性や製造・品質管理の状況を確認するための体制や実際の確認状況について、確認する。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

実施主体：PMDA

費用内訳：

- ・人件費(4名)：補助率50／100

リアルワールドデータに基づく後発医薬品安全性等確認事業

医薬・生活衛生局医薬安全対策課
(内線2749)

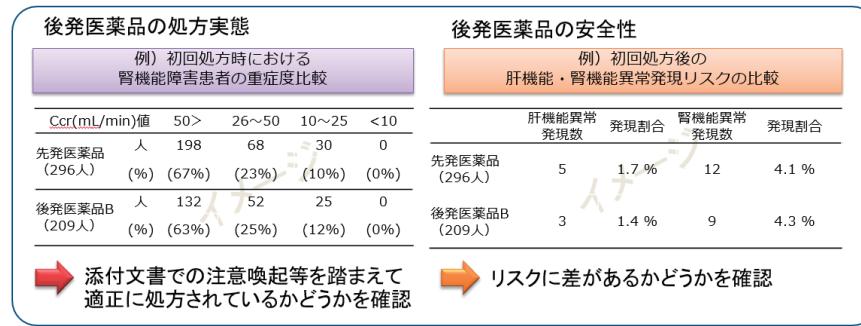
令和6年度概算要求額 11百万円 (11百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 一部の後発医薬品メーカーの品質管理問題を発端に、後発医薬品に対する国民の不信感が増している。
- 後発医薬品の普及は、医療費の削減において重要であり、引き続き国策として推進していく必要があるが、後発医薬品の信頼性に不安がある状況では、後発医薬品の处方が進まなくなるとともに、患者自身も薬局等で後発医薬品への切り替えを拒否するおそれがあり、後発医薬品の普及を進める上で、大きな障壁となるおそれがある。
- 後発医薬品における製造工程の適正化及び品質管理については、製造販売業者への行政指導等を徹底し、引き続き監視を続けるが、国民の後発医薬品への不安を解消するためには、後発医薬品の安全性について科学的エビデンスを収集し、問題がないことを根拠に基づき説明することが重要である。
- 後発医薬品の製造販売業者は、先発医薬品の企業に比べリソースが少なく、市販後の安全性情報が集積されにくいという特徴があり、また、現時点では医師や薬剤師等の医療関係者を始めとして国民の信頼を失っている状況にある。そこで、検体検査値のデータを取得可能な医療情報データベースであるMID-NETを活用して、国自らが後発医薬品の安全性情報を効率的に収集・評価して、医療現場への適正な情報提供につなげることで、後発医薬品に対する国民の信頼を回復し、後発医薬品の安全対策及び普及の推進に寄与することができる。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

<MID-NETを活用した後発医薬品の安全性評価のイメージ>



事業の概要：

- MID-NETを活用した後発医薬品の安全性評価

後発医薬品を対象として、医薬品の安全性評価に必要となる科学的エビデンスを、MID-NETを活用して効率的に収集・評価することで後発医薬品の信頼性回復に繋げる。

事業実績：

令和4年度「MID-NETを用いたスタチンに属するジェネリック医薬品の安全性評価に関する疫学調査」を実施。

令和5年度「MID-NETを用いた抗血小板剤のジェネリック医薬品の安全性評価に関する疫学調査」を実施予定。

実施主体：独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)
補助率：1/2補助

➤大麻に関する制度見直しに伴う規制体制整備・薬物乱用防止対策の拡充

拡充

推進枠

薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業

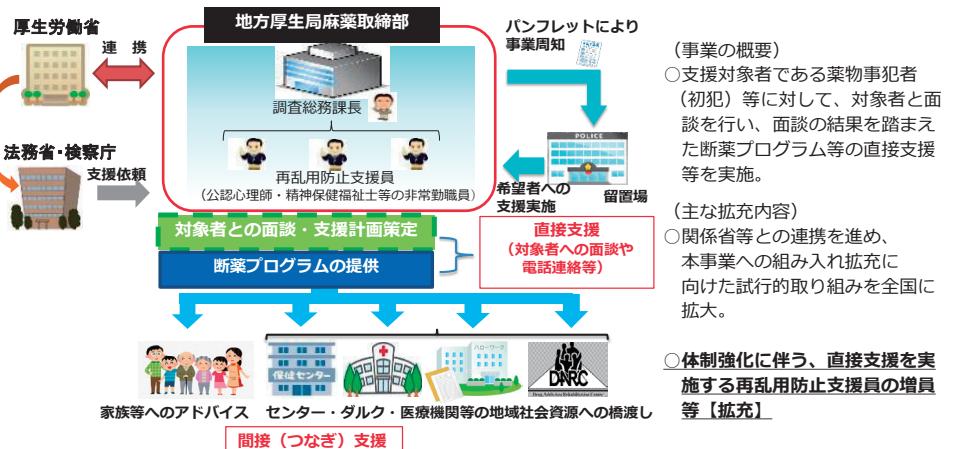
医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課
(内線2779、2784)

令和6年度概算要求額 1.4億円 (85百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和元年より、薬物事犯者（初犯）等を中心に、再乱用防止に向けた支援に取り組むとともに、令和3年度からは、関係省庁との連携を進め、本事業への組み入れ拡充に向けた取り組みを試行的に一部地区において実施しているところ。
- 令和5年3月に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」において、本事業の拡充に向けた検討を行うことが求められるとともに、令和4年10月の「大麻規制検討小委員会とりまとめ」において、薬物乱用への対応として大麻についても、使用罪を創設すべきとされており、合わせて再乱用防止策を充実させるべきとされた。これらを踏まえた本事業の拡充が必要な状況である。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

国（麻薬取締部）

4 事業実績

・整備状況
(令和5年4月現在)

再乱用防止支援員：
17名
再乱用防止支援員補助員：6名

・支援実施状況
(令和4年12月現在)
対象者数：79名

➤プログラム医療機器の早期実用化の促進

拡充

推進枠

プログラム医療機器の実用化促進事業

医薬・生活衛生局医療機器審査管理課（内線2901）

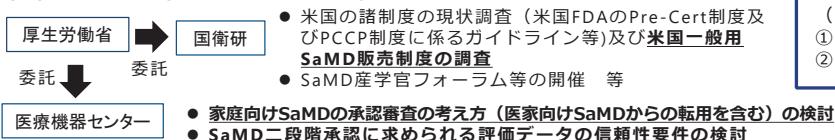
令和6年度概算要求額 55百万円 (37百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- (1) SaMDの海外調査及び国内制度整備
 - ① 国内のSaMDの早期実用化を検討するため、米国FDAのSaMD薬事制度（Pre-cert制度、PCCP制度等）及び米国一般用SaMDの販売制度に係る実態を調査【拡充】するとともに、SaMD産学官連携フォーラム等の開催による産学官で意見交換を行う。
 - ② SaMDの二段階承認の仕組みの導入に向けた評価データの信頼性を確保する要件等の課題を検討するとともに、一般消費者向けに使用目的や仕様等を変更した「家庭向けSaMD」を「医家向けSaMD」の申請資料等の使用による審査承認の在り方を検討する。【拡充】
- (2) 参照国での日本のSaMDの審査結果の受け入れ促進【拡充】
 - ① 医療機器の参考国（東南アジア諸国等）において、日本発SaMDに関するPMDAの審査結果等の受け入れが実質的に進んでいない課題がある。
 - ② 海外審査当局が日本のSaMDの承認審査結果や認証結果等を広く参照できるよう、PMDAで審査報告書、認証基準、認証基準策定の考え方等の英語版を公表する事業、及び海外規制当局間でハイ会議等の調整を行う事業を行う。
 - ③ ②を実施するため、国が指揮・総合調整を担当する専門官ポストの新設、及び国からPMDAに対して嘱託職員2名分を確保する予算を補助する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

(1) SaMDの海外調査及び国内制度整備

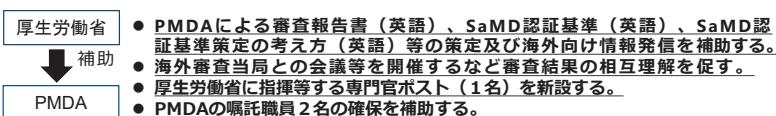


(1) SaMDの海外調査及び国内制度整備

① 實施主体：国衛研・医療機器センター

② 委託金額：3,689万円

(2) 参照国での日本のSaMDの審査結果の受け入れ促進



(2) SaMDの国際評価支援

① 實施主体：PMDA

② 補助金額：1,857万円

③ 負担割合：国 10/10

➤革新的医療機器・再生医療等製品の国際標準獲得の推進

拡充

推進枠

革新的医療機器等国際標準獲得推進事業

医薬・生活衛生局医療機器審査管理課（内線4258）

令和6年度概算要求額 1.8億円（1.5億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 国際競争力の強化の観点から、我が国で開発された先端技術を活用した日本発の革新的な医療機器・再生医療等製品を世界に発信し、国際標準を獲得することが求められている。
- そのため非臨床の段階で複雑な試験を行わずに有効性・安全性を適切に予測することを可能にする実用的な評価法等を策定し、確立することで早期実用化を目指す。（これまで医療機器5課題、再生医療等製品4課題を支援）
- また、その有効性・安全性を評価する技術を世界の規制当局に受け入れられる必要があり、当該研究者自らがISO等の国際会議に積極的に参加し、日本発の革新的製品を世界で実用化していくために国内で開発した評価法の有用性を説明していく必要がある。
- **これまでの支援課題を確実にISO等国際規格への反映に繋げるとともに、国内外で薬事規制に用いられる国際規格に我が国の意見を積極的に反映するため、官民の体制を強化する。【拡充】**

2 事業の概要・スキーム

- ①課題の選定や評価のための検討会を開催。採択された課題につき国際標準化を見据えた評価法策定に係る研究を実施し評価法を策定する。
- ②策定した評価法をISO等の国際会議に提案し規格化するため、国際標準化の動向を把握し規格化に向けた活動を支援する。
- ③**本事業による支援課題を含め規格化のための活動を行うISO/IEC等の国内審議団体に対し、審議参加国等への対応に係る調査費、国内・国際会議の経費等の必要な経費を補助する。**

3 実施主体等

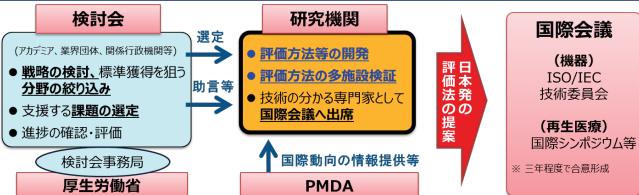
実施主体： 大学・研究機関、PMDA、国内審議団体等

補助率： 大学・研究機関、PMDA：10 / 10

国内審議団体等：1 / 2

事業実績：

- ・平成29年度より、医療機器5課題、再生医療等製品4課題を支援（支援中含む）
- ・ISO25539-2、ISO/TS17137に研究成果を反映。



➤緊急避妊薬の適正販売に向けた調査事業の促進

拡充

推進枠

緊急避妊薬の適正販売に係る環境整備のための調査事業

医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
(内線2737)

令和6年度概算要求額 10百万円（10百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 緊急避妊薬については、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）、経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）、女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（令和5年6月13日本部決定）において、処方箋なしに薬局で適切に利用できるよう課題点の整理及びその対応策の取りまとめに向け着実に検討を進めるとされている。
- 現在、いわゆるスイッチOTC会議で緊急避妊薬のスイッチOTC化に係る議論を進めているものの、年齢制限、薬剤師の研修、アクセス・体制、価格、薬事規制、性教育、緊急避妊薬の認知度、薬局での販売における医療機関との連携、性暴力被害者への対応等、薬局における緊急避妊薬の販売に当たっての課題が指摘されているところ。
- 令和5年度において、緊急避妊薬の調剤実績があるなど緊急避妊薬の販売体制が整っている薬局の実態調査を通じて、薬局における緊急避妊薬の販売に当たっての留意事項、情報提供資材の検討を実施予定であるか、適正に運用されているかの確認及びフォローアップが必要。
- 薬局販売時における十分なフォローアップ調査を通じ、不適正流通や転売がなされていないかの確認を行うとともに、不適正事案がみられた場合においてはその課題点を整理する。

2 事業の概要・スキーム

- 処方箋なしで緊急避妊薬の販売を試行的に実施している薬局において、販売状況、患者のフォローアップ等の調査を実施。
- **フォローアップ調査結果を解析し、緊急避妊薬の適正販売の確保に向けた課題点等の整理を行う。**
【拡充】

3 実施主体等

(公社) 日本薬剤師会 ほか (委託事業)

▶ 海外依存度の高い原薬等の供給リスク低減に向けた支援の促進

新規

推進枠

医薬品供給リスク等調査及び分析事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線4472）

令和6年度概算要求額 81百万円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 医療上必要不可欠な安定確保医薬品について、変化するサプライチェーンの潜在的供給不安の継続的な監視、脆弱なサプライチェーン構造に起因する供給リスクに応じた対応、関係者間の情報共有と連携により、安定供給確保を実現する必要がある。
- また、現在、限定出荷となっている製品が一定の割合で存在するとともに海外からの供給途絶も想定され、**供給調整の必要性が増している**ことから、国内への医薬品の安定供給を確保するため、不測の事態であっても確に対処可能な体制を整える必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 各製造販売企業による個別医薬品の供給リスク管理の推進に加え、医薬品供給を俯瞰的にとらえた場合に想定されるリスクシナリオについて、医薬品の安定供給確保実現に向けた具体的な手順や役割分担を明確化することにより、構造的な課題も含めた医薬品供給リスク管理体制を構築する。

供給リスク管理マニュアルの作成

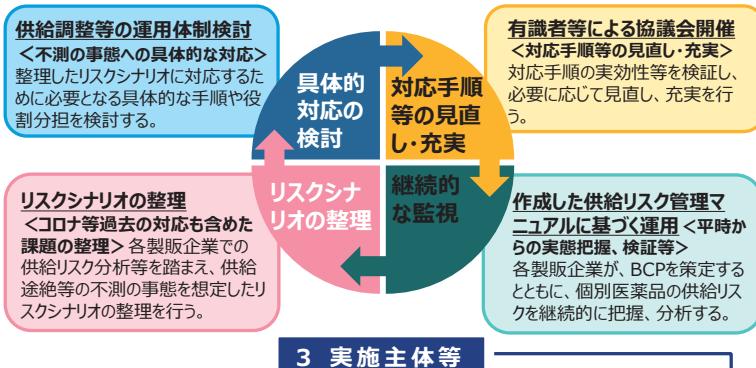
- ・ 各製造販売事業者における自己点検の実施、リスク管理計画の作成及びその管理にあたって、標準化された判断基準での評価が可能となる。

供給途絶等の行動計画の検討

- ・ 各製造販売事業者におけるリスク分析結果やコロナ等過去の対応状況の調査結果を踏まえ、**リスクシナリオの整理**を行う。
- ・ 広範囲な供給途絶など緊急事態発生時の**供給調整等に活用**することを視野に入れ、具体的な手順や役割分担を検討し、**リスクシナリオに基づく対応手順書（政府や製販事業者等を含めた行動計画）**を整備する。

有識者等による協議会の設置と運営

- ・ 医薬品の安定供給確保実現のため、供給リスクの監視を継続して実施し、供給途絶等の対応手順の実効性を検証するなど、**関係者間で課題を共有、連携**するための協議会を設置。



3 実施主体等



拡充

推進枠

医薬品安定供給支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課（内線4472、2588）

令和6年度概算要求額 13百万円（10百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 現在、我が国において、抗菌薬等の比較的安価な医療用医薬品を中心として、その製造に当たり、採算性等の関係で、原薬等の多くを海外から輸入している現状がある。
- **医療上必要不可欠な医薬品のうち、海外依存度の高い原薬等**について、医療提供体制の確保に支障が生じることがないよう、国内における医薬品の安定供給体制を強化する必要がある。



2019年に、海外での製造上のトラブルにより原薬等を輸入することができず、一部の抗菌薬について、長期にわたり安定的な供給が滞り、医療の円滑な提供に深刻な影響を及ぼす事案が発生した。
また、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、海外での原薬等の製造停止・輸送の遅延等の発生や、新型コロナウイルス感染症の治療等に使用する医薬品の需要が世界的に急増した影響を受けて、一部の医薬品について国内での供給不安が生じた。

2 事業の概要・スキーム

- ・ 海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬等について、国内での安定供給を確保するため、**供給リスクの低減に取り組む製薬企業等**を支援する。



3 実施主体等

- ・ 海外依存度の高い医療上必要不可欠な医薬品の原薬・原料等について、安定供給体制を確保しようとする製薬企業等

※補助率：上記費用の1／2
(国1／2、事業者1／2)



4 事業実績等

- ・ 令和4年度当初予算交付実績 1事業者 ※対象原薬等の在庫の積み増し費等に係る補助

新規

推進枠

後発医薬品の生産効率化促進のための調査事業

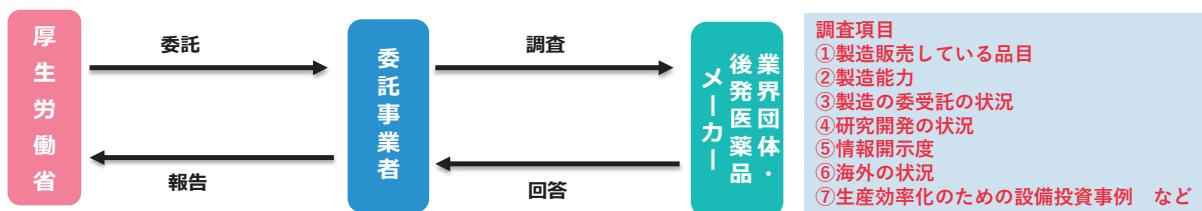
医政局医薬産業振興・医療情報企画課
(内線8485、8463)

令和6年度概算要求額 54百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- いまや、後発医薬品は、国民の医療に欠かせないものとなっており、低価格で品質が確保された後発医薬品が広く安定的に供給されることが国民に良質な医療を提供する観点から強く求められている状況にあるが、相次ぎ発生したメーカーによる不祥事や、これを起因とした供給不安の問題は、未だ収まる気配がない状況にある。
- この要因として、少量多品目生産というビジネスモデルが構築されていったことがあげられる。限定的な生産ライン下における少量多品目生産により、製造設備の稼働率が低下し、製造が非効率になることに加え、製造工程が複雑化し、管理業務の増大にもつながっており、そのような中で、各製造所の生産状況全体を管理監督する体制が十分に整備されているとは言いがたい状況となり、製造管理や品質管理の不備による法令違反や品質不良を引き起こすことにつながって、供給問題の一つの原因となっていると考えられる。
- そこで、供給問題を改善するにあたり、生産効率化に有効な品目統合による品目数の適正化や連続生産設備の導入など、後発医薬品の生産効率化促進に有効な施策を検討するために必要な情報について業界団体・後発医薬品メーカーへ調査をするものである。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

委託事業（民間企業等）

新規

推進枠

医療機器等安定供給確保事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課 (内線4466、4159)

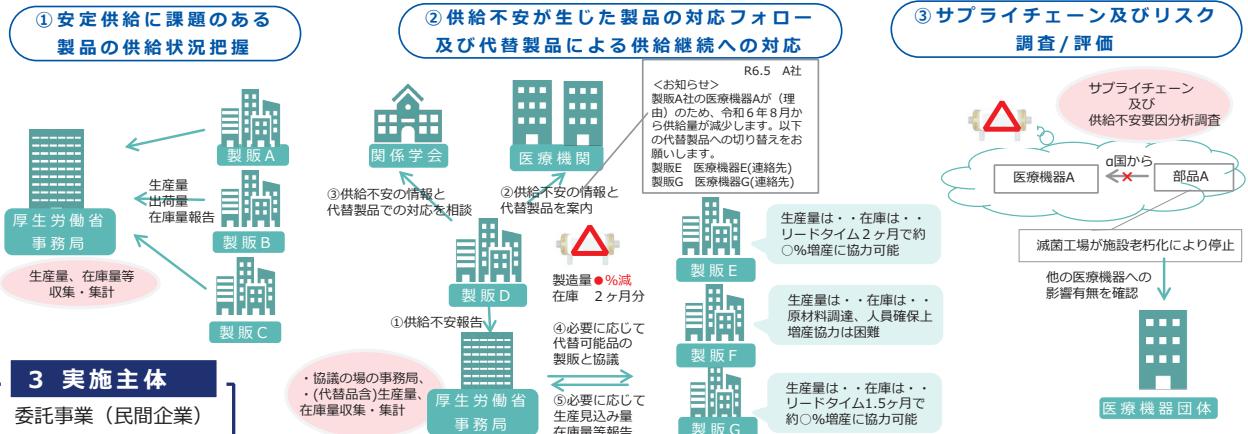
令和6年度概算要求額 51百万円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

物価高騰、大幅な為替変動、サプライチェーンの複雑化等を背景として、これまで安定供給に問題のなかった医療機器であっても、突如供給不安をきたす医療機器が存在する。これらの医療機器の供給を維持するためには、

- サプライチェーンを含め供給不安を生じる要因を分析し、課題解決策を検討すること
 - 関連学会、業界団体、代替製品を取り扱う製造販売業者の協力を得ながら、個別の事案ごとに、代替製品の在庫状況や生産状況や出荷状況等を把握し、必要に応じて代替製品の増産に取り組みながら対応すること
- が重要となっている。また、これらの取り組みを行うことが、経済安全保障上のリスク点検にも繋がっていく。

2 事業の概要・スキーム（※イメージ図）



3 実施主体

委託事業（民間企業）

献血血液の確保対策

新規
推進枠

献血血液の確保対策事業

医薬・生活衛生局血液対策課（内線2906、2908）

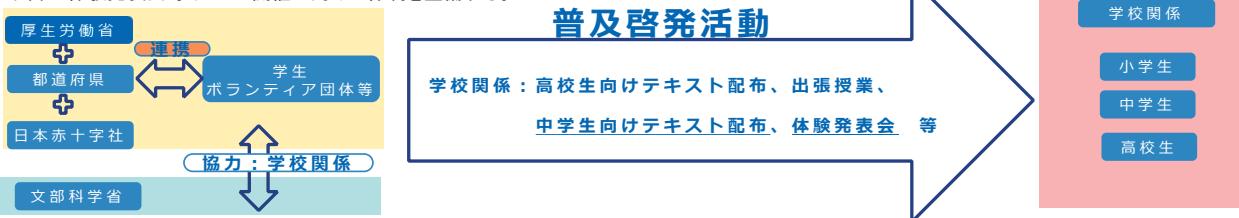
令和6年度概算要求額 20百万円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 毎年、医療需要に応じた血液の確保目標量を達成し、血液製剤の安定供給は確保されているが、近年、免疫グロブリン製剤などの血漿分画製剤の需要が増加傾向にあり、人口構造の変化に伴う献血可能人口の減少、特に10代～30代の若年層の献血者数が減少しているといった課題がある。将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、今後の献血を支える若年層へ献血に関する普及啓発を一層推進する必要があるため、小中学校からの献血教育の推進に向けて、厚生労働省では中学生用テキストを作成するとともに、中高校生を対象にした同世代に対する普及啓発活動の発表会を開催する事業を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 将来に渡る必要な血液量の確保に向けて、献血可能年齢前である中学生を対象に、献血制度の理解促進とともに、中学生でも活動できる献血ボランティアを紹介したテキストを令和7年度に作成し、配布する。令和6年度は、準備として、テキスト内容のデザインを行う。
- 効果的な普及啓発に当たり、中高校生の部活動や生徒会活動の一環として行われている献血の普及啓発活動について、同世代に対する活動により関心を生む効果も期待されるため、生徒の学生ボランティア団体の活動を促進する体験発表会等イベントを開催する。令和6年度は、準備として、各地の実例を調査し、イベント枠組み構築に関する企画・運営をコンサルタントに依頼する。実例調査、コンサルタントの結果を受けて、令和7年度以降の体験発表会等イベント開催に向けた体制を整備する。



3 実施主体等

実施主体:国

○イノベーションの基盤構築の推進

△がん・難病の全ゲノム解析等の推進

新規
推進枠

がん・難病の全ゲノム解析等の推進

医政局 研究開発政策課（内線4041、4040、4039）
健康局 がん・疾病対策課、難病対策課（内線3825、2353）

令和6年度概算要求額

がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

19億円（-）

革新的がん医療実用化研究事業

110億円の内数（92億円の内数）

難治性疾患実用化研究事業

104億円の内数（89億円の内数）

※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「全ゲノム解析等実行計画2022」（令和4年9月策定）を着実に推進し、国民へ質の高い医療を届けるため、がんや難病患者を対象とした全ゲノム解析及びマルチオミックス解析等を実施することで得られる全ゲノムデータ、マルチオミックスデータ、臨床情報等を搭載した質の高い情報基盤を構築し、民間企業やアカデミア等への利活用を促すことにより、診断創薬や新規治療法等の開発を目指す。また、解析結果等の速やかな日常診療への導入や、新たな個別化医療の実現についても更に推進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

■がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業

事業実施準備室を国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部内に設置（令和4年3月24日）し、厚生労働省が主体となって、令和7年度からの事業実施組織の発足のため、組織、構成等の検討を開始。

■革新的がん医療実用化研究事業/難治性疾患実用化研究事業

「全ゲノム解析等に係るAMED研究班」は、解析状況等を専門委員会に報告し、AMEDによる適切な進捗管理のもと、事業実施準備室と連携し、研究を行う。

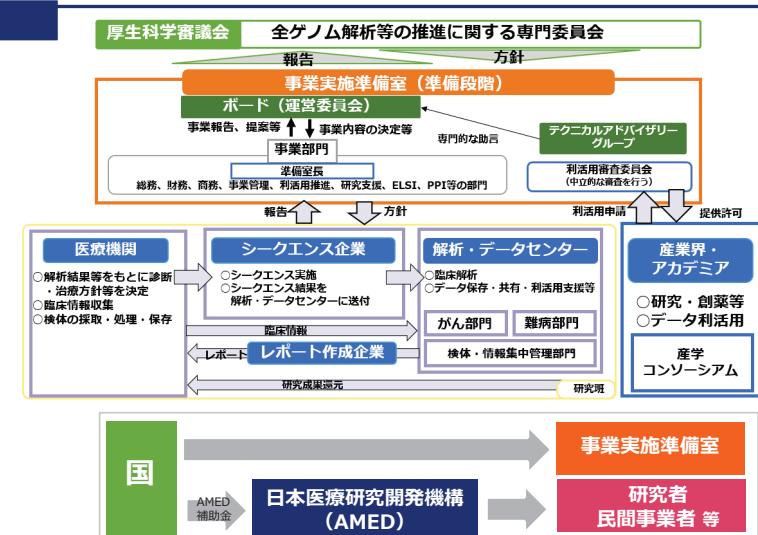
◆これまでの事業実績

令和2年度から令和4年度までに行った、

全ゲノム解析は 約20,000症例

がん領域 約12,000症例

難病領域 約 8,000症例



➤患者還元型・臨床指向型AI創薬研究のためのプラットフォームによる、医学研究・創薬の活性化及び医師・研究者の育成支援

新規 推進枠 AI創薬指向型・患者還元型・リアルタイム情報プラットフォーム事業

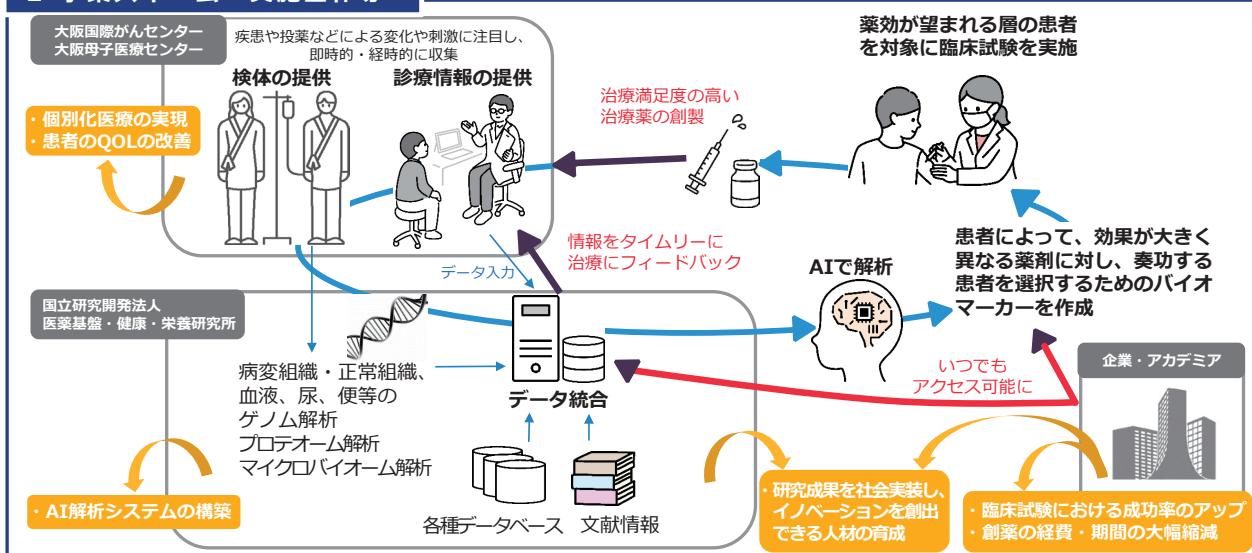
大臣官房厚生科学課（内線3823）

令和6年度概算要求額 8.4億円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

日本では、医薬品開発の近代化が遅れており、20世紀型の試行錯誤の創薬研究や臨床試験に依存している。そのため、新薬の承認数が鈍化しているだけでなく、承認薬の治療に対する満足度が決して高くない。そこで、新薬研究開発過程における有効性、安全性、予測性の向上のためには、詳細な臨床情報と患者検体を計画的に収集し、ゲノム解析、プロテオーム解析、マイクロバイオーム解析など質の高いデータのAI解析により、患者層別化に有用な各種マーカーをリアルタイムに特定する。これらを医療機関と連携して実施し、患者還元型・臨床指向型AI創薬研究に資するプラットフォームを構築し、医学研究・創薬の活性化と医師・研究者（特にAI・情報系研究者）の育成を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



➤医薬品・医療機器開発におけるレジストリ（疾患登録システム）の利活用を加速させるクリニカル・イノベーション・ネットワーク構想の推進

クリニカル・イノベーション・ネットワーク中央支援事業

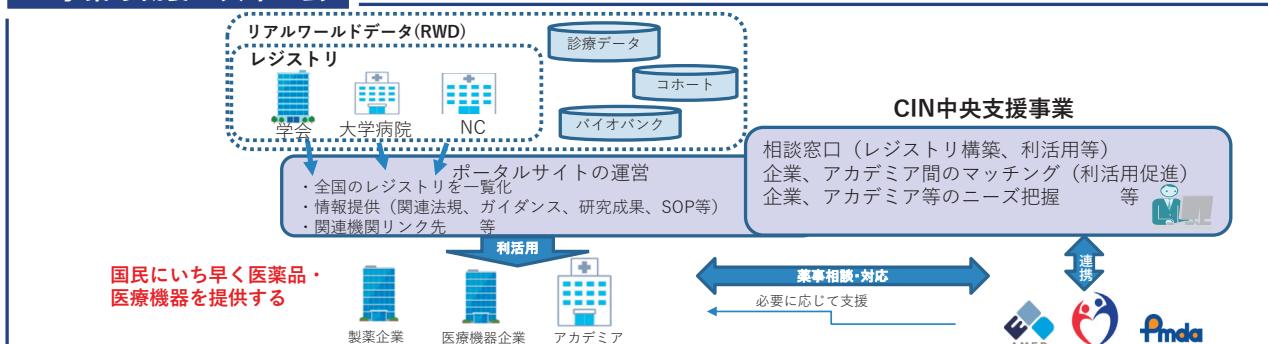
医政局研究開発政策課（内線2542）

令和6年度概算要求額 32百万円（32百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- <背景>
- 医薬品等の開発コストを抑える観点から、レジストリを活用した臨床開発手法が注目されている。
 - 業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。
 - これを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（CIN）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- <課題>
- ワンストップサービス拠点における、ポータルサイトのレジストリ情報や各種資料等の継続的な更新が必要。
 - 業界・学会・アカデミアなどから、レジストリ構築、運営等に関する相談機関がほしいとの要望。
 - これら中央支援業務を一元的に管理する拠点を設置し、レジストリの利活用を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定
- ◆ 事業実績：レジストリフォーラム開催 1回、レジストリ相談件数 企業5件・アカデミア1件（令和4年度）

クリニカル・イノベーション・ネットワーク推進支援事業

医政局研究開発政策課（内線2542）

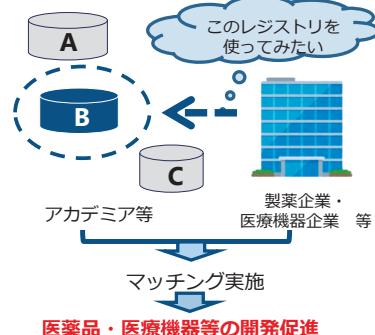
令和6年度概算要求額 59百万円 (97百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ＜背景＞ ○ 我が国では、患者数が少なく治験が難しい小児領域や希少疾病領域等での医薬品や医療機器の開発は必ずしも円滑に進んでいるといえない。一方で、希少疾病・難病及び小児分野等を対象としたレジストリは存在するが、それらのデータが企業側の開発に結びついていない。
○ これらを踏まえ、2015年よりクリニカル・イノベーション・ネットワーク（C I N）構想において、疾患登録システムを活用した革新的な医薬品等の開発環境を整備してきた。
- ＜課題＞ ○ 依然として業界やアカデミアなどから、医薬品等の研究開発や承認申請等におけるレジストリやリアルワールドデータの利活用推進に対して強い要望が寄せられている。
○ 企業が研究開発に活用できるレジストリが少ないため、環境を整備し、レジストリの利活用を促進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- (1) レジストリ保有者と企業とのマッチングを実施し、希少疾病・難病及び小児分野等の医薬品・医療機器開発におけるレジストリの利活用をさらに促進、加速させる。
- (2) 企業ニーズに応じたレジストリの改修費用を補助する。
(国：企業拠出 = 1 : 1)



3 実施主体等

- (1) 実施主体：一般競争入札（総合評価落札方式）により選定 ◆事業実績：マッチング数3件（令和4年度）
(2) 実施主体：公募により選定 ◆補助率：1/2 ◆事業実績：レジストリ改修数3件（令和4年度）

再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化の促進



遺伝子治療実用化基盤整備促進事業

医政局研究開発政策課（内線2587）

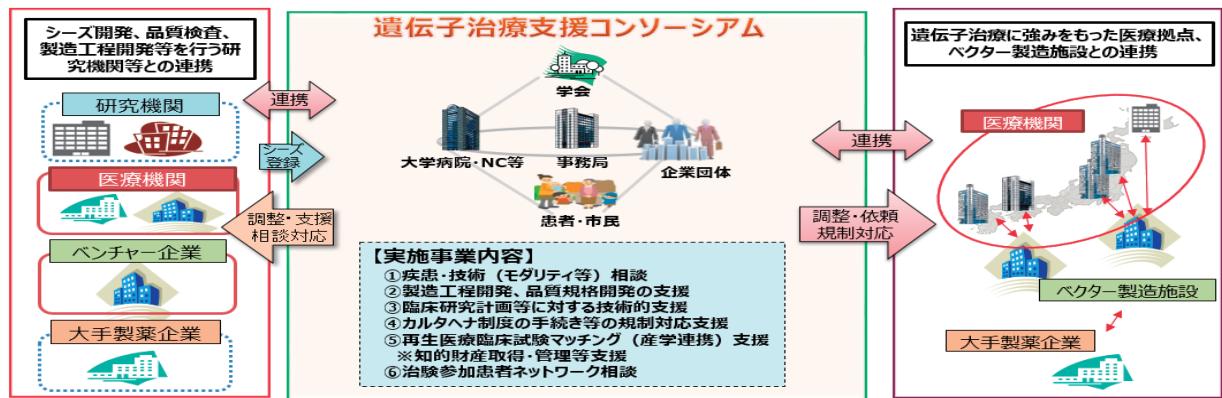
令和6年度概算要求額 90百万円 (ー) ※()内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 90百万円

1 事業の目的

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）」において、「再生・細胞医療・遺伝子治療については、新たな医療技術の臨床研究・治験の推進、これらの医療技術の商品化に向けた研究開発」を進めることがされている。
- in vivo 遺伝子治療は、希少疾患に対する根治治療となりうるためグローバルには多くの製品開発が行われている一方で、我が国では有望なシーズがあるものの、研究開発が進んでおらず、「実用化」を推進するための基盤強化のための取組が急務である。
- 特に、シーズ探索の段階から「実用化」を見据えたベクター開発の必要性が指摘されており、研究開発の初期から製造開発・臨床開発等を支援し、より効率的に「実用化」を推進する枠組みの構築が望まれている。
- 本事業では、その枠組み構築し、製造開発や臨床研究を支援する中で、遺伝子治療の臨床研究に強みを持った病院を増やし、臨床研究に必要な人材への教育支援も行い、オールジャパンで遺伝子治療の研究開発を推進する。
- 具体的には、大学病院や企業団体等の有識者で構成される、遺伝子治療を支援するコンソーシアムを組織する。本コンソーシアムがシーズ開発から研究者の支援を行い、より実用化に向けて効率的なプロセス開発を行えるように支援する。また、知財取得や規制対策支援、治験参加患者ネットワーク支援等、開発から臨床試験まで円滑に進むような支援も行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

民間事業者等に対し、事業に要した経費を支出



▶次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材の育成支援

拡充

推進枠

次世代バイオ医薬品の製造・開発を担う人材育成支援事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
(内線4059)

令和6年度概算要求額 30百万円 (15百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- バイオ医薬品は今後の成長領域であるが、我が国はそのほとんどを海外に依存し、国内製造されていない現状があり、経済安全保障上問題であるほか、国内のバイオCMO/CDMOも限られることから水平分業が進まず、バイオ医薬品の新薬開発にも支障が生じている。
- これまで厚生労働省では、バイオ医薬品開発等促進事業において、高度専門人材育成のための研修を行ってきたが、国内製造に対する需要を鑑みると、より多くの人材を育成していく必要があるとの声があがっている。また、新規医薬品のうちバイオ医薬品が占める割合が増加することに伴い、今後、特許切れのバイオ医薬品も増加していくことが見込まれる。
- 令和4年度に策定したバイオシミラーの普及目標達成にあたり、安定的な供給を確保することが重要であるため、国内において次世代バイオ医薬品の製造技術を持つ人材の更なる育成を実施する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

- 製薬企業やバイオベンチャーの社員等に対して、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する実践的な研修プログラムを実施し、我が国のバイオ医薬品産業に関する技術力の底上げを行う。これまでの研修は抗体医薬に特化していたが、細胞治療や遺伝子治療などの新規モダリティも対象とした研修を行う。

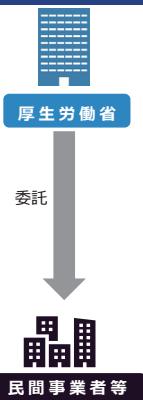
- バイオ医薬品の製造に関する課題や解決策を関係者間で共有し連携を強化するとともに支援を進める。



4 事業実績

技術研修事業の受講者数 ○座学研修：44名 ○実習研修：24名 (令和4年度実績)

3 実施主体等



▶日本医療研究開発機構（AMED）における研究及び厚生労働科学研究の推進

推進枠

日本医療研究開発機構(AMED)における研究の推進（医療研究開発推進事業費補助金等）

大臣官房厚生科学課 (内線3809)

令和6年度概算要求額 531億円 (443億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境整備等に要する費用に係る補助金を交付することにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

「健康医療戦略推進法」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法」等に基づき、医療分野の研究開発について、中核的な役割を持つ国立研究開発法人日本医療研究開発機構を通じ、革新的な医療技術を実用化するための研究開発等を推進する。

国

定額補助

日本医療研究開発機構(AMED)

委託等

研究者/民間事業者等

※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定

3 令和6年度概算要求の内容

1. 医薬品プロジェクト	219億円	小計 530億円	
2. 医療機器・ヘルスケアプロジェクト	26億円	うち医療研究開発推進事業費補助金	400億円
3. 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト	64億円	うち保健衛生医療調査等推進事業費補助金	130億円
4. ゲノム・データ基盤プロジェクト	137億円	革新的な研究開発推進基金補助金	1 億円
5. 疾患基礎研究プロジェクト	75億円		
6. シーズ開発・研究基盤プロジェクト	9億円	合計 531億円	



厚生労働科学研究の促進（厚生労働科学研究費補助金等）

大臣官房厚生科学課（内線3809）

令和6年度概算要求額 102億円（91億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

厚生労働科学研究の振興を促すことにより、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関して、行政施策の科学的な推進を確保するとともに、技術水準の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

厚生労働行政の中でも、国民生活の安全（労働安全衛生、食品安全、化学物質安全対策、健康安全・危機管理対策）、適切な保健福祉サービスの提供、また国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が行う医療分野の研究の成果を国民に還元するための仕組みに関するものなど、社会的要請の強い諸問題に関する研究を実施するため、国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行う。

国

定額補助

研究者/民間事業者等

3 令和6年度概算要求の内容

I. 行政政策研究分野	II. 疾病・障害対策研究分野	III. 健康安全確保総合研究分野		
(1) 行政政策研究経費		7.6億円	(1) 地域医療基盤開発推進研究経費	3.5億円
(2) 厚生労働科学特別研究経費		4.1億円	(2) 労働安全衛生総合研究経費	1.3億円
	(1) がん対策推進総合研究経費	6.5億円	(3) 食品医薬品等リスク分析研究経費	15.3億円
	(2) 生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費	28.9億円	(4) 健康安全・危機管理対策総合研究経費	2.3億円
	(3) 長寿・障害総合研究経費	8.9億円		
	(4) 感染症対策総合研究経費	23.7億円	合計 (I + II + III)	102.1億円
			(うち、厚生労働科学研究費補助金 (うち、厚生労働行政推進調査事業費補助金)	62.7億円) 39.4億円)

➢産業振興拠点の設置による革新的医療機器の創出に必要な人材育成及び企業への伴走支援



優れた医療機器の創出に係る産業振興拠点強化事業

医政局医薬産業振興・医療情報企画課
(内線4467)

令和6年度概算要求額 7.1億円（-）※()内は前年度当初予算額

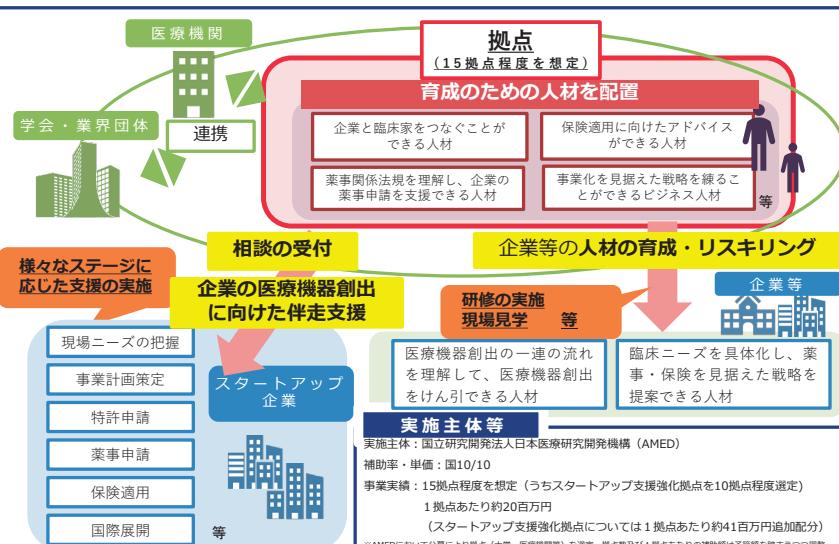
1 事業の目的

世界の医療機器産業市場は今なお成長を続ける産業のひとつである。一方で、医療機器の貿易収支は約1.6兆円の輸入超過となっている。将来にわたり国民に安定的に質の高い医療が提供される環境を整備するためには、質の高い医療の提供に資する革新的医療機器を我が国において創出できる体制の整備が重要である。第2期医療機器基本計画（令和4年5月31日閣議決定）に基づき、医療機器産業等の人材を育成・リスキリングし、医療機器の創出を一貫して把握した高度人材の創出及び医療機器のスタートアップ企業の振興ができる拠点の整備を進める必要がある。本事業を通じて、これらの課題を解決し、優れた医療機器を創出できるエコシステムを構築するため、優れた医療機器の創出拠点の充実・強化を図る。

2 事業の概要、実施主体等

事業概要・スキーム

- 日本全国から大学病院・NC等の15程度の**人材育成・リスキリング推進拠点**を選定し、当該拠点に、事業計画の策定、薬事承認、保険適用、特許申請等、**医療機器の創出の種々のステージにおいて必要となる人材**を配置する。
- 人材育成・リスキリング推進拠点において企業などから人材を受け入れ、配置された人材が研修や支援、相談等を実施し、医療現場のニーズに応じた医療機器の創出のため、**医療機器創出に携わる企業などの人材の育成・リスキリング**を行う。
- 人材育成・リスキリング推進拠点のうち、**スタートアップ支援強化拠点を10程度**指定し、スタートアップ企業に対して早期段階から保険適用や特許申請・出口戦略まで見据えた**伴走支援等**を実施する。



○地域医療構想等の推進

➢ 地域医療介護総合確保基金等による地域医療構想の推進、医師偏在対策への支援

拡充

地域医療介護総合確保基金（医療分）

医政局地域医療計画課（内線2771）

令和6年度概算要求額

751億円（751億円）※()内は前年度当初予算額

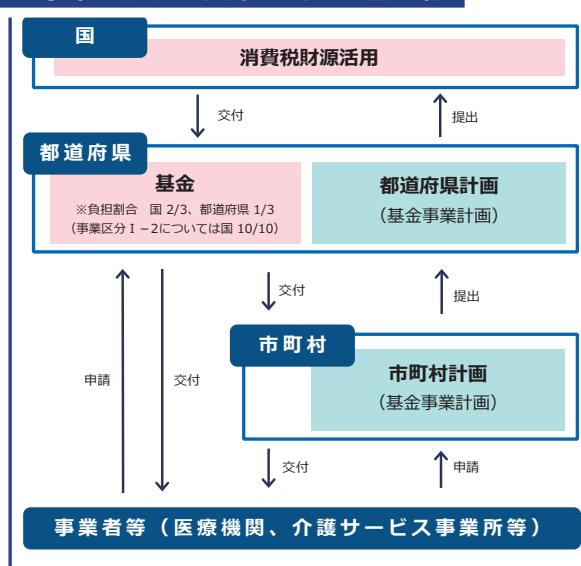
※国負担：医療分 751億円、介護分489億円

※公費：医療分1,029億円、介護分734億円

1 事業の目的

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

2 事業の概要・スキーム・実施主体



3 都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○ 基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- ・診療報酬・介護報酬等との役割分担

○ 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

- ・医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間）/ 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。

○ 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

4 対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の設備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の設備に関する事業

5 事業実績

- ◆ 令和4年度交付決定額：496億円（47都道府県で実施）

拡充

推進枠

地域医療構想の実現に向けた医療機能分化・連携支援事業

医政局地域医療計画課（内線2663）

令和6年度概算要求額 1.9億円（1.7億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

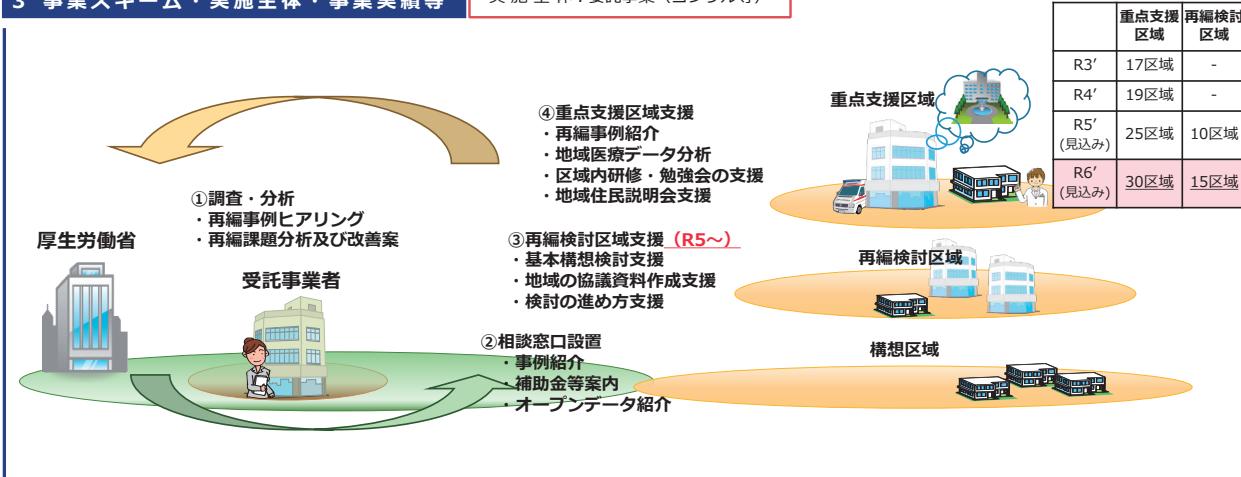
- 地域医療構想の中で特に実施が困難な複数医療機関の再編について、その検討段階から、相談、事例紹介、調査・分析等を通じて、実現までの支援を行う。
- 重点支援区域への支援で得られた知見や過去の再編事例等の調査を通じて、地域医療構想を推進する上での課題に対し、参考となる有効な分析、制度等の活用・改善方策を検討する。

2 事業の概要

- ① 地域医療構想を推進するための課題の調査・分析
- ② 再編等を検討している医療機関等からの相談窓口の設置
- ③ 重点支援区域への申請の前段階の再編を企画・検討する区域に対する支援（重点支援区域の設定の要否を判断するまで支援）
- ④ 国が重点的に支援する重点支援区域への再編の支援（事例紹介、データ分析 等）

3 事業スキーム・実施主体・事業実績等

実施主体：委託事業（コンサル等）



拡充

推進枠

入院・外来機能の分化・連携推進等に向けたデータ収集・分析事業

医政局地域医療計画課（内線2663）

令和6年度概算要求額 7.8億円（3.6億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

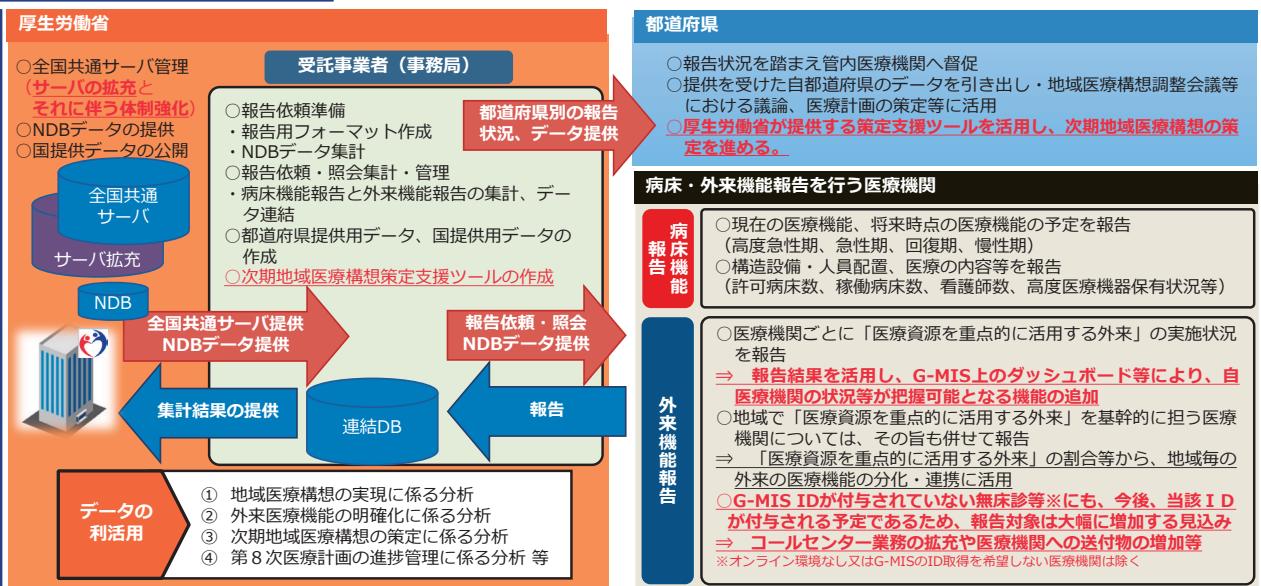
「経済財政運営と改革の基本方針」及び「全世代型社会保障検討会議」等の示す政策工程への対応や、地域医療構想の実現、第8次医療計画（医師確保計画・外来医療計画を含む）の進捗管理等に活用するため、病床機能の分化・連携の促進に向けた病床機能報告を引き続き実施するほか、外来機能の分化・連携の取組に向け、必要なデータ収集・分析を行う。

また、現行の地域医療構想は2025年度までであり、今後、都道府県において、2026年度以降の新たな地域医療構想を策定する必要があることから、策定に当たって必要となる策定支援ツールを当該事業において開発し、各都道府県に提供する。

2 実施主体

委託事業
(公募等により決定)

3 事業の概要・スキーム



拡充

推進枠

入院・外来機能の分化・連携推進等に向けたデータ収集・分析事業

医政局地域医療計画課（内線2663）

令和6年度概算要求額 7.8億円（3.6億円）※()内は前年度当初予算額

4 事業実績

◆ 病床機能報告の期限内報告率

定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
					7	年度
期限内の報告率 (報告率=報告済み医療機関数/報告対象医療機関数)	成果実績 %	96	93	97 ※	-	
	目標値 %	100	100	100	100	
	達成度 %	96	93	97	-	

※速報値

◆ 外来機能報告の期限内報告率

定量的な成果指標	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標最終年度	
					7	年度
期限内の報告率 (報告率=報告済み医療機関数/報告対象医療機関数)	成果実績 %	-	-	- ※	-	
	目標値 %	-	-	100	100	
	達成度 %	-	-	-	-	

※令和5年8月にかかる見込み。

新規

推進枠

地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業

医政局地域医療計画課（内線2663）

令和6年度概算要求額 4.5億円（一）※()内は前年度当初予算額

※令和4年度第二次補正予算額 3.0億円

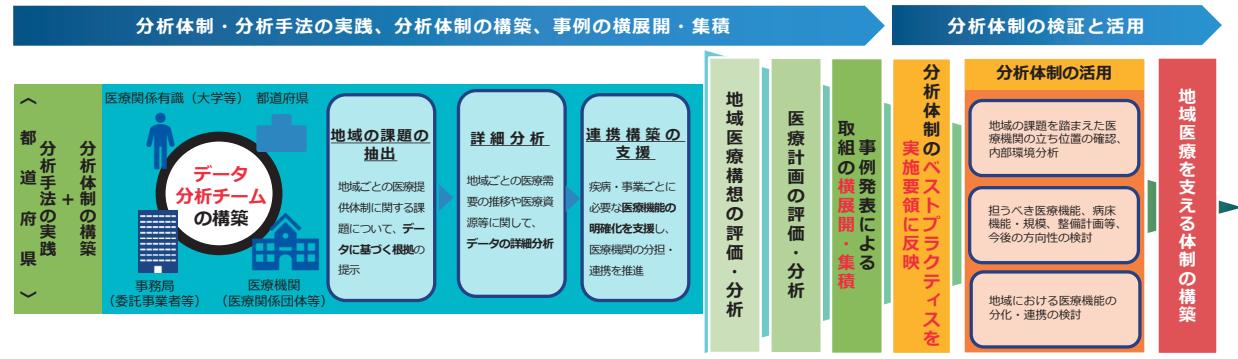
1 事業の目的

- 都道府県は、令和6年度において、第8次医療計画（令和6～令和11年度）の開始や2025（令和7）年に向けた地域医療構想の実現のため、医療提供体制の構築を着実に進めるとともに、構築した体制についてPDCAサイクルを実施するため医療提供体制に関する評価・分析を行う必要がある。
- 令和7年度に都道府県において次期地域医療構想の策定等を行うことが見込まれていることから、データ分析チームの構築は優先して実施が必要。
- 地域医療構想策定には、**地域の現場感覚とマッチしたデータ分析**が必要であるため、都道府県における**データ分析体制の構築**を支援。
- 分析事例を集めし、**分析体制のベストプラクティス**を検討・実践することで、計画策定に限らず、2025（令和7）年に向けた地域医療構想の推進について、都道府県が**自立的に分析・企画・立案できる体制**の整備に繋げる。
- 令和5年度（令和4年度第2次補正予算）で実施した当事業の結果をより多くの都道府県にフィードバックして展開。

2 事業の概要

- 都道府県を対象に、**都道府県におけるデータ分析チームの構築**を支援する。
- 都道府県は、データ分析チームを活用して、地域（二次医療圏、構想区域）の詳細分析を実施することにより、**一層地域の実情に即した地域医療構想の評価**が可能となる。
- 都道府県は、分析体制や分析結果、計画策定におけるデータに基づく議論の成果について事例発表を行い、**取組の横展開や事例の集積**を図り、次年度の実施要領に反映。

3 事業スキーム・実施主体等

補助基準額：1箇所当たり30,000千円 補助率：定額
実施主体：都道府県 負担割合：国10／10

専門医認定支援事業

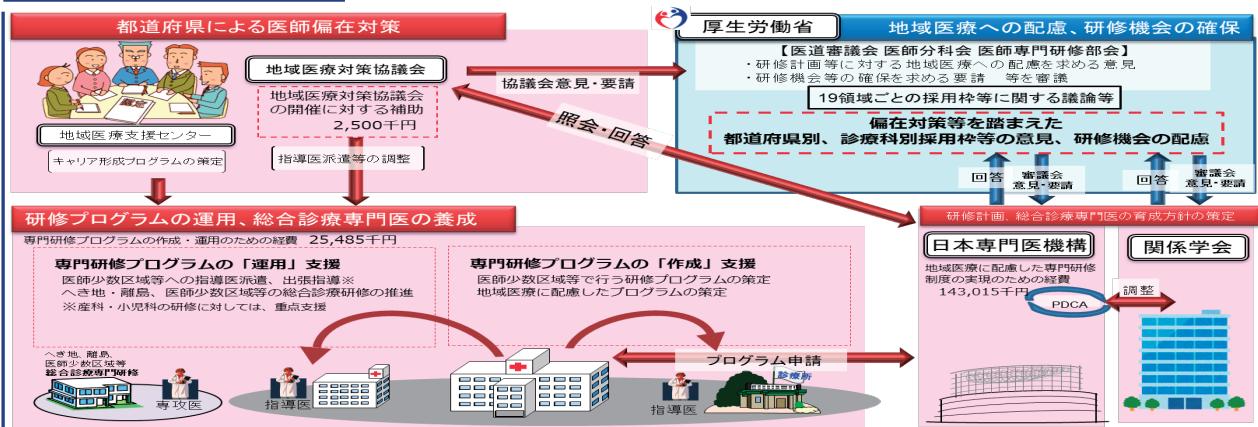
医政局医事課（内線4142）

令和6年度概算要求額 1.7億円（1.7億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成30年より開始された新たな専門医制度においては、一般社団法人日本専門医機構が、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行うことにより、地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組を行っているところ。
- 地域偏在と診療科偏在の解消に向けた取組のより一層の推進・充実を図る必要がある。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県、一般社団法人日本専門医機構
- ◆補助率：都道府県（1／2（国1／2・都道府県1／2））、一般社団法人日本専門医機構（1／2）
- ◆事業実績：26都道府県、一般社団法人日本専門医機構（令和4年度）

▶かかりつけ医機能が発揮される制度の円滑な施行に向けた施策の推進

拡充

推進枠

かかりつけ医機能普及促進等事業

医政局総務課（内線4057）

令和6年度概算要求額 1.0億円（75百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が国会で成立したことを踏まえ、令和7年度からの施行に向けかかりつけ医機能報告制度の円滑な運用に向けた施策を講じる。
- かかりつけ医機能報告制度について、地方自治体や医療関係者、患者等への普及等促進を図る必要がある。
- 具体的には、過去の事業の知見を生かし、かかりつけ医機能報告制度に係るリーフレット等を作成し、医療関係者や患者等への周知を図る。

2 事業の概要・スキーム

R3

R4

R5

R6

かかりつけ医機能を発揮する好事例の収集、横展開、好事例実現にあたり苦労した点、工夫点などをヒアリングし、事例集を作成。

学術団体の実施するリカレント教育の内容について整理。
(整理した内容)
・リカレント教育対象者
・リカレント教育のコンテンツ
・リカレント教育の実施主体等

地方公共団体におけるかかりつけ医機能報告運用に係る取り組み等を、調査した上で、課題の整理・分析を実施。

かかりつけ医機能報告制度について、地方自治体や医療関係者、患者等への普及等促進を図るため、制度に関するリーフレット等を作成する。
また、令和3年度から5年度に取り組んだ事業の知見等を生かし、地方公共団体の担当部局やかかりつけ機能報告制度に精通する有識者等からヒアリングを行い、制度の内容を正しく理解できるよう課題の整理・分析等を実施する。

(主な事業例)

- 制度にかかるリーフレットの作成(自治体向け、医療関係者向け等)
- 関係者からのヒアリングを通じ、「地域の協議の場」で必要な議論を行う具体的な手法を整理・分析したポイント集の作成。



リーフレット作成



- 令和5年度にまとめたリカレント教育の内容(基本項目・応用項目など)をふまえ、かかりつけ医機能強化にかかるプログラムに求められる要件の検討。(診療内容(知識)、診療行為・技術(手技)、行政サービスに関する知識 等)

3 実施主体等

民間事業者等 ◆ 対象経費：委託費（人件費、謝金、旅費、消耗品費、会議費、会場借料等）

医政局総務課（内線4104）

新規

推進枠

医療機能情報提供制度に係るシステムの運用・保守・改修経費及び かかりつけ医機能報告制度の導入に向けたシステム改修に係る準備経費

令和6年度概算要求額

8.4億円（-）

※()内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額 8.4億円
※デジタル庁計上

1 事業の目的

- 平成19年より開始した医療機能情報提供制度について、令和5年度中に現行の都道府県単位のシステム運用から、全国統一的な検索サイト（全国統一システム）に移行を行う予定。令和6年度事業では、報告項目の改正に伴うシステム改修、工程管理等を行う。
- また、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づく、かかりつけ医機能が発揮される制度整備として、下記を目的に全国統一システムの改修、令和7年度のG-MIS改修に向けた要件定義を行う。
 - ・国民・患者がかかりつけ医機能を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化。
 - ・新たに創設する「かかりつけ医機能報告制度」に基づく医療機関からの報告内容をもとに、都道府県において地域でのかかりつけ医機能の確保のための具体的方策の検討・公表。

2 事業の概要・スキーム

医療機能情報提供制度に基づく報告事項

かかりつけ医機能報告制度に基づく報告事項

【医療機関】

G-MISを介した都道府県への報告

レセプト請求
【審査支払機関】

NDBからレセプトデータ抽出
・医療機関ごとに手術件数、かかりつけ医機能に係る加算算定期況等の情報を抽出
・工程管理事業者がデータ集計・報告時に病院等に対しプリントとして提供

【厚生労働省】 G-MIS (報告機能)

報告内容の確認承認

【都道府県】

地域でのかかりつけ医機能の確保のための具体的方策の検討

かかりつけ医機能・医療機能情報を全国統一的に公表

・全国の医療機関のかかりつけ医機能に関する情報、その他医療機能情報について検索が可能
・住民・患者が病院等の選択を適切に行うために必要な情報として活用

※医薬品医療機器等法で規定されている薬局機能情報提供制度についても対応するため、本事業は医薬・生活衛生局と共同で実施。

3 実施主体等

実施主体：委託事業（ベンダーを公募により選定）

➤ 医療従事者の勤務環境改善に向けた働き方改革の推進

新規
推進枠

医師の働き方改革普及啓発事業

医政局医事課（内線4416）

令和6年度概算要求額 1.5億円（-）※()内は前年度当初予算額 ※令和4年度二次補正予算額 1.5億円

1 事業の目的

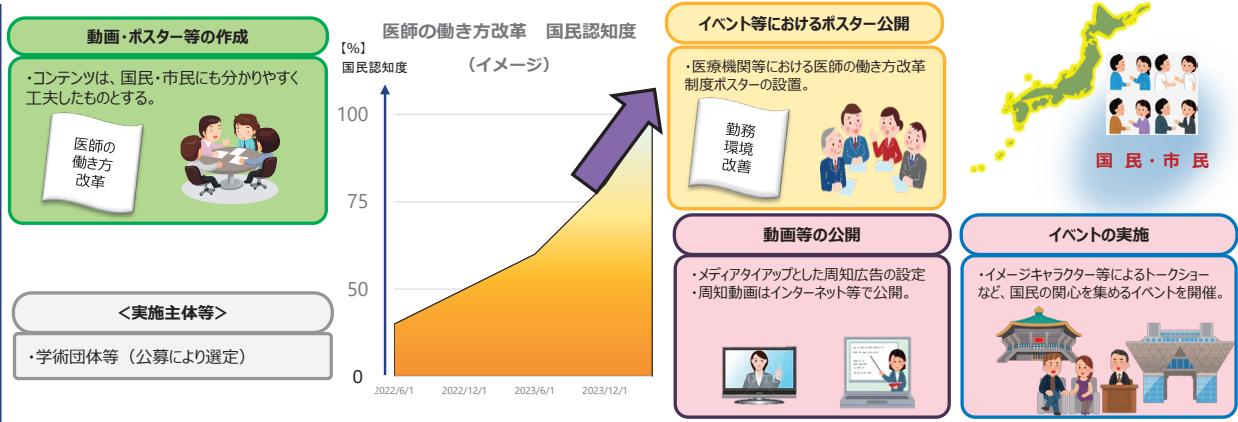
○2035年度末における連携B・B水準の解消を目指し、医師の働き方改革を進めるには、個々の医療機関による労働時間短縮・医師の健康確保を図るために取組だけでは限界がある。医師の働き方改革の制度を理解した上で、休日や平日の時間外に患者説明を求めたり、日中の受診をためらい夜間に救急患者として搬送されることがないよう、国民・市民の協力を得る必要があることから、広く制度の周知と国民への啓発を行うことを目的とする。

2 事業の概要

○以下のメニューにより国民に対して、医師の働き方改革に関する周知等を実施する。

- ・インターネット上の動画放映
- ・普及啓発用ポスター等の作成
- ・イベントの実施による普及活動 等

3 事業スキーム・実施主体等



医政局医事課（内線4409）

新規
推進枠

医療機関における勤務環境改善のための調査・支援事業

令和6年度概算要求額 1.2億（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和6年4月以降も、労働時間の短縮をはじめとした医療機関における勤務環境の改善のための取組を推進するためには、各医療機関における取組を支援することに加え、個々の医療機関のみならず、他医療機関、行政、医療関係団体等地域の関係者が連携して地域全体で取り組むことが必要である。このため、

① 勤務環境改善マネジメントシステム（※）に基づき行われている医療機関の勤務環境改善の取組及び各都道府県の医療勤務環境改善支援センターによる働き方改革の取組の支援を更に充実させるため、医療機関の働き方の実態把握、働き方改革を推進するための課題の調査・分析等により、勤務環境改善に向けた更なる主体的取組を支援

※ 平成26年10月1日施行の改正医療法において、医療機関がPDCAサイクルを活用して計画的に医療従事者の勤務環境改善に取り組む仕組み

② 医師の労働時間短縮に係る総合的な取組み（医療機関内の取組、地域連携、行政機関との連携、患者協力等）を実証実験的に行う医療機関を選定し、都道府県・勤改センターとの連携も図りつつ課題の抽出や支援を行い、時短の取組を推進することで効果的手法等を分析・調査する取組を行うもの。

2 事業の概要・スキーム

① 勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組支援のための調査・研究

医療機関における働き方の実態把握と働き方改革を推進するための課題の調査・分析等により勤改センターの支援の充実を図る。

（実施事項）・有識者会議の開催・働き方改革を推進するための課題の調査・分析

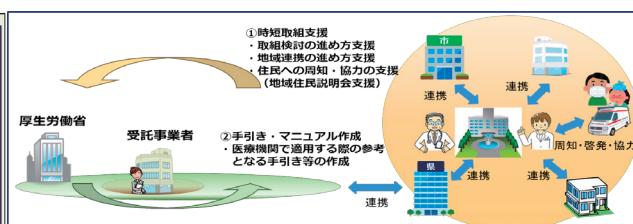
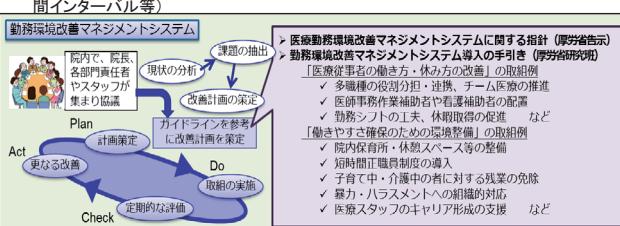
- ・全医療機関向けアンケート調査（労務管理体制、休暇取得状況、環境整備状況等）
- ・職種別（医師、看護師、コメディカル）向けアンケート調査（時間外勤務の状況、勤務間インターバル等）

② 医師の労働時間短縮にかかる伴走支援

労働時間短縮にかかる総合的な取組を実証実験的に行う医療機関を選定し、伴走型支援により具体的な支援を行なうながら時短の取組を進め、支援を通じて課題の抽出及び効果的手法等の知見を手引きとして作成し横展開するもの。

（具体的な支援内容）

- ・行政機関及び地域医療機関との連携、患者への周知・協力依頼にかかる支援
- ・他の医療機関の参考となる手引き等を作成し横展開



3 実施主体等

学術団体等（公募により選定）

▶薬局薬剤師の専門性の高度化・在宅薬物治療提供体制の強化

拡充

推進枠

薬局機能高度化推進事業

医薬・生活衛生局総務課（内線4264）

令和6年度概算要求額 46百万円 (62百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

データヘルス改革・電子処方箋の導入等を通じた各種医療情報の共有が進む中で、薬局薬剤師はデジタル技術を活用して患者・国民サービスの質及び利便性の向上を図る取組を積極的に進めることができることが求められている。

また、薬局薬剤師については、かかりつけ薬剤師・薬局の機能に加え、高度な知識・技術と臨床経験を有する薬剤師による高度な薬学的管理ニーズへの対応を図る機能（高度薬学管理機能）を発揮することが必要となる場合がある。

本事業は、令和4年7月にとりまとめられた薬局薬剤師ワーキンググループのとりまとめ「薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン」の内容も踏まえ、①薬局DXの推進、②対人業務強化のためのガイドライン作成、③高度な専門性の発揮、④健康サポート機能の観点から、対策を実施し、現状の分析やこれらの取組の効果を検証する検討会を開催することにより、**これらの成果を地域レベルで活用するとともに、対物業務から対人業務へのシフトを推進し、薬局機能、薬剤師サービスの高度化に繋げるものである。**

2 事業の概要・スキーム

令和5年度事業で実施した取組（デジタル技術を活用した先進的な薬局の取組、薬剤師の専門性を高めるための薬剤レビュー研修の実施、自治体と薬局が連携して実施する健康サポート活動等）の効果検証結果をもとに評価・分析、課題の抽出を行うとともに新たに以下について検討を行う。

○医療情報連携推進

- ・薬局起点の医療情報（トレーシングレポート等）の情報交換サービス対応の必要性等の検討（システム構築を進めるための論点整理など）
- ・その他、オンライン服薬指導等に係る研修を実施

○高度な専門性を発揮した薬剤師サービス提供の推進

- ・専門医療機関連携薬局の専門区分の追加検討のため、緩和ケアや小児医療等に係る薬剤師による専門性の発揮に係る実態やその有用性を把握するための調査を実施するとともに、関係学会における専門薬剤師養成のための研修プログラムを策定

厚生労働省

委託

民間事業者等

- ・調査の実施、結果のとりまとめ、課題の抽出・整理
- ・検討会の運営支援
- ・必要に応じ、委託事業等を実施

※検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施

3 実施主体等

国（民間事業者、関係団体等に委託）

医薬・生活衛生局総務課（内線4264）

新規

推進枠

在宅薬物治療提供体制強化事業

令和6年度概算要求額 22百万円 (ー) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

本格的な少子高齢化が到来し、地域包括ケアのさらなる進展が求められる中、薬局薬剤師は薬の専門家として外来、在宅医療において他職種と連携を図りつつ薬物療法に対応するなど、薬学的専門性を活かした対人業務の充実により、他職種と連携して地域の医療を支えていく役割が求められている。

特に在宅医療については、夜間・休日含め、24時間体制で患者の対応にあたることも想定され、在宅医、訪問看護師、介護職員等の他職種との日常的な連携は必須であり、今後、在宅医療の需要が増大することも踏まえると、さらなる連携強化の体制を構築することは重要である。また、薬剤の提供や薬学的管理等薬剤師の専門性が求められる対応については、地域における薬局間の連携推進も必要となる。

本事業では、具体的に、在宅医療等、地域における薬剤師サービス提供のための多職種連携に関する課題の抽出のための調査の実施、解決策の検討、輪番等による地域での24時間対応可能な体制の構築などを通じ、在宅医療における薬物治療提供体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

在宅医療における薬剤師サービス提供のための他職種連携（タスクシェア）体制及び薬局間連携の強化

- ・在宅医療における多職種連携の実態把握・課題の抽出のための調査を実施し、課題解決策を検討
- ・地域薬剤師会等を通じ、在宅医療における医薬品提供体制の構築のため、薬局間連携による輪番体制等の構築を支援
- ・上記を踏まえ、有識者検討会において、課題解決策や地域における薬剤師サービス提供強化の取組の実行性等に係る対応等を検討

なお、検討会の運営支援や、現状分析、課題抽出については委託事業により実施する

厚生労働省

委託

民間事業者等

- ・調査の実施、結果のとりまとめ、課題の抽出・整理
- ・必要に応じ、委託事業等を実施

補助

地域薬剤師会

- ・夜間休日等の対応のための輪番体制の構築等による薬局間連携・他職種連携体制の強化

3 実施主体等

国（民間事業者、関係団体等に委託・補助）

○地域包括ケアシステムの構築

➢地域医療介護総合確保基金等による地域の事情に応じた介護サービス提供体制の整備及び介護人材の確保支援



地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

老健局高齢者支援課（内線3928）

令和6年度概算要求額 352億円（352億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和6年度においては地域のニーズ等に適したメニューの充実や、令和5年度が終期となっているメニューの見直し等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- ・ 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。〈令和5年度までの実施〉
⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローノーンに立地する老朽化等した広域型介護施設の移転建替（災害イエローノーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。

2. 介護施設の開設準備経費等への支援

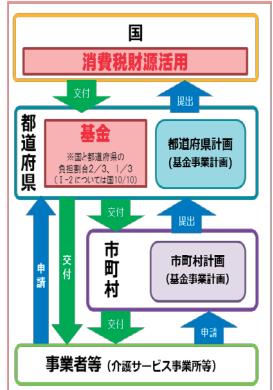
- ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行なう。
③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舎の整備に対して支援を実施。

〈令和5年度までの実施〉

3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

- ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
③ 介護療養型医療施設等から老人保健施設等（介護医療院を含む）への転換整備について支援を実施。
④ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
⑤ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

<実施主体等>



<令和4年度交付実績> 42都道府県



地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業分）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3878)

※メニュー事業の全体

令和6年度概算要求額 137億円（137億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・待遇の改善」等に資する事業を支援する。

2 事業の概要・実施主体等

都道府県計画を踏まえて事業を実施。（実施主体：都道府県、負担割合：国2/3・都道府県1/3、令和4年度交付実績：47都道府県）

※新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえて予算編成過程で検討

※赤字下線（令和6年度拡充分）

*付下線（事業の類型化）は予算編成過程で検討

参入促進

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の扱い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援（*）
- 介護事業所におけるインターンシップや介護の周辺業務等の体験など、多様な世代を対象とした介護の職場体験支援（*）
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一連の支援、参入促進セミナーの実施、ボランティアセンター・シルバーパー人材センター等との連携強化（*）
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- **介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備**
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 等

資質の向上

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在やニーズ等の把握（*）
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
 - ・認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
 - ・介護施設等防災リーダーの養成
- **外国人介護人材の研修支援**
- 外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援 等

労働環境・待遇の改善

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
- ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規・休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催、両立支援等環境整備（*）
- ・**介護従事者の負担軽減に資する介護テクノロジー（介護ロボット・ICT）の導入支援**
- ・総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング等の介護職員に対する育児支援（*）
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置
- ハラスマント対策の推進
- 若手介護職員の交流の推進
- 外国人介護人材受入施設等環境整備 等

○ 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置

○ 介護人材育成や雇用管理体制の改善等に取組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営・事業者表彰支援（*） ○ 離島、中山間地域等への人材確保支援

外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

社会・援護局福祉基盤課
(内線2894)

拡充

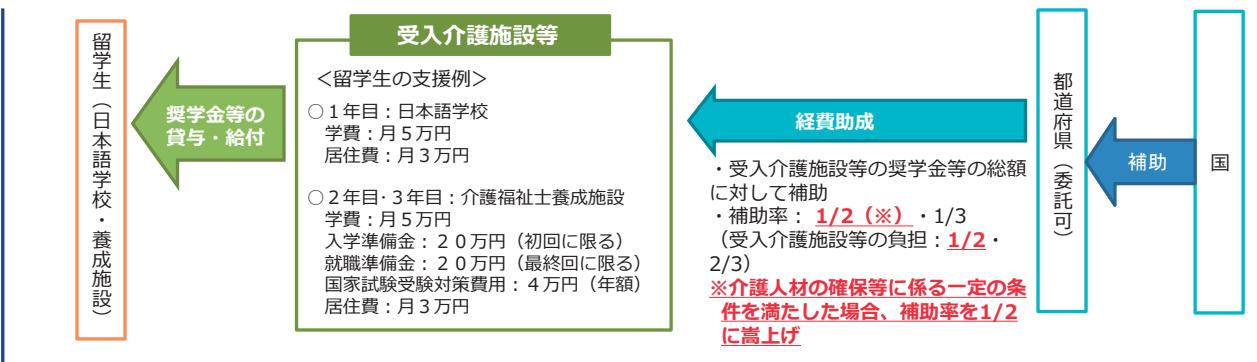
※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和6年度概算要求額 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数（137億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 介護福祉士の資格取得を目指す外国人留学生の確保を図るために、留学生に対して、就労予定先の介護施設等（受入介護施設等）が介護福祉士養成施設等の奨学金等を給付する場合に、その費用の一部を助成する事業を実施。
- 昨今、諸外国と人材確保の競争が激しくなっており、外国人留学生が安心して学習・就労を行うための更なる環境整備を図ることが重要であることから、外国人介護人材確保に資する成果を上げている受入介護施設等の負担軽減を図り、受入環境整備の取組みを更に支援することが必要となっている。
- このため、こうした介護人材の確保等に積極的に取り組む受入介護施設等について、その公費補助の割合を1/3から1/2に引き上げることにより、受入介護施設等による奨学金給付の充実を通じて、留学生の就学期間中のより一層の支援を図る。

2 事業のスキーム・実施主体等



3 事業実績

◆ 実施自治体数：28道県※ 令和3年度実績

新規

推進枠

介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2845)

令和6年度概算要求額 53億円（-）※（）内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額12億円

1 事業の目的

- 地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的として、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施。
- 要介護者等の急速な増加が見込まれる中、複雑化・多様化する介護ニーズに対応できる高い専門性を有する介護人材の確保育成を確実に進めるためには、本事業が安定的に実施されることが重要。
- 近年の貸付件数の増加等に伴い、都道府県の貸付原資の不足見込額が増加しており、確実に貸付が実施できるよう、事業継続に必要な貸付原資の積み増しを行い、本事業の安定的な運営体制を確保する。

《参考:新規貸付決定件数(実績)》

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
介護福祉士修学資金	4,063	2,674	2,370	2,236	1,678	2,365	2,310	2,472	3,270	4,025	4,342	4,041
うち外国人留学生	-	-	-	-	-	-	-	47	388	1,269	1,750	1,966

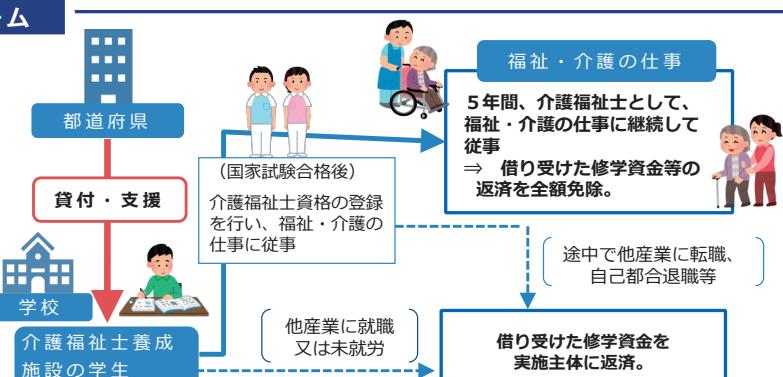
2 事業の概要（実施主体等）・スキーム

【実施主体】都道府県が適当と認める団体
【補助率】国9/10、都道府県1/10

養成施設入学者への修学資金貸付

【介護福祉士養成施設修学者】

- 貸付額（上限）
 - ア 学 費 5万円（月額）
 - イ 入学準備金 20万円（初回に限る）
 - ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る）
 - エ 国家試験受験対策費用 4万円（年額）等
- 貸付期間
養成施設に在学する期間（1～2年以上）



▶地域づくりの加速化のための市町村に対する伴走的支援等の実施

拡充

地域づくり加速化事業

老健局認知症施策・地域介護推進課（内線3982）

令和6年度概算要求額 1.0億円（1.0億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 回復世代（1947～1949年生）が全員75歳以上を迎える2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、市町村の地域づくり促進のための支援パターンに応じた支援パッケージを活用し、①有識者による市町村向け研修（全国・ブロック別）や②個別協議を実施しているなど総合事業の実施に課題を抱える市町村への伴走的支援の実施等を行ってきたところ。
- 令和6年度においては、引き続き伴走的支援の実施を図りつつ、以下の内容の充実を図る。
 - 今後、こうした伴走的支援を地域に根差した形で展開していくため、全国8か所の地方厚生（支）局主導による支援対象を拡充するとともに地域で活動するアドバイザーを養成するなど、**地域レベルでの取組を一層促進**していく。
 - また、令和4年12月の介護保険部会意見書で、第9期計画期間を通じて総合事業の充実に集中的に取り組むことが適当であり、その際、地域の受け皿整備のため、生活支援体制整備事業を一層促進することとされていることを踏まえ、第9期を見据え、**生活支援体制整備事業を更に促進するためのプラットフォームの構築（全国シンポジウムの開催含む）**を図る。

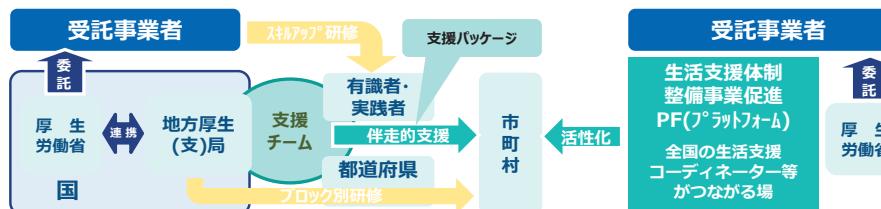
2 事業の概要・スキーム

1. 地域包括ケアの推進を図るため、以下の事業により市町村を支援する。

- ① 地方厚生（支）局主導による支援パッケージを活用した伴走的支援の実施（全国32か所）
 - 地方厚生（支）局・都道府県と連携し、市町村を支援する地域の有識者・実践者の支援スキル向上に資する研修を併せて実施【拡充】
- ② 自治体向け研修の実施（各地方厚生（支）局ブロックごと）
- ③ 支援パッケージ^(注)の改訂など地域づくりに資するツールの充実
 - （注）市町村等が地域包括ケアを進める際に生じる様々な課題を解決するための実施方法やポイントをまとめたもの。

2. 全国の生活支援コーディネーター等がつながるためのプラットフォーム（PF）を構築【新規】

<事業イメージ>



3 実施主体等

【実施主体】

- 国から民間事業者へ委託



【補助率】

- 国10/10

(実績)

令和4年度伴走支援を行った自治体 24自治体

▶介護施設等の防災・減災対策の推進

拡充

推進枠

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

老健局高齢者支援課（内線3928）

令和6年度概算要求額 16億円+事項要求（国土強靭化分）（12億円）※()内は前年度当初予算額
1 事業の目的

- 高齢者施設等は、地震や火災発生時に外に避難することが困難な高齢者が利用しているため、災害時においても利用者の安全を確保するとともに、その機能を維持することが重要であり、防災・減災対策及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備の推進により、防災・感染防止体制の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

① 既存高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

- 高齢者施設等については、火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、消防法令の改正に伴い、新たにスプリンクラー設備等の整備が必要となる施設に対して、その設置を促進する。
- | 施設種別 | 補助率 | 上限額 | 下限額 |
|--|------|---|-----|
| ○ 軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊を伴う事業、介護医療院（※）
※ 令和6年度まで実施 | 定額補助 | ○スプリンクラー設備（1,000㎡未満）
・スプリンクラー設備を整備する場合 9,710円／㎡
・消火ポンプユニット等の設備が必要な場合 9,710円／㎡ + 2,440千円／施設
○自動火災報知設備 1,080千円／施設（300㎡未満）
○消防機関へ通報する火災報知設備 325千円／施設（500㎡未満） | なし |

② 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

- 高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修・水害対策に伴う改修等や施設の老朽化に伴う大規模修繕等（※）を促進

施設種別	補助率	上限額	下限額
○ 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模介護医療院	定額補助	1,540万円／施設	80万円／施設
○ 小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等		773万円／施設	ただし、非常用自家発電設備はなし

③ 高齢者施設等の非常用自家発電・給水設備整備事業・水害対策強化事業

- 高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも、施設機能を維持するための電力・水の確保を自力ができるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）・給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備・水害対策に伴う改修等を促進

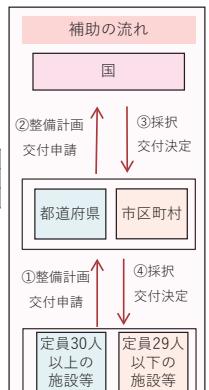
施設種別	補助率	区分	上限額	下限額
○ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	i	なし	総事業費500万円／施設
○ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、養護老人ホーム	定額補助	ii	なし	総事業費80万円／施設
○ 小規模特別養護老人ホーム、小規模介護老人保健施設、小規模介護医療院				
○ 小規模養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所 等				

④ 高齢者施設等の安全対策強化事業・換気設備設置事業

- 災害によるブロック塀の倒壊事故等を防ぐため、高齢者施設等における安全対策が必要なブロック塀等の改修を促進。また、風通しの悪い空間は感染リスクが高いことから、施設の立地等により窓があつても十分な換気が行えない場合等にも定期的に換気できるよう、換気設備の設置[※]を促進。

※地域医療介護総合確保基金を活用して令和2年度第1次補正予算から実施していた事業を移管

施設種別	補助率	上限額	下限額
○ ブロック塀等の改修	国 1/2 自治体 1/4 事業者 1/4	なし	なし
○ 換気設備	定額補助	4,000円／㎡	なし



<令和4年度交付決定> 472自治体

○救急・災害医療体制等の充実

➢災害医療における情報収集機能等の強化

拡充

推進枠

EMIS代替システム調査研究事業

医政局地域医療計画課（内線2548）

令和6年度概算要求額 98百万円（75百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- EMISは災害医療における情報収集を担っているが、ユーザーインターフェイスの向上やデータを収集/分析する機能の充実、他システムとのデータ連携方法の確立等の課題を指摘されている。
- 一方で、現状のEMISについては機能追加のたびに大規模な改修・保守契約を委託事業者から請求され、コスト面や迅速な機能提供に関して大きな課題となっており、日常的な業務に必要な機能改善が十分に実現していない。
- EMIS後継システムを必要な機能ごとに分解し、G-MIS（医療機関等情報支援システム）への一部機能の統合や、既存ローコーディング・ノンコーディングツールを可能な限り組み合わせて再構築された状態で提供されるサービスの調達を検討しており、EMIS後継システムに資するサービスを調達のための調査研究を行う。

2 事業の概要・スキーム

【調査研究事業の事業概要】

- EMISを見直し、G-MISなどの最新システムと連携しやすい代替システムとして開発を模索した場合の、「代替システムの開発に要する費用の積算」、「代替システムの開発に必要な仕様書の作成」、「代替システムの運用経費とEMISの運用経費との比較」等について、調査研究事業を実施する。令和6年度はサービスの開始に向けた調達の支援で技術審査委員会等の項目が必須となることから、拡充して要求する。



3 実施主体

- ◆ 実施主体：委託事業（民間事業者）

新規

推進枠

新EMISにおけるシステム利用

医政局地域医療計画課（内線2548）

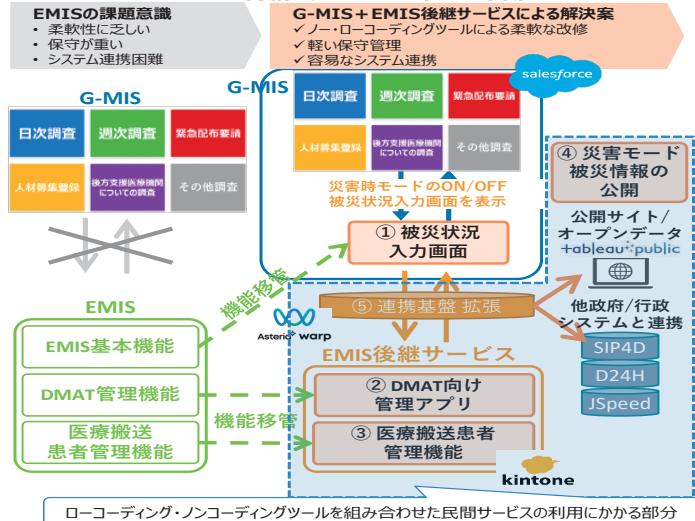
令和6年度概算要求額 2.2億円（-）※()内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上

1 事業の目的

- EMISは災害医療における情報収集を担っているが、ユーザーインターフェイスの向上やデータを収集/分析する機能の充実、他システムとのデータ連携方法の確立等の課題を指摘されている。一方で、現状のEMISについては機能追加のたびに大規模な改修・保守契約を委託事業者から請求され、コスト面や迅速な機能提供に関して大きな課題となっており、日常的な業務に必要な機能改善が十分に実現していない。
- EMIS後継システムを必要な機能ごとに分解し、G-MIS（医療機関等情報支援システム）への一部機能の統合や、既存ローコーディング・ノンコーディングツールを可能な限り組み合わせて再構築された状態で提供されるサービスを調達する。本要求はこのうち、EMIS後継システムとして災害モードの公開機能やDMAT管理システム、医療搬送患者管理機能などを提供できる民間サービス利用にかかる費用を要求するものである。

2 事業概要・スキーム

EMISの再構成イメージ全体像（案）



3 実施主体

サービス提供事業者
(民間事業者)

委託により実施

企業

厚生労働省

新規

新EMISとG-MIS連携にかかる改修・運用事業

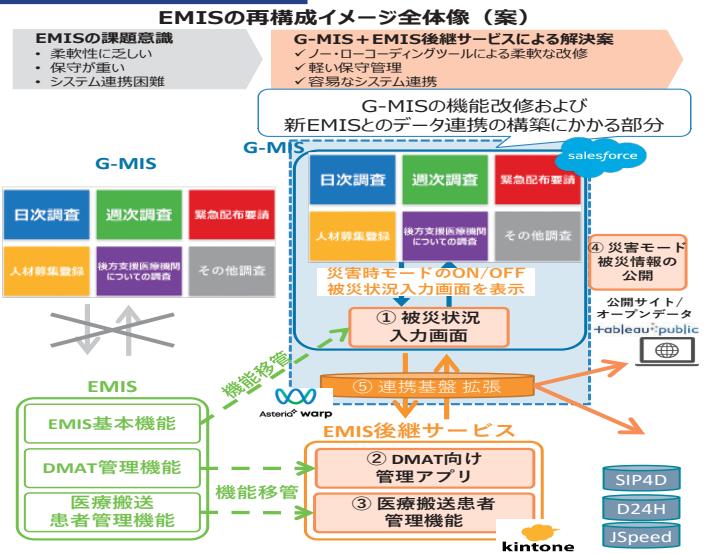
医政局地域医療計画課（内線2548）

令和6年度概算要求額 49百万円（一）※()内は前年度当初予算額 ※デジタル庁計上

1 事業の目的

- EMISは災害医療における情報収集を担っているが、ユーザーインターフェイスの向上やデータを収集/分析する機能の充実、他システムとのデータ連携方法の確立等の課題を指摘されている。一方で、現状のEMISについては機能追加のたびに大規模な改修・保守契約を委託事業者から請求され、コスト面や迅速な機能提供に関して大きな課題となっており、日常的な業務に必要な機能改善が十分に実現していない。
- EMIS後継システムを必要な機能ごとに分解し、G-MIS（医療機関等情報支援システム）への一部機能の統合や、既存ローコーディング・ノンコーディングツールを可能な限り組み合わせて再構築された状態で提供されるサービスを調達する。本要求はこのうち、G-MISにおいて災害時の医療機関からの被災情報入力を可能とする機能改修、新EMISとのデータ連携基盤の構築およびランニングコストにかかる費用を要求するものである。

2 事業概要・スキーム



3 実施主体

サービス提供事業者
(民間事業者)

委託により実施

企業

厚生労働省

医療施設等の防災・減災対策、DMAT・DPAT体制の整備・強化

医政局地域医療計画課（内線2548）

新規

推進枠

医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

令和6年度概算要求額 19百万円（一）※()内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額1.9億円

1 事業の目的

- 平成30年6月に発生した大阪北部地震において、小学校のブロック塀が倒れて登校中の児童が亡くなり、政府として安全性に問題があるブロック塀への対策を進めているところである。
- 厚生労働省が平成30年に全国の病院を対象に調査を行ったところ、7,334病院中706病院が敷地内に倒壊の危険性のあるブロック塀を保有していると回答している。
- 患者や周辺住民への被害を防ぐため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）により、病院が行うブロック塀の改修等に対する支援を令和5年度まで実施することとされているところであるが、現在多くの病院の改修が済んでいない状況であるため、引き続き支援を行うもの。

2 事業の概要

【事業概要】

- ・倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に必要な経費を支援する。

【補助対象】

- ・倒壊の危険性のあるブロック塀を保有する病院

【補助率】

- ・1／3（国1／3、事業者2／3）



3 実施主体

- 病院の開設者

拡充**推進枠**

災害派遣医療チーム(DMAT)体制整備事業

医政局地域医療計画課（内線4130）

1 事業の目的

令和6年度概算要求額 10億円 (8.0億円) ※()内は前年度当初予算額

- この事業では、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成研修を実施し、DMAT隊員の養成、技能維持や資質向上を図る。また、大規模災害発生時には複数の被災都道府県の災害医療提供体制の維持が必要なため、災害拠点病院等の関係機関と連携して、広域でのDMATの運用調整等を行う。
- 令和4年の改正医療法により、DMATの養成・登録の仕組みが法定化され、今後、新興感染症への対応を含め、DMATの体制を強化していく必要がある。災害対応においては、DMAT事務局は発災直後に被災地において、迅速に被災都道府県入りし、被害状況に応じた活動の調整を開始する必要があり、DMAT事務局の拡充を行う。
- また、平成29年に当省と米国福祉保健省とで締結された協力覚書を基に日米DMAT連携が開始され、令和3年に机上訓練を行った。令和5年には、日米DMAT連携について新たに協力覚書を締結し、令和6年度以降に実地訓練を行う予定であるなど、今後、継続的な連携体制を構築する必要があることから、事務局の体制の拡充が必要である。
- さらに、近年、毎年のように大規模な風水害が日本各地で発生していることや、新型コロナウイルス感染症拡大など、地域での災害を含む危機管理のリーダーとなる人材を養成する仕組みが必要であることから、DMAT事務局の災害対応や新型コロナ等を通じて得たノウハウを活かし、人材育成を行うとともに、DMAT事務局の体制を強化する仕組みを構築する。

2 事業の概要

- DMAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付

①DMAT事務局運営(拡充)

- (人件費、出張費、消耗品費、システム維持管理費、光熱水費等)
- ②DMAT隊員養成研修
(DMAT隊員養成研修、感染症対応研修等)の企画・実施
- ③大規模地震時医療活動訓練・DMAT地方ブロック訓練
- ④災害急性期対応研修

⑤災害医療調査

⑥医療コンテナ運用

⑦J-SPEED電子カルテ運用

⑧日米DMAT連携等国際支援【拡充】

⑨災害等危機管理専門家養成コース【拡充】

3 実施主体

- ◆委託により実施(国立病院機構本部、兵庫県災害医療センター)

4 事業実績

- ◆ DMAT研修修了者数: 16,570人
(令和5年4月1日)

増額理由

①DMAT事務局運営費

- DMAT事務局の事務職員がDMAT隊員養成研修をはじめとする研修運営要員に偏っていることを踏まえ、委託事業全般を不足なく実施するため、事務局幹部の意思決定を補佐し、関連する情報分析・調整等を行う職員を増員

⑧日米DMAT連携等国際支援

- 以下の業務を行うために必要な事務運営経費の増額

- ・実災害時の海外医療チームが行う活動の支援
・海外医療チームとの訓練等の企画・運営

⑨災害等危機管理専門家養成コース

- 当該コースの履行者に係る人件費の増額
- 2年間のコースであるが、希望者は1年追加できる。
- 必要に応じて、国立感染症研究所でも研修可能

拡充**推進枠**

DPAT体制整備事業 (DPAT事務局)

医政局地域医療計画課（内線2771）

令和6年度概算要求額 67百万円 (61百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

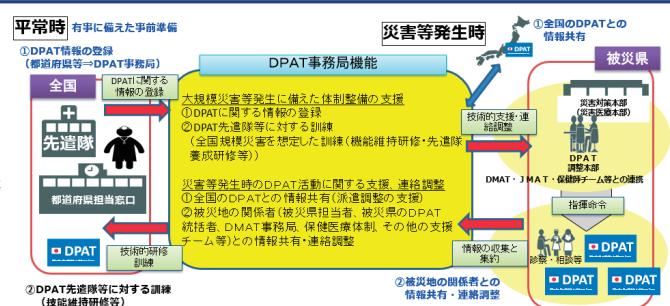
- 災害発生時に、被災地等における精神保健医療ニーズに対応するため、厚生労働省の委託事業としてDPAT事務局を設置し、平常時ににおいては、大規模災害に備えたDPATの専門的な研修及び実地訓練の企画・立案・実施を行い、災害発生時においては、全国のDPAT活動に関する支援、連絡調整等を行うことで、DPATの体制整備を行っている。
- DPATはこれまで自然災害を主な活動の場としてきたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大時においては、感染症の専門家やDMAT等と連携し、クラスターの発生した精神科医療機関の業務継続支援を行うなど、感染制御と業務継続の両面の支援を活動を行っている。
- このため、DPAT活動の基本方針を定める「DPAT活動要領」に「新興感染症対応」を明確化するとともに、今後の新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成に向けた感染症に係る研修等を新たに実施するため、DPAT事務局の予算を増額し、体制を拡充する。

2 事業の概要・スキーム

- DPAT事務局に対して以下の事業にかかる経費を交付
- ① DPAT事務局運営経費（平常時）
(人件費、旅費、消耗品費、システム維持管理費等)

拡充内容

- ② DPAT隊員養成研修経費
(DPAT先遣隊研修、技能維持研修、感染症対応研修等の企画・実施)
- ③ DPAT活動に係る技術的支援
(都道府県の行うDPAT研修への講師派遣等)
- ④ DPAT事務局運営経費（災害等発生時）
(先遣隊派遣調整、全体管理、人件費、謝金等)



3 実施主体等

- ・ 厚生労働省が選定した委託事業者が実施
(令和5年度の委託先は公益社団法人日本精神科病院協会)

4 事業実績

DPAT先遣隊研修修了者：933名（令和5年4月1日時点）

拡充**推進枠**

DPAT養成支援事業

医政局地域医療計画課（内線2771）

令和6年度概算要求額 28百万円（24百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成23年の東日本大震災における精神保健医療活動支援を通じて、指揮命令系統の改善、被災精神科医療機関への支援の強化等の課題が明らかとなり、平成25年度に「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の仕組みが創設され、同年度よりその養成が開始されている。
- 災害が発生した場合には被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等により新たに精神的問題が生じる等、精神保健医療への需要が拡大する。また、精神科医療機関の被災状況、それに伴う入院患者の搬送、避難所での診療の必要性等、専門的な知見に基づいて、被災地域の精神保健医療におけるニーズを速やかに把握した上で、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を継続することが地方自治体に求められる。
- 災害時において、「被災地での精神科医療の提供」、「被災地での精神保健活動への専門的支援」、「被災した医療機関への専門的支援」等の役割を担う「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」を整備することにより、災害等発生時の精神保健医療活動の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

- 地方自治体における「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」の整備に対する支援を行う。
(1) 運営委員会の設置等
行政機関、精神科医等からなる運営委員会を設置し、DPAT構成員の登録基準作成及び登録審査、研修・訓練の企画、活動マニュアルの作成、活動の評価、活動に関する情報交換等を行う。
- DPAT構成員に対する研修
DPAT構成員に対して、精神保健上の専門的対応技術等の習得、スキルアップ、チーム活動手法の訓練、活動報告の方法等を目的とした研修を全都道府県で実施する。

拡充内容

3 実施主体等

(1) 実施主体：都道府県及び政令指定都市 (2) 補助率：1／2

4 事業実績

実施自治体数：41都道府県 6政令指定都市
※ 令和4年度変更交付決定ベース

災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築

新規**推進枠**

災害時の医療・保健・福祉に関する横断的な支援体制の構築に係る経費

大臣房厚生科学課
健康危機管理・災害対策室
(内線3844)

令和6年度概算要求額 49百万円（-）※()内は前年度当初予算額

※うちデジタル庁計上：45.6百万円、厚生労働省計上：3.6百万円

1 事業の目的

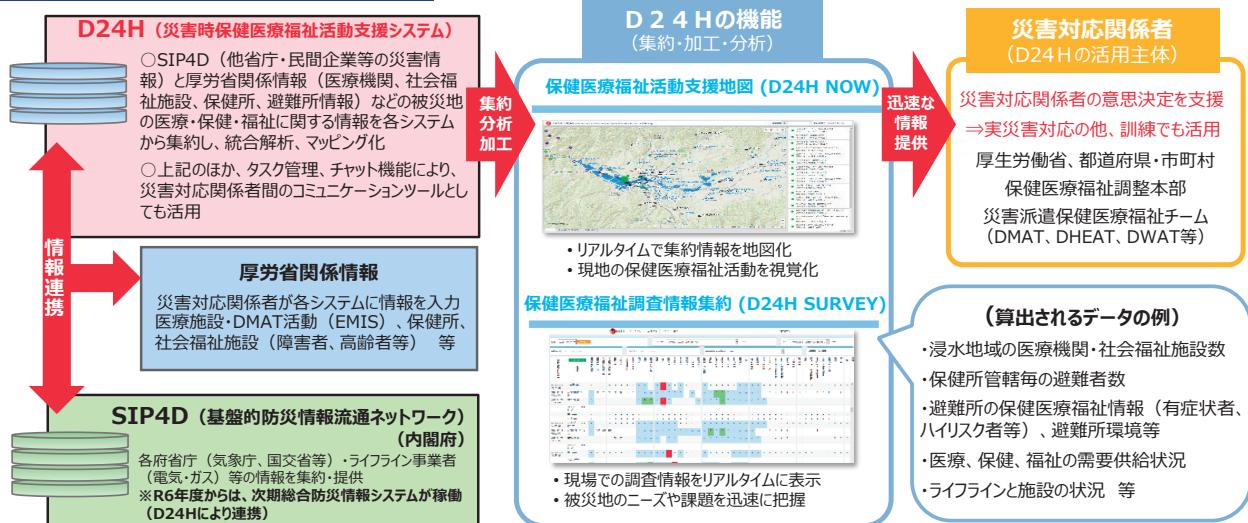
- ・災害時の医療・保健・福祉等に関する情報を統合し、災害に関する情報を必要な関係者に迅速に提供することにより、災害対応関係者（国、自治体等）の災害対応等に関する意思決定を支援。
- ・内閣府では、次期総合防災情報システム（SIP4Dの後継）を、D24Hとの自動連携を前提として構築し、令和6年度から運用を行うこととしている。

2 事業の概要

- ・災害時保健医療福祉活動支援システム（通称：D24H）のシステム運用（管理・保守・ヘルプデスク等対応）
⇒実災害対応・自治体・各種災害支援チーム（DMAT、DPAT、DHEAT、DWAT等）での訓練の実施
- ・D24Hのシステム内容に係る自治体向け説明

実施主体：国

3 事業スキーム・実施主体等



▷ ドクターへリ・ドクターカーの活用による救急医療体制の強化

拡充

推進枠

ドクターへリ導入促進事業

医政局地域医療計画課（内線2550）

令和6年度概算要求額 100億円（87億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターへリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ドクターへリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要な経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



3 実施主体等

- 実施主体：都道府県（基地病院（救命救急センター））
- 補助率：1／2
- 補助基準額：
(現行) 3.31億円（飛行時間300時間以上）
3.07億円（飛行時間200以上300時間未満）
2.89億円（飛行時間200時間未満）
- 負担割合：国1／2、都道府県1／2

4 見直し内容

- 補助基準額：
令和4年度の運航経費の実績に基づく見直しを行う

5 事業実績

- 導入状況 46都道府県56機にて事業を実施（令和4年4月18日現在）
※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山县
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県（2機目）、静岡県（2機目）、北海道（2機目）、3機目）、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県（2機目）、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県（2機目）、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、大分県、佐賀県
平成26年度	1道	北海道（4機目）
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県（2機目）、奈良県、愛媛県、鹿児島県（2機目）
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県

拡充

推進枠

救急現場に出動するドクターカー活用促進事業（救命救急センター運営・設備整備事業）

医政局地域医療計画課（内線2550）

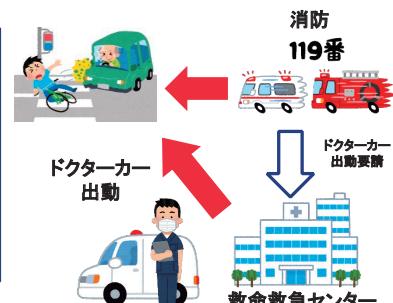
令和6年度概算要求額 99百万円（医療提供体制推進事業費補助金251億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ドクターカーについては、年間約3万件の現場出動の実績があり、令和4年度に実施した運用事例等に関する調査研究事業において、ドクターへリと比較しても整備点検が容易であり、日没や天候によって運行に支障を来さない事から、出動要請に対する応需率も高く、救急医療のニーズに対する即応性の観点から非常に有用であることが示された。しかしながら、ドクターカーは、導入面においては64%の医療機関が施設の自費、寄付で賄っており、運用面としても、7割近くの医療機関が施設による自費で経費・人件費を捻出している実態が明らかになったことから、国による支援を充実させる必要がある。

2 事業の概要

- ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業の結果を踏まえ、ドクターカーの導入・運用に必要な経費に対する財政支援を拡充する。
- 支援項目
 - 車両整備に係る費用（初期導入費用・管理維持費用等）
 - 現場携行医療機材等の整備
 - 運行にかかる人件費等（ドライバーの確保等）



3 実施主体等

- 実施主体：各都道府県（救命救急センター）
- 補助率：1／3→1／2
- 負担割合：国1／3、都道府県1／3、医療機関1／3 → 国1／2、都道府県または医療機関1／2

4 事業実績

ドクターカーの購入費用については、41%が救命救急センター運営事業費や設備整備事業等の事業費を活用
※ドクターカーの運用事例等に関する調査研究事業報告書より（令和5年3月 日本航空医療学会）

○健康づくり・予防・重症化予防の推進

➢高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進

推進枠

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開事業

保険局高齢者医療課（内線3190）

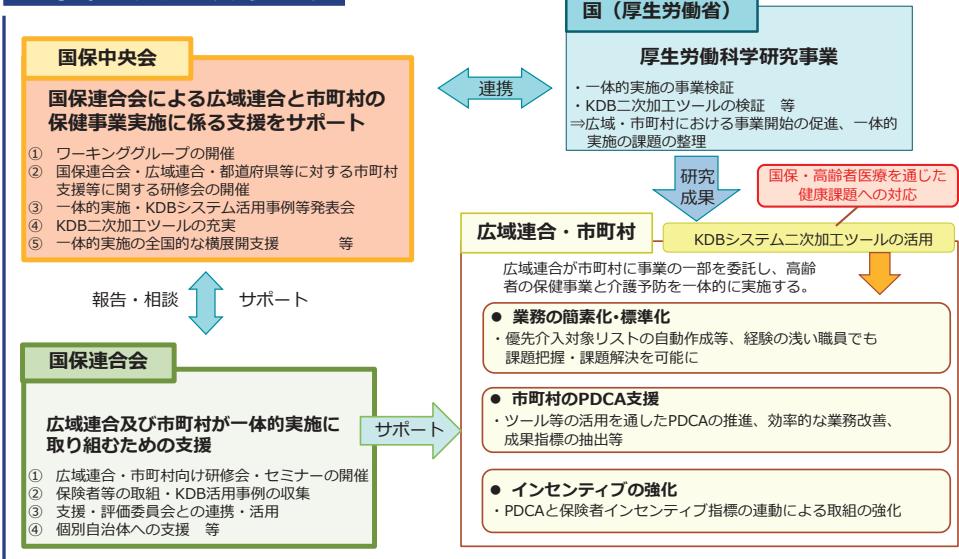
令和6年度概算要求額 1.0億円（1.0億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和2年度より開始された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施※」について、令和6年度までに全ての市町村において取組が実施されるよう取り組むとともに効果的な事例の横展開を図る。

※高齢者の心身の多様な課題に対してきめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一緒に実施。

2 事業の概要・スキーム



3 実施主体等

・実施主体：国保中央会
国保連合会

・補助率：定額

・事業実績：全広域連合及び全市町村等を対象に実施。

・一體的実施市町村数：
793（令和3年度）
1,072（令和4年度）

※令和6年度までに全ての市町村での実施を目指す。

➢糖尿病性腎症の重症化予防事業や予防・健康づくりに関する大規模実証事業などの保健事業等への支援

糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援

保険局保険課（内線3173）

令和6年度概算要求額 52百万円（52百万円）※()内は前年度当初予算額

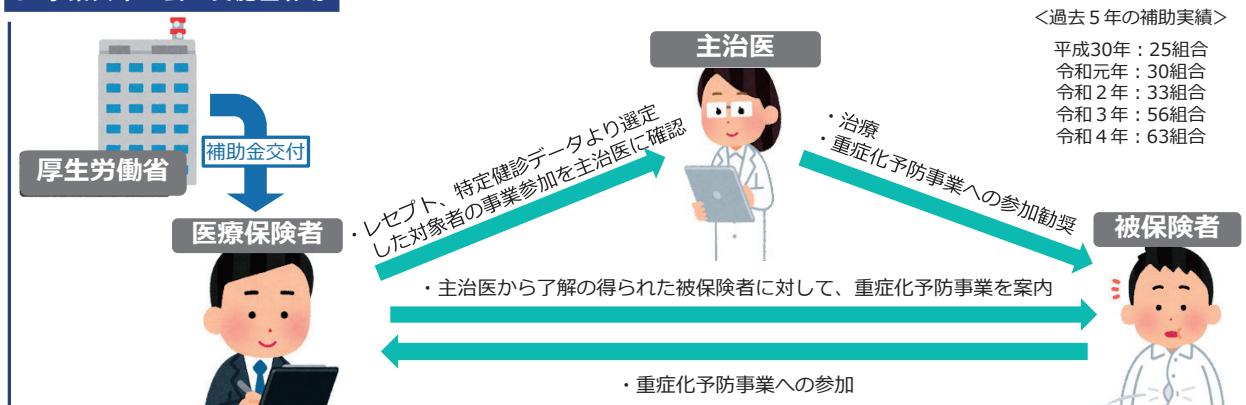
1 事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日閣議決定）において、「重症化予防の先進・優良事例の把握を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考にしながら、さらに効果的に取組を推進する。

2 事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等の費用を補助する。
- 令和4年度より、糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための保健指導等も補助の対象とする拡充を行った。

3 事業スキーム・実施主体等



令和6年度概算要求額 46百万円（50百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

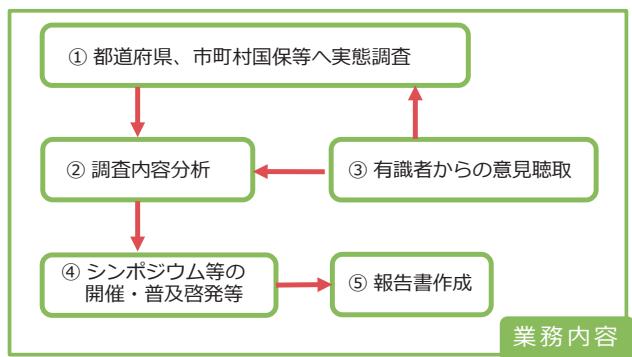
新規人工透析導入の主な原疾患である糖尿病性腎症の重症化予防は、健康寿命の延伸とともに、医療費適正化の観点からも重要である。このため、厚生労働省では平成28年に糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定し、自治体における取組事例の収集や横展開、事業実施に係る財政支援等により、保険者の取組を推進している。

また、令和6年からはじまる第3期データヘルス計画に向けて、計画策定の手引きを令和5年5月に改訂し、すべての保険者で、糖尿病性腎症等の生活習慣病の重症化予防に取り組むこととした。

本事業では、自治体における取組の状況や課題を分析し、取組の質を向上させる具体的な方策を検討することにより、地域における糖尿病性腎症重症化予防等の取組の充実・質の向上を目指す。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

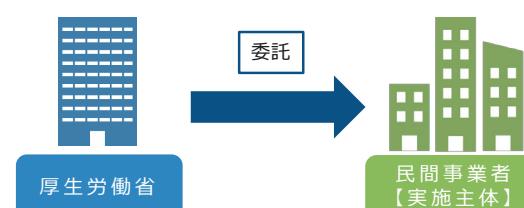
- 厚生労働省からの委託により、以下の業務内容を実施する。



令和6年度概算要求額 1.1億円（82百万円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和2年度から令和4年度まで、保険者等によるエビデンスに基づく予防・健康づくりの取組を促進するため、特定健診・特定保健指導などをはじめとした分野において実証事業を実施し、特定保健指導において、成果が出たことを評価する評価体系（アウトカム評価）を導入する等の成果を得てきた。また、保険者等における保健事業の計画等で活用できるよう、USPSTF（アメリカ予防医療専門委員会）やNICE（英国国立医療技術評価機構）でエビデンスに基づき推奨されている予防・健康づくりの取組や本邦での取組事例等からなるポジティブリストを作成してきた。
- 今後も、予防・健康づくりに関する諸外国における質の高いエビデンスや国内での取組事例を収集等を通じて、ポジティブリストの質の向上やエビデンスのアップデートを継続的に行う。また、肥満の解消や生活習慣病予防等のための予防・健康づくりの取組についての実証事業を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等**【業務内容】**

- 諸外国のエビデンスの整備に関する調査や国内の事例調査等を通じたポジティブルリストの継続的なアップデート
 - 保健事業関係者への調査
 - 実証事業の実施
 - 事業や調査の分析
 - 報告書作成
- など

➤ 「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築

新規
推進枠

「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築

大臣官房厚生科学課国立高度専門医療研究センター支援室
(内線2626)

令和6年度概算要求額 25億円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ・女性は、ホルモンのバランスの変化等により、ライフステージ毎にその心身の状況が大きく変化し、様々な健康上の問題等が生じるため、女性の健康や疾患について、心身における性差も加味し、ライフステージ毎に多面的・包括的な分析を加え、病態の解明と予防及び治療に向けた研究を推進する。

2 事業の概要

- ・国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおいて、「女性の健康」に関する司令塔機能を担い女性の体とこころのケアなどの支援等に関するモデル的な取組の均てん化を行う。

実施主体：国立研究開発法人国立成育医療研究センター

3 事業スキーム・実施主体等

「女性の健康」ナショナルセンター

創薬に向けた共同開発、治験参加医療機関の紹介等

データの提供・活用等

製薬企業

協力医療機関等

相談・情報提供等

国 民

女性が人生の各段階で様々な健康課題を有していることを社会全体で共有し、女性が生涯にわたり健康で活躍できる社会を目指す

○認知症施策の総合的な推進

➤ 共生社会の実現に向けた本人発信支援や地域づくり支援、認知症の人やその家族の相談支援体制と若年性認知症の人への支援体制の推進等

認知症施策推進大綱等に基づく施策の推進（全体像）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

1 事業の目的 令和6年度概算要求額 141億円 (128億円) ※()内は前年度当初予算額

- ◆ 令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づき、認知症の発症を遅らせ、認知症になってしまっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。
- ◆ また、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の成立を踏まえた施行の準備を行う。

2 事業の概要

- ①認知症に係る地域支援事業の充実 【86億円の内数（社会保障充実分）】
 - ・認知症初期集中支援チームの設置
 - ・認知症地域支援推進員の設置
 - ・「チームオレンジ」の整備
 - ・認知症の人と家族への一體的支援の推進
- ②認知症施策推進大綱の取組の推進（認知症総合戦略推進事業） 【5.5億円（5.5億円）】
 - ・広域的な認知症高齢者見守りの推進
 - ・認知症の普及相談、理解の促進
 - ・若年性認知症支援体制の拡充
 - ・認知症本人・家族に対する伴走型の支援拠点の整備
- ③認知症疾患医療センターの運営 【13.2億円（12.9億円）】
 - ・地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動の支援
 - ・地域包括支援センター等地域の関係機関とも連携した診断後等の支援
 - ・新規治療薬の治療及び精密な診断治療が可能な認知症医療体制の拠点整備
- ④認知症理解のための普及啓発等 【45百万円（40百万円）】
 - ・認知症への社会の理解を深めるための普及・啓発
 - ・日本認知症官民協議会を核とした社会全体の取組の推進（認証制度の創設等）
- ⑤成年後見制度の利用促進 【13.0億円（8.1億円）】 【137億円の内数等】
 - ・成年後見制度利用促進のための相談機関やネットワークの構築などの体制整備
 - ・市民後見人等の育成
 - ・成年後見人等への報酬
- ⑥認知症研究の推進 【16.5億円（12.3億円）】
 - ・各種コホートの構築、認知症の病態解明、バイオマーカー開発、創薬の推進など、予防・診断・治療、リハビリテーションモデル等に関する研究開発および社会的課題に関する実態調査など認知症施策推進のための研究
- ⑦大阪・関西万博における認知症に関する情報発信事業 【36百万円（新規）】
 - ・大阪・関西万博時の展示物などの取組みを検討
- ⑧その他・認知症サポーターの養成
- ・認知症介護研究・研修センターの運営、認知症サポート医の養成、介護従事者による認知症ケアの向上のための研修の実施等の人材育成
- ・地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援
- ・地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 等



認知症総合支援事業（地域支援事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3973)

令和6年度概算要求額 86億円の内数 (86億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、市町村において、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、地域の実情に応じた認知症施策の推進、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポートを中心とした支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

- 認知症初期集中支援推進事業

「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等に配置し、認知症専門医の指導の下、保健師、介護福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人やその家族に対して、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを実施する。
- 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」をもった生活を送れるよう社会活動参加のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を配置する。

（推進員の業務内容）

 - ・状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関の連携を図るための取組
 - ・認知症の人やその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組
 - ・そのほか、一般病院・介護保険施設などでの認知症対応力の向上を図るために支援、認知症グループホームなどでの在宅生活継続のための相談・支援、認知症カフェ等の設置やボランティアによる認知症の人の居宅訪問、認知症の人の社会参加活動の体制整備、認知症の人とその家族を一体的に支援するプログラムを提供するための事業に関する企画及び調整

※ 以下の内容は令和6年度の新規要求事項

 - ・認知症地域支援推進員が、若年性認知支援コーディネーターと連携し、若年性認知症の人への対応を行った場合に、その事務に要する経費を補助することを可能とする。
 - ・認知症地域支援推進員等が、夜間・休日等の時間外に認知症の人等からの相談や対応に応じた場合やオンライン機器を活用して相談や対応を行った場合等に、それらの事務に要する経費を補助することを可能とする。
- 認知症サポート活動促進・地域づくり推進事業

市町村がチームオレンジコーディネーターを配置し、地域の認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポートを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして「チームオレンジ」を整備し、その運営を支援する。

【実施主体】：市町村

【負担割合】：1号保険料23／100、国38.5／100、都道府県19.25／100、市町村19.25／100

【事業実績】：実施保険者数：1,555保険者※の内数（※）本事業が含まれる地域支援事業の包括的支援事業（社会保障充実分）の実施保険者数

➤認知症に対する早期発見・早期診断及び治療・進行抑制、介護方法、社会環境の整備等に対する研究等の推進



認知症研究の推進（認知症研究開発事業、認知症政策研究事業）

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3871)

令和6年度概算要求額 16億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ研究、認知症診断に資するバイオマーカー研究、認知症ゲノム研究など病態解明を目指した研究及び認知症政策の推進に資する調査研究等を実施し、認知症施策推進大綱に掲げられた目標の達成を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

【事業の概要】

- 認知症の予防、診断、治療、リハビリテーション、ケア等のための研究
- 研究基盤の構築
- 産業促進・国際展開
 - (1) 認知症研究開発事業
 - ◆ 認知症臨床研究の中心となるコホート・レジストリ
 - ・大規模認知症コホート研究
 - ・認知症層別化コホート研究
 - ・薬剤治療に即刻対応できるコホートを構築する研究
 - ・遺伝性認知症を対象としたコホートの構築研究
 - ◆ バイオマーカー研究
 - ・認知症診断に資するバイオマーカー研究
 - ◆ 病態解明を目指した研究
 - ・認知症ゲノム研究
 - (2) 認知症政策研究事業
 - ◆ 認知症施策の推進に資する調査研究
 - ・独居認知症高齢者等の地域での暮らしを安定化・永続化するための研究
 - ・若年性認知症の病態・診療及びその援助に関する実態調査と治療及び支援に導くプロセスを検討する研究
 - ・認知症の遠隔医療およびケア提供を促進するための研究 等

大規模認知症コホート

長期にわたって高齢者を追跡し、認知症発症者と未発症者を比較して発症に関連する危険因子、予防因子を同定。

(対象者) 認知症発症前の者（健常、軽度認知障害）、一部認知症患者

(規模) ~12,000

J-TRC（薬剤治験即応コホート）

前臨床期（脳内病変は生じているが認知症症状が現れていない者）を対象とし、治験に対応できる高い水準でデータ収集を行い、円滑な治験実施を目的としたコホート研究。

『トライアルレディコホート（J-TRC）構築研究』を令和元年10月31日より開始
<https://www.j-trc.org/>

令和6年度新規研究

DCTの概念を活用した臨床研究体制構築研究
アルツハイマー病の疾患修飾薬等の社会実装に伴う効果的な診断・治療方法の確立と普及を目指す研究
認知症研究プラットフォーム研究 等

【実施主体】

補助先：（1）国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
※AMEDにおいて公募により研究者・民間事業者等を選定
(2) 研究者・民間事業者等（公募により選定）

事業実績：令和4年度実施研究課題

(1) 17課題 (2) 9課題

補助率：定額 認知症施策推進大綱（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）（抜粋）

第2 具体的な施策 5. 研究開発・産業促進・国際展開 (1) 認知症の予防、診断、治療、ケア等のための研究、(2) 研究基盤の構築

KPI/目標

- ・認知症のバイオマーカーの開発・確立
- ・日本発の認知症の疾患修飾薬候補の治験開始
- ・認知症の予防・治療法開発に資するデータベースの構築と実用化
- ・薬剤治験に即刻対応できるコホートを構築

➤認知症の人やその家族を含めた包括的な支援等を図るため、地域包括支援センターが行う業務のICT化等に係る支援

新規 推進枠 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3982)

1 事業の目的 令和6年度概算要求額 2.7億円（-）※（）内は前年度当初予算額

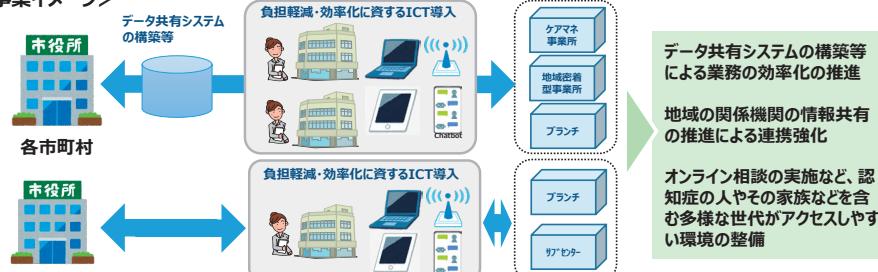
- 今後更に増加する認知症の方や、その家族、地域住民が、より長くいきいきと地域で暮らし続けることができるよう、認知症の方やその家族を含めた包括的な支援・権利擁護を図るために、相談支援や関係者との連携調整を担う地域包括支援センターの体制整備を図ることが重要である。
- 今般の改正介護保険法においては、地域包括支援センターが行う業務の標準化・重点化及びICTの活用など、その業務の質を確保しながら職員の負担軽減方策を講じるため、①地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に介護予防サービス計画の検証を追加した上で介護予防支援の指定対象を指定居宅介護支援事業者に拡大する、②総合相談支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者等に委託可能とする措置を講じたところ。【令和6年4月1日施行】
- 本事業では、センターが行う総合相談支援業務等についてICTやチャットボット等の活用などを支援し、センターの業務負担の軽減を進めながら、地域の関係機関との連携の強化、多様な世代の家族介護者や地域住民がセンターにアクセスしやすい環境の構築を図ることで、センターが求められる機能を最大限発揮できる体制を構築する。

2 事業の概要・スキーム

○地域包括支援センターのICT等導入支援事業【新設】

- ①地域包括支援センターにおける介護予防サービス計画の検証のためのデータ連携や総合相談支援業務の効果的な実施のためのデータ共有システムの構築に係る経費の助成
- ②その他センターの業務負担軽減やアクセスしやすい環境構築に資するICT導入に係る経費の助成

〈事業イメージ〉



3 実施主体等

【実施主体】

- 市町村

【補助率】

- 国1/2

【参考】

- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」
(令和5年6月16日閣議決定)
- 「全世代型社会保障構築会議」
(令和4年12月16日)

○がん対策、循環器病対策等の推進

➤効果的・効率的な子宮頸がん検診の実施に向けた支援を含むがん対策の推進、HPVワクチンの相談支援体制の確保

新規

HPV検査単独法導入に向けた精度管理支援事業（仮称）

健康局がん・疾病対策課（内線3827）

令和6年度概算要求額 33百万円（-）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- HPV検査単独法による子宮頸がん検診については、浸潤がん罹患率減少効果のエビデンスが示されていることから、国が推奨する子宮頸がん検診への導入を検討している。
- HPV検査単独法は、検査結果によって次回の検査時期や検査内容が異なるなど、アルゴリズム（※）が複雑であることから、子宮頸がん検診を行う市区町村等がHPV検査単独法を円滑に運用できるよう支援する必要がある。

※ 検査結果ごとにどのような精密検査をいつ行うか等を定めたもの。

2 事業の概要、スキーム、実施主体等

都道府県、市区町村、HPV検査単独法の実施を市区町村から受託する検査実施機関に対し、アルゴリズムに沿ったHPV検査単独法による子宮頸がん検診の精度管理について研修を行う。



HPV相談支援体制・医療体制強化事業

健康局予防接種担当参事官室
(内線2383)

令和6年度概算要求額 1.1億円 (1.1億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療については、症状を呈する患者に対してより身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県毎に協力医療機関が選定されている。
- また、当該ワクチンにかかる定期接種の個別の勧奨については、令和4年4月から再開しており、それに伴い、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等について、都道府県や協力医療機関等に求められる役割を示したところである。
- 本事業については、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等をさらに強化する観点から、予防接種後に症状が生じた方等も念頭に、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談・医療体制強化のために地域ブロック別に拠点病院を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とする。
- なお、令和4年4月から積極的勧奨が再開したことから、今後、拠点病院への相談や検討すべき症例は増加すると想定される。そのため、1ブロックあたり概ね1～2医療機関を拠点病院として選定し、協力医療機関の質やサポート体制について充実を図り、それらに迅速かつきめ細やかに対応できるよう体制を構築するものである。

2 事業の概要・スキーム・実施主体

1. 事業内容

(1) 医療機関との連携の構築

よりよい診療体制の構築に寄与するため、ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、ブロック内での事例や最新の知見を共有するための研修会等を実施する。また、協力医療機関でない医療機関に対しても、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や、接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療に関する情報提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

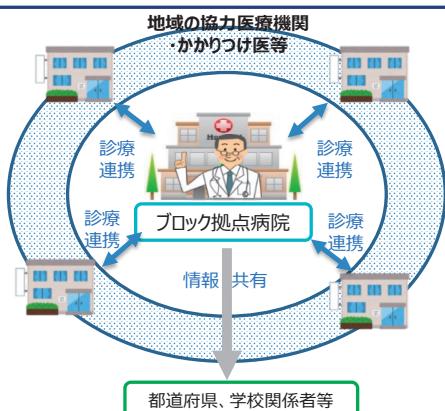
(2) 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行なうとともに、適宜相談に応じる。

2. 実施主体

公募により実施（各ブロック（全10ブロック）あたり1～2医療機関程度）

※令和5年度は12医療機関で実施



➤脳卒中・心臓病等患者の包括的な支援体制の構築

拡充 循環器病特別対策事業

健康局がん・疾病対策課（内線2359）

1 事業の目的

- 「循環器病対策基本法」第11条第1項に基づき、都道府県は、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、「都道府県循環器病対策推進計画」を策定することとされている。
- 本事業は、「都道府県循環器病対策推進計画」に基づき、都道府県において、地域の実情等を反映させた各種施策を着実に実施することにより、循環器病対策を推進するために必要な経費である。

2 事業の概要・事業イメージ

【事業創設年度：令和3年度、補助先：都道府県、補助率：1/2】

【事業内容】

都道府県が策定した都道府県計画の各種目標等の実現・達成のために以下の事業を実施する。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ① 都道府県循環器病対策推進事業 | ⑤ 循環器病の相談に資する事業 |
| ② 循環器病医療提供体制の促進等に資する事業 | ⑥ 循環器病対策に資する多職種連携推進事業 |
| ③ 循環器病に関する正しい知識の普及啓発事業 | ⑦ 脳卒中・心臓病等総合支援センター事業 |
| ④ 循環器病に関する治療と仕事の両立支援事業 | 設置個所数の増10府県→25府県 |



アリウマチ・アレルギー疾患、慢性腎臓病（CKD）対策の推進

リウマチ・アレルギー疾患対策の推進

健康局がん・疾病対策課（内線2359）

令和6年度概算要求額 11億円（9.9億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- アレルギー疾患対策については、「アレルギー疾患対策基本法」及び「アレルギー疾患対策基本指針」に基づき、各種施策の着実な推進を図る。
- リウマチ疾患対策については、平成30年11月に取りまとめられた厚生科学審議会疾病対策部会リウマチ等対策委員会報告書に基づき、各種施策の着実な推進を図る。

2 事業の概要

アレルギー情報センター事業

- ① アレルギー疾患に係る最新の知見に基づいた正しい情報等を提供するためのウェブサイトの作成
 - ② リウマチ・アレルギー疾患有する者への対応が求められることが多い施設関係者に対する研修会の開催 等
- 令和6年度概算要求額
42百万円(42百万円)

アレルギー疾患医療提供体制整備事業

- ① アレルギー疾患の診療連携ネットワークの構築
 - ③ アレルギー疾患に係る医師等に対する研修支援事業
 - ② アレルギー疾患医療の診断等支援
 - ④ 一般国民等からのアレルギーに関する相談事業 等
- 令和6年度概算要求額
56百万円(56百万円)

リウマチ・アレルギー特別対策事業

- ① 都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等の開催
 - ③ 正しい知識の普及啓発
 - ② 医療提供体制の整備
 - ④ 関係者的人材育成 等
- 令和6年度概算要求額
69百万円(69百万円)

免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業

- ① 都道府県拠点病院等における両立支援コーディネーターの配置
 - ② 治療と仕事の両立に係る計画の策定及び支援 等
- 令和6年度概算要求額
38百万円(38百万円)

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- ① 免疫アレルギー疾患政策研究事業
 - ② 免疫アレルギー疾患実用化研究事業（医薬品PJ, ゲノム・データ基盤PJ, 疾患基礎研究PJ） 等
- 令和6年度概算要求額
9.2億円(7.8億円)

※主な事業実績【アレルギー情報センター事業における令和4年度リウマチ・アレルギー相談員養成研修会受講者数：1,337名】

慢性腎臓病（CKD）対策の推進

健康局がん・疾病対策課（内線2359）

令和6年度概算要求額 2.2億円（2.0億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成30年7月にとりまとめられた「腎疾患対検討会報告書」に基づき、重症化予防のための普及啓発や病診連携体制の構築等、慢性腎臓病（CKD）対策の推進を図る。

2 事業の概要

腎疾患対策費

- 腎疾患対策検討会報告書に基づく腎疾患対策推進に関する情報提供 等
- 令和6年度概算要求額
3百万円(3百万円)

慢性腎臓病（CKD）特別対策事業

- 患者等一般向けの講演会等の開催
 - 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
 - CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供
 - 慢性腎臓病（CKD）診療連携構築事業の実施 等
- 令和6年度概算要求額
35百万円(35百万円)

慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築及び多職種連携モデル事業

- 慢性腎臓病（CKD）の診療体制の構築や多職種連携を行うための会議体の設置
 - 健康保険組合等と連携した受診勧奨を実施するため必要な支援
 - 企業・産業医等に対して研修会などの実施による周知を図るなど連携・協力体制の構築
 - 多職種連携による療養指導等の実施 等
- 令和6年度概算要求額
21百万円(21百万円)

厚生労働科学研究費等補助金及び保健衛生医療調査等推進事業費補助金

- 腎疾患対策検討会報告書に基づく対策の進捗管理および新たな対策の提言に資するエビデンス構築
 - 災害時の透析医療確保に資する研究
 - 腎臓をターゲットとした診断法・治療法の研究開発 等
- 令和6年度概算要求額
1.6億円(1.4億円)

※主な事業実績【慢性腎臓病（CKD）特別対策事業令和4年度実施自治体数：44自治体】

○肝炎対策の推進

➢肝炎患者等の重症化予防の推進

肝炎患者等の重症化予防の推進

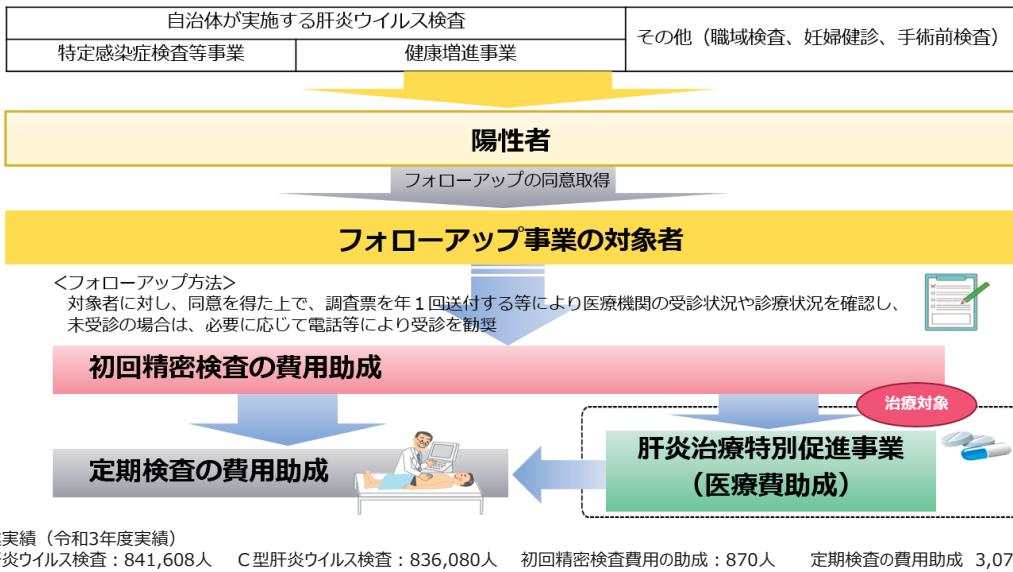
健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室（内線2948）

令和6年度概算要求額 39億円（39億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、
ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



➢肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進

肝がん・重度肝硬変の治療研究

健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室（内線2904）

令和6年度概算要求額 14億円（14億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。実施主体は都道府県、補助率1/2。（平成30年12月開始）

2 事業の概要・スキーム

【助成対象】

✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者

✓ 年収約370万円以下

[70歳未満]	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	3割	57,600円※1
住民税非課税		35,400円※2

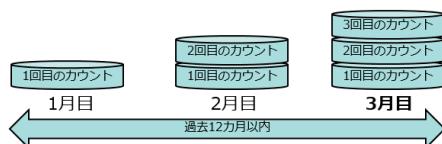
[70歳以上]	負担割合	高額療養費の限度額
年収約370万円以下	70-74歳 2割	18,000円※3 57,600円※1
住民税非課税Ⅱ		24,600円
75歳以上 住民税非課税Ⅰ	1割又は2割	8,000円 15,000円

※1：多数回該当44,400円
(12月以内に4回目以上)
※2：多数回該当24,600円
※3：年上限14.4万円
後期高齢者2割負担の方
については令和7年9月末まで配慮措置あり

✓ 入院医療

外来医療（分子標的薬、免疫チェックポイント阻害薬、肝動注化学療法、粒子線治療等）

✓ 高額療養費の限度額を超えた月が3月目から自己負担1万円



◆事業実績：47都道府県で実施

○難病・小児慢性特定疾病対策等の推進

➢難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

推進枠

難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進

健康局難病対策課（内線2298）

令和6年度概算要求額 1,644億円 (1,598億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

難病患者等への医療費助成等を実施するとともに、第210回臨時国会において成立した難病法及び児童福祉法の一部改正法等を踏まえ、難病・小児慢性特定疾病対策の着実な推進を図る。

2 事業の概要・スキーム等

(1) 難病患者等への医療費助成の実施

➢ 難病患者に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患者の医療費の負担軽減を図る。

(主な事業) 難病医療費等負担金／令和6年度概算要求額: 1,288億円／実施主体: 都道府県、指定都市／補助率: 1/2／実績(令和3年度末時点の支給認定者数): 102万人

(2) 難病患者の社会参加と難病に対する国民の理解の促進のための施策の充実

➢ 地域の様々な支援機関と連携した相談支援体制の構築などにより、難病患者の長期療養生活上の悩みや不安を和らげ、就労支援を推進するため、相談支援センターへの専門職の配置等への支援を行うとともに、難病についての理解を深める取組を推進し、難病患者が社会参加しやすい環境の整備を図る。

(主な事業) 難病相談支援センター事業／令和6年度概算要求額: 6.7億円／実施主体: 都道府県、指定都市／補助率: 1/2

(3) 難病の医療提供体制の構築

➢ 都道府県における難病の医療提供体制の拠点となる難病診療連携拠点病院を中心とした連携体制の構築等に対する支援を行うとともに、全ゲノム解析の効果を患者に還元していくため、これまでの研究事業等の成果を活用して、臨床現場と研究の両面におけるゲノム等情報の最適な利活用方法についての検証等を実施する。

(主な事業) 難病医療提供体制整備事業／令和6年度概算要求額: 5.7億円／実施主体: 都道府県／補助率: 1/2
難病ゲノム等情報利活用検証事業／令和6年度概算要求額: 3.2億円／実施主体: 民間団体／委託

(4) 小児慢性特定疾病対策の推進

➢ 慢性的な疾病を抱える児童等に対する医療費助成に必要な経費を確保し、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。また、慢性的な疾病を抱える児童等の自立を促進するため、療養生活に係る相談や地域の関係者が一体となった自立支援に対する支援等を行う。

(主な事業) 小児慢性特定疾病医療費負担金／令和6年度概算要求額: 172億円／実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率: 1/2
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金／令和6年度概算要求額: 9.2億円／実施主体: 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市／補助率: 1/2

(5) 難病・小児慢性特定疾病に関する調査・研究などの推進

➢ 難病等の研究を総合的・戦略的に実施するため、全国規模の指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等データベースの充実を図り、難病患者・小児慢性特定疾病児童等の情報の円滑な収集を進めるとともに、この情報を活用するなどして、疫学調査、病態解明、治療法の開発(遺伝子治療、再生医療技術等)等に関する研究を行う。

➢移植医療対策の推進

拡充

推進枠

移植医療対策の推進

健康局 難病対策課 移植医療対策推進室
(内線2363)

令和6年度概算要求額 37億円 (33億円) ※()内は前年度当初予算額

造血幹細胞移植対策の推進

26億円 (24億円)

1 事業の目的

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るため、若年層の骨髄等ドナー登録者や臍帯血の確保、コーディネート期間短縮に向けた取組や造血幹細胞移植後の患者のフォローアップ体制の構築を引き続き推進するとともに、造血幹細胞移植に必要な基盤(バンク)が安定的に運営できるよう支援を行う。

2 事業の概要

①骨髓移植対策事業費(骨髓バンク運営費)【拡充】 5.2億円 (4.9億円)

「口腔粘膜等のぬくい液(スワブ法)」を使用したドナー登録方法の導入に向けた実証実験事業を行うとともに、骨髄・未梢血幹細胞提供あっせん事業者(骨髓バンク)の安定的な運営を引き続き支援する。

②骨髓データバンク登録費 6.5億円 (6.5億円)

骨髓移植及び未梢血幹細胞移植をする際に必要な骨髄等ドナーのHLA(白血球の型)の検査及びデータ登録・管理体制の確保を図る。

③臍帯血移植対策事業費(臍帯血バンク運営費)【拡充】 7.5億円 (6.2億円)

産科施設における採取手技料を増額するとともに、臍帯血供給事業者(臍帯血バンク)の安定的な運営を引き続き支援する。

④造血幹細胞移植患者・ドナー情報登録支援事業 77百万円 (77百万円)

患者の治療内容やドナーの健常情報等を収集・分析し、医療機関・研究者等に提供することで、治療成績や安全性の向上につなげていくためのデータ処理・解析体制の確保を図る。

⑤造血幹細胞提供支援機関事業【拡充】 2.0億円 (1.9億円)

骨髄・未梢血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者に対する支援を行う支援機関(日本赤十字社)の安定的な運営を引き続き支援する。

⑥造血幹細胞移植医療体制整備事業 3.9億円 (4.0億円)

移植後も身近な地域で生活の質を保ち、安心して暮らしを続けていくよう、引き続き、各地域における造血幹細胞移植推進拠点病院の体制整備を図る。

⑦ドナー環境整備事業【新規】 40百万円

造血幹細胞移植のため骨髄バンク登録ドナーがドナー候補者となった場合に、提供ドナーに対してドナー休暇を付与した企業または助成を受けていないドナーに対し助成を行う。

3 実施主体等

◆ 実施主体: ①(公財)日本骨髓バンク、②～⑤日本赤十字社、⑥医療法人、独立行政法人、都道府県、市町村等、⑦地方公共団体
◆ 補助率: 定額/1/2

4 移植実績等

◆ 骨髓バンクドナー登録者数: 544,305人(令和5年3月末時点)
◆ 臍帯血新規公開本数: 2,241本(令和4年度)
◆ 移植数: 2,415件(令和4年度)(内: 骨髓移植等 1,055件 臍帯血移植 1,360件)

臍器移植対策の推進

11億円 (9.0億円)

1 事業の目的

脳死下及び心停止後の臍器提供が円滑に行われるよう、あっせん業務体制の強化、臍器提供帯び連携強化等を通じた地域における臍器提供体制の構築を引き続き推進するとともに、臍器提供に関する意思表示を促進するための普及啓発の取組を行う。

2 事業の概要

①臍器移植対策事業費(日本臍器移植ネットワーク運営費) 10億円 (8.8億円)

臍器のあっせん業務について中心的役割を果たす日本臍器移植ネットワークの基盤強化を図るとともに、地域における臍器提供施設の整備を推進するなど、公平かつ適正なあっせんを通じた臍器移植の実施のための体制整備を図る。

(主な事業)

●あっせん業務人員体制の強化【拡充】 3.9億円 (3.3億円)
トナー候補である脳死が疑われる患者の情報を日本臍器移植ネットワーク等に早期から共有し、患者家族に臍器提供の選択肢提示を確実に行う仕組み(トナー候補情報共有制度)を導入し、国内での臍器移植を大幅に拡充させることとしており、本制度導入による臍器提供数の増加に対応出来るよう、臍器移植コーディネーターの増員等を行い、選択肢提示及びあっせんに係る体制の強化を図る。

●臍器提供施設連携体制構築事業【拡充】 2.8億円 (98百万円)

「臍器提供施設連携体制構築事業」の参加施設において、トナー候補情報共有制度の導入に伴い、脳死が疑われる患者の情報を早期から能動的に把握するための体制を構築するとともに、高度な移植医療の能力を有する拠点施設を加え、臍器提供の適応の判断や臍器摘出の際のドナーの全身管理等を支援する体制を整備する。

②普及啓発等事業費 26百万円 (25百万円)

臍器提供に係る意思表示が可能となる15歳を対象とした中学3年生向け啓発冊子の作成・配布のほか、脳死下での臍器提供事例の検証のために必要な経費等を確保することにより、国民の移植医療への理解や意思表示の必要性について啓発等を図る。

3 実施主体等

◆ 実施主体: ①(公社)日本臍器移植ネットワーク、②国
◆ 補助率: 定額/1/2

4 移植実績等

◆ 臍器移植法に基づく脳死した者の身体からの臍器提供・平成9年10月16日(臍器移植法の施行の日)から令和5年3月末までの間に926名(うち令和4年度105名)

※上記の他、概算要求額には、移植医療の研究の推進として1.8億円(1.6億円)を計上している。

○歯科保健医療の推進

➢健康寿命延伸に向けた生涯を通じた歯科健診等の歯科口腔保健の推進



8020運動・口腔保健推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度概算要求額 12億円（11億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定されている歯科口腔保健施策を総合的に推進するための「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項」（平成24年度制定）に基づき、各地域において様々な取組が実施されている。
- 令和6年度より、「歯科口腔保健施策の推進に関する基本的事項（第2次）」が開始され、地域における歯科健診やフッ化物局所応用等のう蝕予防対策、歯科関係職種等の養成等の歯科口腔保健施策の推進に関する取組を今まで以上に実施することが求められている。
- また、「骨太の方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」も含めた、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組むとしていることも踏まえ、自治体における歯科口腔保健の推進のための体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う（平成12年度から実施）。【実施主体：都道府県】補助率：1/2相当定額
1) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評議委員会の設置
2) 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

【事業実績】
元年度46箇所、2年度44箇所、3年度44箇所、4年度45箇所

3. 歯科口腔保健支援事業【拡充：ライフステージ別に効果的な普及啓発を実施】

国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等を行う。
【実施主体：株式会社 等】
・歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
・マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
・セミナー、シンポジウム等の開催等



2. 都道府県等口腔保健推進事業【一部拡充】

「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づき、歯科口腔保健の取組を進めることで実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。
【実施主体：都道府県、政令市、特別区、市町村】（※補助メニューによって異なる）補助率：1/2→1/2相当定額
1) 口腔保健支援センター設置推進事業
【事業実績】元年度43箇所、2年度46箇所、3年度46箇所、4年度49箇所
2) 口腔保健の推進に資するため必要となる事業
I 歯科疾患予防等事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】
① 歯科疾患予防事業【都道府県・保健所設置市については1,211千円→1,782千円】
② 歯科健診事業
③ 食育推進等口腔機能維持向上事業
II 歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進事業【拡充：都道府県・保健所設置市の補助単価の見直し】
① 歯科保健医療推進事業【都道府県・保健所設置市については1,069千円→2,001千円】
② 歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業
III 歯科口腔保健推進体制強化事業
IV 調査研究事業
① 歯科口腔保健調査研究事業
② 多職種連携等調査研究事業
【事業実績】I 元年度66箇所、2年度104箇所、3年度163箇所、4年度200箇所
II 元年度65箇所、2年度53箇所、3年度64箇所、4年度70箇所



生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度概算要求額 3.7億円（3.4億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2023」においても、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」について記載された。
- 成人期以降、歯周病等の罹患率が高い一方、歯科健診の受診率が低く、職域を含めた歯科健診の充実の必要性が指摘されている。
- 今後、更なる歯科健診の普及を図っていくには、歯科健診の効果を検証し、歯科健診の有効性について普及啓発を行う必要がある。

現行	乳幼児期	学齢期	20代・30代	40～74歳	75歳以上
歯科健診	乳幼児歯科健診	学校歯科健診		塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診 40、50、60、70歳 歯周疾患検診	後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 ※下線部は実施が義務

就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健診・受診勧奨の方法等について検討を行う。

就労世代の歯科健診（検）診推進に向け、歯科健診の有効性について、レセプトデータ等を活用し、必要な検証を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

I 歯科健診や受診勧奨等の実施の支援等を行うモデル事業

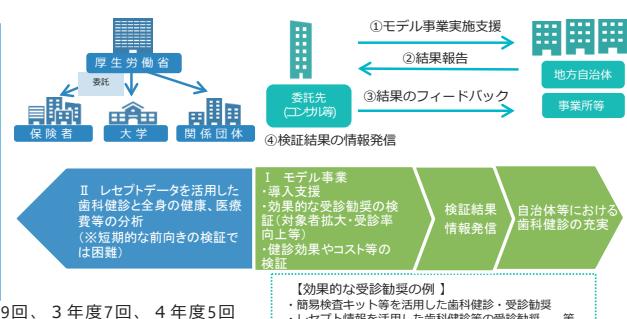
- 歯科健診を実施していない事業所等や、歯周疾患検診をはじめとした歯科健診を実施していない地方自治体（対象者の拡大や受診率向上に向けた取組を含む）を支援。
- モデル事業の結果について、効果・コスト・実施体制等を、持続可能性も含めて検証するとともに、検証結果について情報発信を実施。

II レセプトデータを活用した評価分析事業（新規）

- 歯科健診の有効性（口腔と全身の健康の関係、医療費適正化効果等）について、Iでは検証困難な中長期的なレセプトデータ等を活用した検証を行う。

【実施主体：株式会社 等】

【事業実績】・検討委員会及び作業部会の開催回数 元年度14回、2年度9回、3年度7回、4年度5回



生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業 (歯周病等スクリーニングツール開発支援事業)

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度概算要求額 2.0億円（2.0億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2023」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進」が記載された。
- しかし、「過去1年間に歯科検診を受診した者」の割合は52.9%（H28国民健康・栄養調査）であり、さらに市町村が実施する歯周疾患検診の受診率は約5.0%（推計値）にとどまっている。
- また、歯周疾患検診を実施する市町村は、全国で79.4%（R3地域保健・健康増進事業報告）にとどまっている。
- 歯科健診を実施しない理由として、「実施する歯科医師・歯科衛生士がない」といった「歯科専門職の不在」や手間がかかるといった「時間的負担」等が挙げられている。



自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能であり、歯科医療機関への受診につなげることができる方法の研究・開発を支援する。

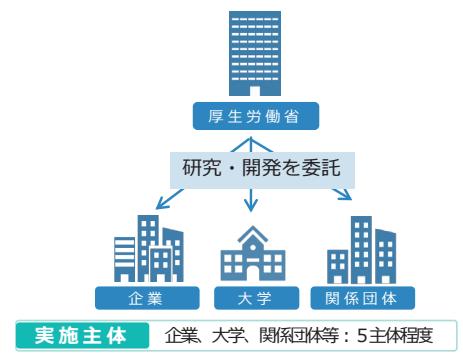
2 事業の概要・スキーム、実施主体

事業概要

◆歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究・開発を支援する。

（要件イメージ）

- 自治体や職域等において活用することを想定した、簡易な方法であること
- 歯周病に関するリスク評価を含むこと
- 従来の歯科健診による方法との比較（相関の検証等）を行うこと
- 医療機器又は体外診断用医薬品の承認をめざすものであること
- 歯科医療機関への受診につなげるよう、受診者へ結果のフィードバックが可能であること



拡充

推進枠

後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業

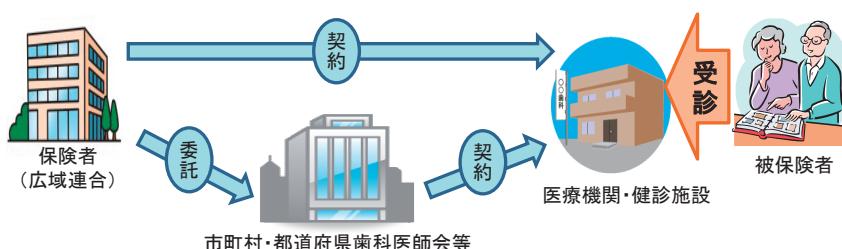
保険局高齢者医療課（内線3190）

令和6年度概算要求額 7.8億円（7.0億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的・概要

- 歯周病を起因とする細菌性心内膜炎・動脈硬化症等の悪化、口腔機能低下による誤嚥性肺炎等を予防するため、広域連合は歯・歯肉の状態や口腔機能の状態等をチェックする歯科健診を実施。
国は広域連合に対し国庫補助（増額）を行うことにより、歯科健診事業を推進。
※経済財政運営と改革の基本方針2023
全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積・活用と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）に向けた取組の推進、オーラルフレイル対策・疾病的重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療機関・医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療体制の構築と強化に取り組む。
- 健康増進法に基づき実施されている歯周疾患検診や、国（厚生労働省）において策定した「後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル」などを参考にしつつ、高齢者の特性を踏まえた健診内容を各広域連合で設定。
(例：後期高齢者を対象とした歯科健診マニュアル（H30.10策定）) 咀嚼機能、舌・口唇機能、嚥下機能、口腔乾燥、歯の状態等（歯の状態、粘膜の異常、歯周組織の状況）
- 市町村や都道府県歯科医師会等への委託等により実施。

2 事業のスキーム



3 実施主体等

実施主体：広域連合
補助率：1/3
負担割合：国1/3、地財措置1/3
保険料1/3
事業実績：
実施広域連合数（受診者数）
令和2年度 44（33.6万人）
令和3年度 46（36.3万人）
令和4年度 47（44.9万人）

▶地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制の構築

拡充

推進枠

歯科医療提供体制構築推進事業

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度概算要求額 2.7億円（2.6億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

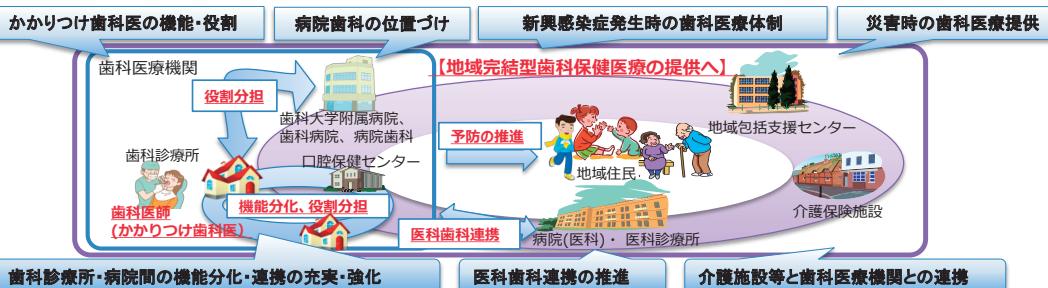
- ◆少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。
- ◆「骨太の方針2023」においても、「歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む」との方針が示されている。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

- ① 各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取組を補助する。**第8次医療計画の開始初年度であることを踏まえ、補助実施数を拡充する。**【拡充】
【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額

補助対象事業のイメージ（案）

- N D B (National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース) や K D B (Kokuho Database; 国保データベース) 等を活用した地域の歯科保健医療提供状況の状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制（医科歯科連携体制の構築等を含む）の検討
- 病院歯科と歯科診療所との機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- 口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- 障害児者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築



- ② 効果的な事業展開を進め歯科保健医療提供体制の確保を加速させるため、都道府県支援を行うことができるよう支援者を養成する。
対象者は都道府県歯科医師会担当者、都道府県庁職員、口腔衛生、統計学研究者など【実施主体：都道府県】補助率：1／2相当定額
【事業実績】4年度 6都道府県

新規

推進枠

歯科専門職の業務の普及啓発事業

（歯科専門職の業務の普及啓発・人材確保推進事業）

医政局歯科保健課（内線2583）

令和6年度概算要求額 28百万円（一）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ◆我が国の歯科保健医療を取り巻く状況は、少子高齢化の進展や歯科疾病構造の変化により大きく変化し、歯科専門職の活躍の場は、歯科診療所だけではなく、病院や在宅等にも広がっており、多様なニーズに応え得る歯科専門職が求められている。
- ◆一方で、歯科専門職の業務の認知度が低いといった指摘があり、教育機関の入学者の減少等により、将来の歯科保健医療を担う人材の確保や資質向上等が喫緊の課題となっている。
- ◆「骨太の方針2023」においても、「歯科専門職による口腔管理の充実・歯科医療機関・医科歯科連携をはじめとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士等の人材確保の必要性を踏まえた対応」が明記された。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

我が国の将来の歯科保健医療を担う人材を確保するための検討に必要な情報を収集するため、歯科専門職の勤務先や働き方等の実態を調査するとともに、国民の歯科専門職の業務の理解を深め、教育機関への入学者の増加、ひいては良質な人材を確保することにより、我が国の歯科保健医療の質の向上を図れるよう、効果的な普及啓発の方策の検討を行う。

【実施主体：入札により選定した事業者】

- 1) 将来の歯科保健医療を担う人材を確保するための検討に必要な情報を収集するため、我が国の歯科専門職の業務実態（働き方）の調査を行う。
- 2) 質の高い歯科専門職を確保、ひいては我が国の歯科保健医療の質の向上を図れるよう、歯科専門職の業務の重要性や魅力を効果的に国民に伝える手法の検討を行う。



○国際機関等を通じた国際貢献の推進・医療の国際展開

▶開発途上国向けの医薬品研究開発及び保健システムの強化等の支援、諸外国への人材派遣等による日本の医療技術等の国際展開の推進

新規

感染症対策に係る医薬品研究開発等支援事業（GHIT）

大臣官房国際課（内線7305）

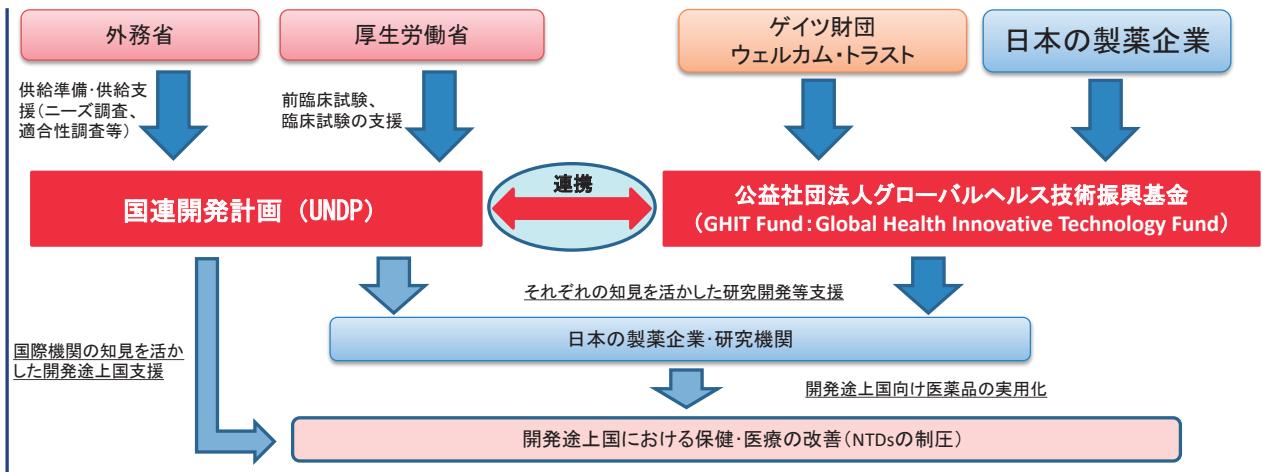
令和6年度概算要求額 99百万円（-） ※()内は前年度当初予算額 ※令和4年度第二次補正予算額22億円

1 事業の目的

2015(H27)年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)において、顧みられない熱帯病(NTDs)※や結核、マラリア等の根絶等について明記されている。しかし、これら開発途上国を中心に蔓延する疾病的治療薬の研究開発は、先進国において需要が少ない等の理由から充分になされていない。このため、日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、そうした開発途上国向けの医薬品研究開発を、ゲイツ財団等も含む官民連携で促進することにより、国際保健分野での貢献を行っている。

(※顧みられない熱帯病[NTDs、Neglected Tropical Diseases]の例：リーシュマニア症、シャーガス病、住血吸虫症など)

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



推進
社

世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）拠出金

大臣官房國際課（内線7303）

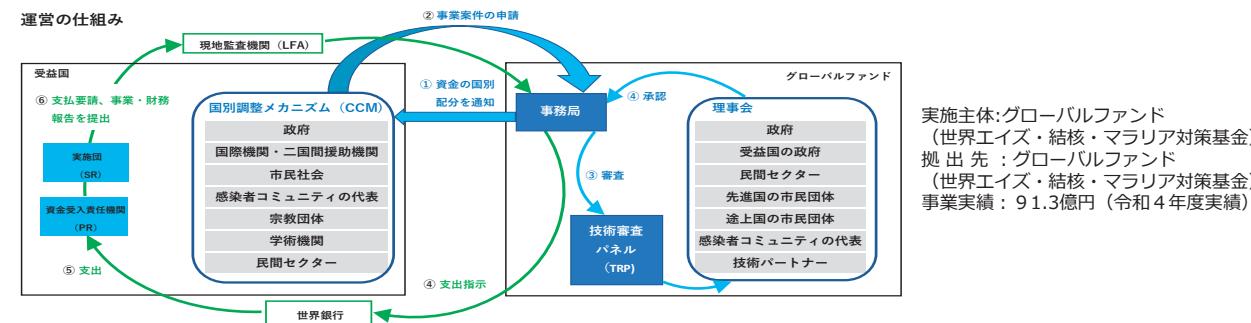
合和 6 年度概算要求額 72 億円 (49 億円) ※() 内は前年度当初予算額 合和 4 年度第二次補正予算額 91 億円

1 事業の目的

- グローバルファンドは、途上国におけるエイズ・結核・マラリアの予防、治療、ケア等の対策を資金支援し、官民のパートナーシップにより、感染症抑制のためドナー国、財団、民間企業、N G O等が結束して対処することを目的としている。
 - 2000年のG 8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年、ジュネーブに設立された官民連携パートナーシップ。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 途上国におけるエイズ、結核、マラリア（三大感染症）の予防、治療、ケアを実現し、促進するための事業や、三大感染症対策を効果的に実施するための強靭かつ持続可能な保健システムを構築するための事業に対して資金供与を行い、途上国の保健状態の改善に貢献する。
 - 2002年の設立以来、途上国における三大感染症対策が飛躍的に進展し、三大感染症から4,400万人以上の命を救済してきた。
 - グローバルファンドの活動は、従来、HIV／エイズ、結核、マラリアの三大感染症に特化した医薬品等の供与等を内容とする途上国支援であったため、外務省が拠出してきており、厚労省は拠出をしてこなかった。
 - 今般、2023年～2025年の第7次増資に向けてグローバルファンドは将来のパンデミックへの備えとしての保健システム強化を重点の一部として掲げたことから、将来のパンデミック対応等への活用を目的としたグローバルファンドの保健システム強化に拠出を行い、各国の保健制度の強化を図っていくことで、我が国への感染症流入防止を図る考え方である。



拡充

推進枠

医療技術等国際展開推進事業

医政局総務課医療国際展開推進室（内線4457）

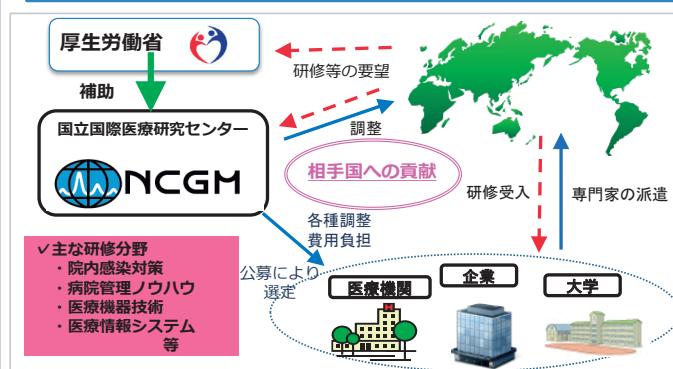
令和6年度概算要求額 4.8億円（4.4億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国は、国民皆保険の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成した。今後は、長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題。
- 厚生労働省では医療の国際展開のため各國の保健省との協力関係の樹立に尽力している。
- 国際的な課題や日本の医療政策、社会保障制度等に見識を有する者の相手国への派遣、相手国からの研修生の受け入れをし、相手国の公衆衛生水準の向上に貢献する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 我が国医療の国際展開に向け、国立国際医療研究センター（NCGM）が実施主体となり、
①我が国医療政策や社会保障制度等に見識を有する者や医療従事者等の諸外国への派遣、
②諸外国からの研修生を我が国の医療機関等への受け入れ、
による研修を通じた相手国の医療人材の育成事業を実施する。
- TICAD8やグローバルヘルス戦略を踏まえて、主にアフリカにおけるネットワーク構築と研修を強化する【拡充】。
①NCGMの現地派遣局員を生かした現地と日本の医療機関・企業等とのネットワーク形成
②現地の課題・ニーズの把握とニーズに即した研修の実施

実施主体：NCGM
補助率：定額（10／10相当）

3 事業実績

- ✓ 2015年から世界で30カ国で実施。延べ**66,000人超**の医療従事者を育成
- ✓ 相手国での国家計画やガイドラインに採択、保険収載された我が国の医療技術：過去4年間（2018-2021）で **計27例**
- ベトナム**
・ EBUS技術料が保険収載 等
- インドネシア**
保健省により透析液に関する水質基準が策定 等
- ✓ 相手国での調達につながった製品・技術
過去4年間（2018-2021）で **計63例**
- ベトナム**
・ 超音波気管支鏡機器(3台)
・ 補聴器(390台) 等
- カンボジア:**
・ 血液検査装置(100台)

→ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指した関係国際機関等への拠出、薬剤耐性対策に関する研究開発等の推進

推進枠

感染症流行対策イノベーション連合（CEPI）拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

令和6年度概算要求額 8.2億円（8.4億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- CEPI(Coalition for Epidemic Preparedness Innovations)は2017年1月にダボス会議で発足した、ワクチン開発を行う製薬企業・研究機関に資金を拠出する国際基金。
- 日本、ノルウェー王国、ドイツ連邦共和国、英国、欧州委員会、オーストラリア連邦、カナダ、ベルギー王国、ビル&メリンダ・ゲイツ財団、ウェルカム・トラスト等が拠出を行っている。
- 平時には需要の少ないエボラ出血熱のような世界規模の流行を生じる恐れのある感染症に対するワクチンの開発を促進し、現在、新型コロナウイルスに対するワクチンの開発も支援している。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

第1期（2017-2021年） 活用予算 23億ドル

日本はこのうち2.2億ドル（約243億円）（全体の約10%）を拠出

- ・既知の感染症に加え、COVID-19 ワクチンの開発に拠出
- ・アストラゼネカ、ノババックス、モデルナの開発に貢献

実施主体 :CEPI
(感染症流行対策イノベーション連合)

拠出先 :世界銀行

事業実績 : 10.8億円（令和4年度実績）

第2期（2022-2026年） 目標増資額 35億ドル

日本は2022年3月8日のCEPI第2期増資会合にて
今後5年間で3億ドルの拠出を新たに行うことを表明

- ・次のパンデミックに備えた国際的なワクチン開発期間短縮
- ・新たなワクチン製造技術の開発
- ・エボラ等既知の病原体のワクチン、COVID-19次世代ワクチンの開発
- ・臨床研究ネットワークの構築→日本への裨益が期待される。
- ・日本からNECのAIを活用したプロジェクトが採択

3億ドルの拠出を表明する後藤茂之厚生労働大臣（当時）



GARDP拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

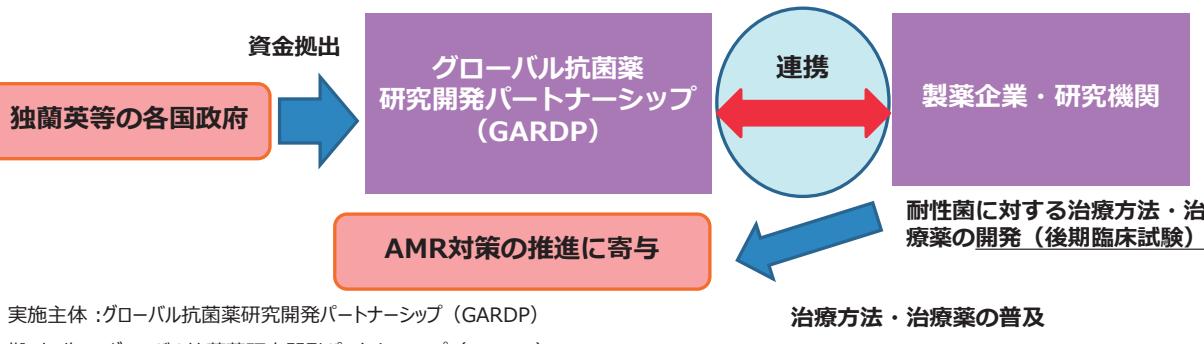
令和6年度概算要求額 2.4億円 (2.5億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- GARDPは、新しい抗菌薬の研究開発と診断開発（Research & Development : R&D）を推進する目的で開始された官民パートナーシップを推進する非営利組織（本部：スイス・ジュネーブ。2016年5月設立。）。
- 特徴として、WHOによる、薬剤耐性（AMR）に関するグローバルな戦略推進と、DNDI（顧みられない病気の新薬開発イニシアチブ）による専門知識活用の両者の強みを持つ。
- 製薬企業等と連携して治療薬の開発（後期臨床試験）を実施。日本企業では塙野義製薬、エーザイ株式会社、武田薬品工業株式会社、第一三共株式会社と新規抗菌薬開発と薬剤耐性克服の研究開発プロジェクトを運営。
- 従来の治療薬が効かない薬剤耐性菌感染症の流行を防ぐため、引き続き本事業の実施が必要。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

GARDPが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発（後期臨床試験）の支援を通じてAMR対策の推進に寄与するとともに、GARDPのガバナンスに日本人が関与しリーダーシップを発揮していく。



新規

推進枠

CARB-X拠出金

大臣官房国際課（内線7303）

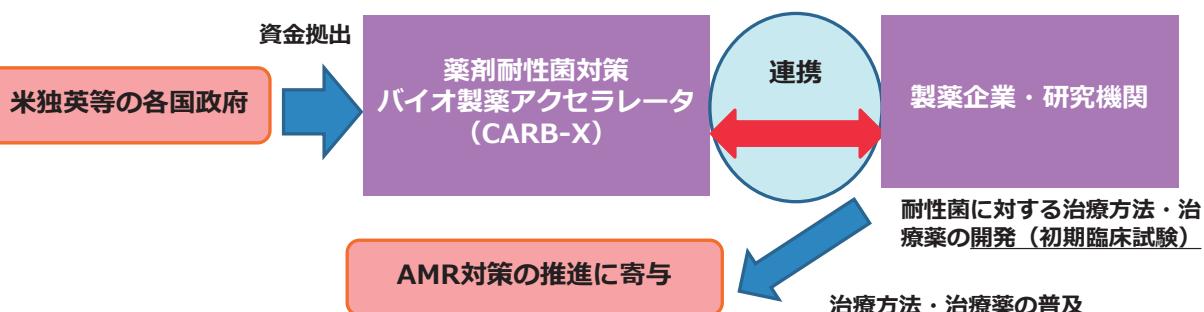
令和6年度概算要求額 1.4億円 (一) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- CARB-Xは、薬剤耐性菌感染症の革新的な治療薬・診断法の研究開発を促進するため、2016年に設立された官民パートナーシップ。
- 世界では、従来の治療薬が効かない多剤耐性菌等が蔓延しており、その対策への重要性は認識されているものの、耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発が進んでいない。
- その中で、CARB-Xは製薬企業等と連携して治療薬の開発（初期臨床試験）の支援を行い、実績を上げているところ。これまでの連携企業の中には、日本企業が含まれており、本事業を通じて日本企業の研究開発も間接的に支援していく。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

CARB-Xが実施している耐性菌に対する治療方法・治療薬の開発（初期臨床試験）の支援を通じてAMR対策の推進に寄与する。



実施主体:薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレータ (CARB-X)

拠出先:薬剤耐性菌対策バイオ製薬アクセラレータ (CARB-X)

○食の安全・安心の確保

➢経済連携協定による輸入食品増加に伴う監視体制の強化



食の安全・安心の確保 輸入食品の監視体制の強化

医薬・生活衛生局検疫所業務課
(内線2467)

令和6年度概算要求額 24億円 (19億円) ※()内は前年度当初予算額

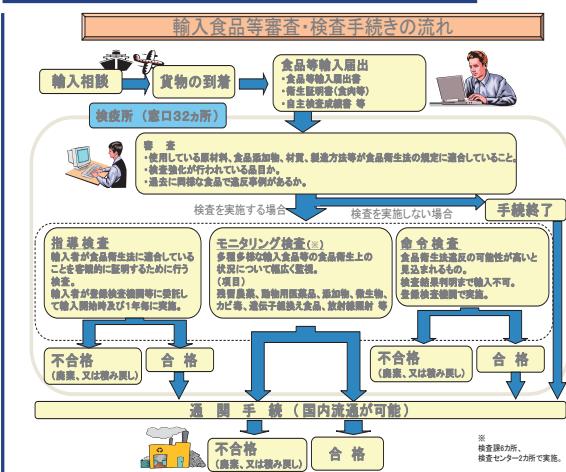
1 事業の目的

我が国には、世界各国（約200カ国）から年間235万件、3,162万トン（令和3年度実績）の食品が輸入されており、日本人の食事のカロリーベースの6割程度となっている。今後も国際的な経済連携協定（TPP11、日EU・EPA、RCEP等）の推進に伴い輸入食品の増加が見込まれており、国内流通する輸入食品等の安全・安心の確保を図る必要がある。

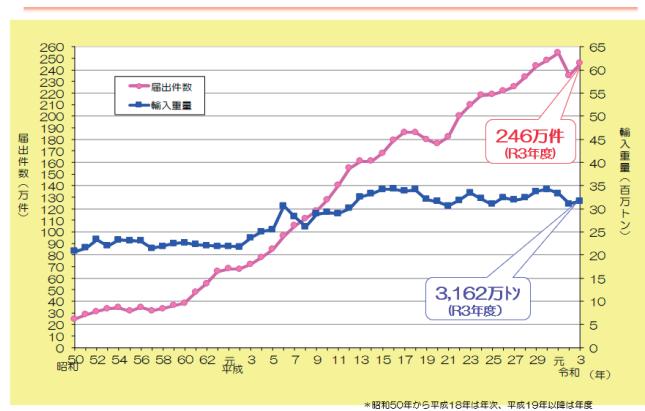
2 事業の概要

輸入食品・検疫検査センターにおいて使用しているガスクロマトグラフ質量分析計等の検査機器について、10年以上使用しているものがあり、サポートが終了しているものや、部品の製造が終了することにより今後故障した際に修理できなくなるなど、検査機器の更新が必要な状況となっている。これらの状況を踏まえ、主に検査機器の更新維持のための経費等を要求するものである。

3 事業のスキーム・事業主体等



食品等の輸入届出件数・重量推移



○次なる感染症に備えた体制強化

➢国立健康危機管理研究機構の設立に向けた体制整備



国立健康危機管理研究機構の設立に向けた体制整備

大臣官房厚生科学課
国立高度専門医療研究センター支援室
(内線2626、3812)

令和6年度概算要求額 5.3億円 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和4年9月の政府対策本部決定において、国立感染症研究所（以下、感染研）と国立国際医療研究センター（以下、NCGM）を統合し、感染症等に関する科学的知見の基盤・拠点として新たな専門家組織を創設し、基礎から臨床までの一体的な研究基盤等により質の高い科学的知見を獲得し、内閣感染症危機管理統括庁及び厚生労働省感染症対策部に迅速に提供することとされた。これを受け令和5年通常国会に国立健康危機管理研究機構法案等を提出し、令和5年6月7日に公布された。

令和7年度以降、国立健康危機管理研究機構を創設することとしていることから、そのための準備を行う。

2 事業の概要・スキーム

機構設立準備経費

○システム関係経費 2億円 (うち、デジ庁一括計上予算 0.9億円)

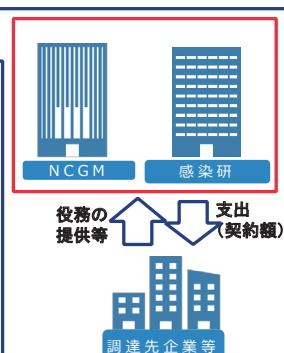
機構設立に伴い現在感染研で使用している府省共通システム（人事給与システム等）が使用できなくなることから、現在NCGMで利用している各事務系システム等を感染研でも利用可能とするための整備等を行う。

○資産評価等に必要な経費 0.9億円

機構設立にあたり感染研の国有財産やNCGMの所有資産は機構に現物出資することを想定していることから、出資に必要な土地境界線測量・土地鑑定評価等を行う。

○機構の業務に必要な施設整備費 2.4億円

機構の業務が確実に実施できるように施設の改修を行う。（感染研戸山庁舎・健栄研跡地改修、研修棟の新築）



3 実施主体

国：感染研

独法：NCGM

▶保健所や地方衛生研究所等の体制整備

新規
推進枠

新興感染症対応のための実践的な平時体制の強化

健康局結核感染症課（内線2382）
健康局健康課（内線2398）

令和6年度概算要求額 1.8億円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

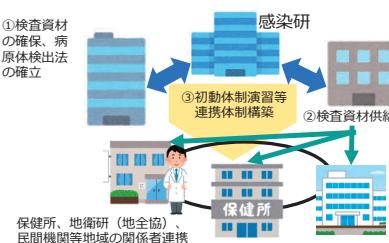
- 感染症法等改正により、基本指針の記載事項に「病原体等の検査」が追加されたことを踏まえ、感染研と地衛研の試験・検査等の業務における具体的な連携を深めるとともに、民間等と一緒にとした検査体制の抜本的強化を支援する体制を構築する。
- 病原体検出法の迅速な全国展開にかかる教訓に対応するため、以下の訓練等を実施する。
 - ・病原体検出マニュアルのアップデート
 - ・病原体検出法における反応試薬・検出機器等の組合せの検討
 - ・感染研と地衛研との早期からの協議及び迅速な検証メカニズムの構築とともに、地衛研の全国的な検査体制の強化
 - ・試薬の入手ルートの確保
 - ・試薬製造・販売業者、運送会社等関係事業者との連携含め検査試薬の全国展開のための枠組みの確保

2 事業の概要・スキーム

緊急時に展開する迅速な全国的な検査体制の構築

迅速に病原体検出法を構築するため、関係者の対応を整理、体制を確保する。

- ・作成された病原体検出法の候補について、地衛研と連携し検証を行う。
- ・地方衛生研究所全国協議会のネットワークを活用したブロック・全国単位での地衛研の検査体制の強化を図る。
- ・感染拡大を想定し、自治体、地衛研、検疫所、病院、民間検査会社などで検査を実施できるようにするための様々な試薬や機器での検証、検査資材の確保のための体制を構築する。
- ・全国に試薬を迅速に供給するための配備等に関する体制を構築する。
- ・試薬・機器メーカー等の民間の職能団体と自治体、地衛研、検疫所、大学、学会等と、病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制を確保するための訓練等を企画、実施する。



新規
推進枠

地方衛生研究所の機能・体制強化

健康局健康課（内線2398）

令和6年度概算要求額 9.5億円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地方衛生研究所については、令和4年12月に成立した地域保健法の改正により、保健所設置自治体に対し、地方衛生研究所等の有する機能（地域保健法に規定する地域における専門的な調査研究・試験検査等）を確保するために必要な措置（整備や連携等）を講ずる責務が定められ、令和5年5月に成立了した改正地域保健法において、地域保健法に規定する地域における専門的な調査研究・試験検査等を行う機関を「地方衛生研究所等」と定義付けられ、その位置づけが明確化された。
- 次の感染症危機に備え、地方衛生研究所は、広域的な感染症のまん延の際、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、国立感染症研究所との連携や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな感染症に係る知見の収集、国立感染症研究所への地域の状況等の情報提供、地域の変異株の状況の分析及び本庁や保健所等への情報提供、民間の検査機関における検査等に対する技術支援等の実施などを通じサービスイング機能を発揮することが求められることを踏まえ、感染症有事にしっかりと対応できる検査・サービスイング体制を構築するため、以下の要求を行う。

2 事業の概要・スキーム等

- 地方衛生研究所が、次の感染症危機において、事業目的に記載した役割を果たすことができるよう、体制整備を行うため、地方衛生研究所等の感染症検査室に係る新設・改築・増設・改修等について、保健衛生施設整備費のメニューに位置づける。

<対象>

地域保健法第26条に基づく調査・研究、試験・検査を行うために必要な地方衛生研究所等の改修等のために必要な工事費または工事請負費及び工事事務費



3 実施主体等

実施主体：都道府県、保健所設置市、特別区

補助率：1／2

○被用者保険への財政支援

拠出金負担の重い被用者保険への財政支援

保険局高齢者医療課（内線3137）

令和6年度概算要求額 820億円（820億円）※()内は前年度当初予算額

※ 医療保険制度改革に伴う被用者保険への財政支援強化への対応については、予算編成過程で検討する。

1 事業の目的

- 被用者保険において、高齢者医療制度を支えるための拠出金負担（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金）が増加する中で、拠出金負担の重い被用者保険者への支援を実施する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

①高齢者医療特別負担調整交付金（100億円）<平成29年度から開始>

従来から、拠出金負担が、義務的支出（拠出金負担+自保険者の法定給付費）に比べて過大な保険者の負担を全保険者で按分する仕組みを設けていたところ、この仕組みを拡大し、拡大部分に国費を一部充当して負担軽減を行う。（補助率：1／2）

（事業実績）126保険者（令和4年度）



②高齢者医療運営円滑化等補助金（720.4億円）<（1）平成2年度から開始、（2）平成27年度から開始>

被用者保険者の負担の重さに応じて、

- (1) 総報酬に占める前期高齢者納付金等の割合（所要保険料率）が重い保険者に対する負担軽減（120.4億円）
- (2) 前期高齢者納付金負担の対前年度からの伸び率の急増等に着目した負担軽減（600億円）を行う。（補助率：定額）

（事業実績）991保険者（令和4年度）



被用者保険の適用拡大に係る健康保険組合への財政支援

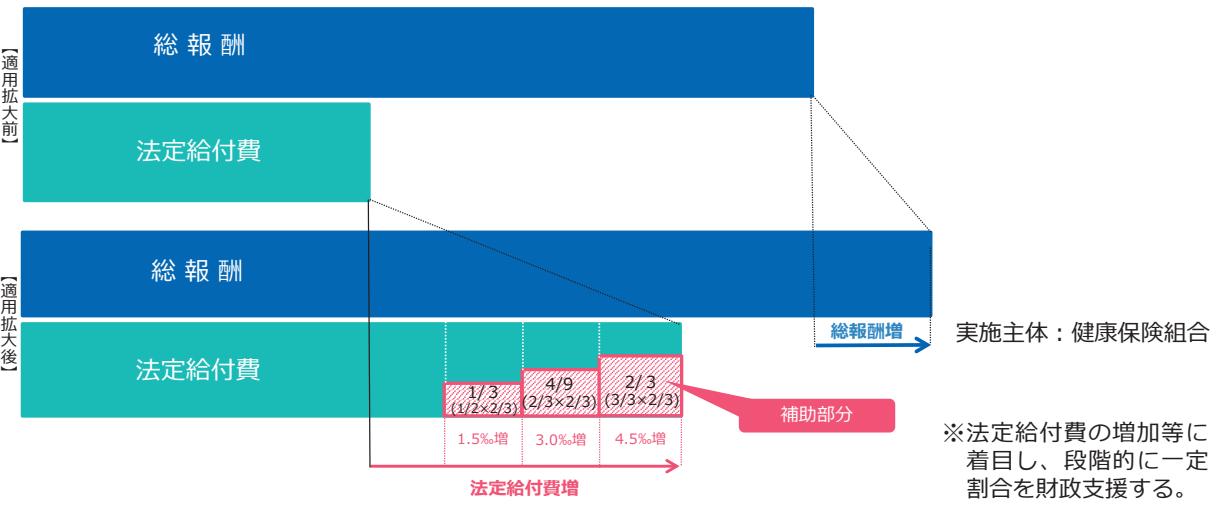
保険局保険課（内線3245）

令和6年度概算要求額 6.3億円（10億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律に基づき、令和4年10月及び令和6年10月からの短時間労働者の適用拡大の施行に伴う、加入者の増に伴う法定給付費の増により、財政が逼迫する恐れのある健康保険組合に対して、法定給付費の増加等に着目した財政支援を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



新規

推進枠

出産・子育ての安心につながる環境整備等の取組に対する財政支援

保険局保険課（内線3245）

令和6年度概算要求額 9.9億円（-）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

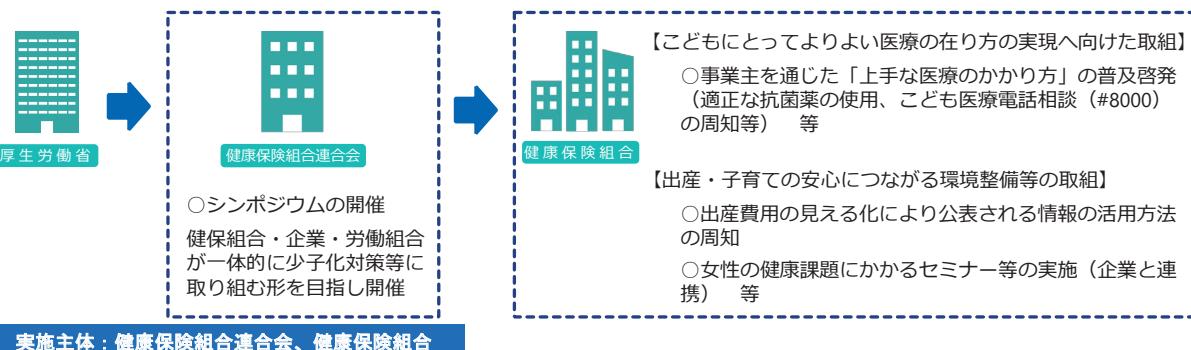
全世代対応型社会保障制度構築法※、子ども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）を踏まえた医療保険制度の改正等に合わせ、出産・子育ての安心につながる環境整備のため、子どもにとってよりよい医療の在り方の実現や出産費用の見える化により公表される情報の活用を図るためにの取組等を行う健康保険組合等に対する財政支援を行う。

※ 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

健康保険組合連合会及び健康保険組合が取り組む、次の事業に対する支援を行う。

- 子どもにとってよりよい医療の在り方の実現を図るために実施する、適切な医療のかかり方の普及啓発等、医療費適正化に係る取組
- 出産費用の見える化により公表される情報を活用し、産科医療機関を賢く選ぶための加入者への情報提供・周知広報等の取組
- 女性の健康づくり、出産育児支援のために実施する、企業と連携した効果的・先進的な保健事業等の取組



- 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者の正規化促進、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 全国加重平均で1,004円となる最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化

拡充

推進枠

業務改善助成金

労働基準局賃金課（内線5348）

令和6年度概算要求額 13億円（10億円）※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い時間給）の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

2 事業の概要・スキーム等

【事業概要】

生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。



【助成上限額】

(単位：万円)

引き上げる労働者数	引上げ額（※2）			
	30円	45円	60円	90円
1人	30(60)	45(80)	60(110)	90(170)
2～3人	50(90)	70(110)	90(160)	150(240)
4～6人	70(100)	100(140)	150(190)	270(290)
7人以上	100(120)	150(160)	230	450
10人以上（※1）	120(130)	180	300	600

※1 引上げ労働者数10人以上の上限額は一定の要件を満たした場合に適用

※2 「引上げ額」欄の()は事業場規模30人未満

【対象事業場】

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること

【助成率】

870円未満	870円以上920円未満	920円以上
9/10	4/5(9/10)	3/4(4/5)

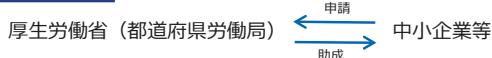
※()内は生産性要件を満たした事業者の場合

【拡充内容】

(要求枠)

- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額の要件（30円以内）を拡充する。
- ・助成率の区分「870円未満」「870円以上920円未満」「920円以上」の金額を引き上げる。
- ・特定の時期における事業場内最低賃金の引上げについて、引上げ後の申請を可能とする。

3 実施主体等



4 事業実績

- ◆ 交付決定件数：5,672件
- ◆ 執行額：45.8億円

※ 令和4年度実績